

10月10日(木)

出席委員

委員長 新妻 さえ子
副委員長 澤田 えみこ
同 松永 よしひろ
委員 のだて 稔史
同 やなぎさわ 聡
同 おぎの あやか
同 ゆきた 政春
同 ひがし ゆき
同 石田 ちひろ
同 田中 たけし
同 せらく 真央
同 松本 ときひろ
同 えのした 正人
同 山本 やすゆき
同 安藤 たい作
同 鈴木 ひろ子
同 横山 由香理
同 石田 しんご

委員 筒井 ようすけ
同 あくつ 広王
同 塚本 よしひろ
同 まつざわ 和昌
同 こしば 新
同 吉田 ゆみこ
同 高橋 しんじ
同 西本 たか子
同 中塚 亮
同 須貝 行宏
同 藤原 正則
同 こんの 孝子
同 若林 ひろき
同 石田 秀男
同 西村 直子
同 高橋 伸明
同 大倉 たかひろ

欠席委員

木村 健悟

その他の出席議員

渡辺 ゆういち

出席説明員

区 長 森 澤 恭 子	都市開発課長 中 道 元 紀
副 区 長 堀 越 明	まちづくり立体化担当課長 大 石 英 之
副 区 長 新 井 康	建 築 課 長 森 雄 治
企 画 経 営 部 長 久 保 田 善 行	防災まちづくり部長 溝 口 雅 之
企 画 課 長 崎 村 剛 光	災害対策担当部長 (危機管理担当部長兼務) 滝 澤 博 文
財 政 課 長 加 島 美 弥 子	地域交通政策課長 櫻 木 太 郎
区 長 室 長 柏 原 敦	交通安全担当課長 山 下 憲 雄
総 務 課 長 (秘書担当課長兼務) 勝 亦 隆 一	道 路 課 長 (用地担当課長兼務) 森 一 生
広町事業調整担当課長 泉 勝 也	公 園 課 長 大 友 恵 介
都 市 環 境 部 長 鈴 木 和 彦	河川下水道課長 北 原 淳
都市整備推進担当部長 鴫 田 正 明	防 災 課 長 平 原 康 造
都 市 計 画 課 長 高 梨 智 之	防災体制整備担当課長 羽 鳥 匡 彦
住 宅 課 長 川 原 由 香 乃	災害対策担当課長 伊 藤 大
木密整備推進課長 小 川 晋	会 計 管 理 者 大 串 史 和

教 育 長
伊 崎 み ゆ き
教 育 次 長
米 田 博



○午前9時30分開会

○新妻委員長 　ただいまより、決算特別委員会を開会いたします。

それでは、令和5年度品川区一般会計歳入歳出決算および災害復旧特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第6款土木費および災害復旧特別会計歳入歳出決算でございますので、ご了承承願います。

それでは、これより、本日予定の審査項目の全てを一括してご説明願います。

○大串会計管理者 　おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

一般会計第6款土木費からご説明申し上げます。

決算書の330ページをお願いいたします。

第6款土木費は、予算現額214億7,338万5,000円、支出済額は202億3,649万6,252円で、執行率は94.2%、支出済額の対前年度比は40億9,373万7,176円、25.4%の増であります。

増の主なものは、戸越公園駅周辺地区再開発事業、大崎駅周辺地区再開発事業に係る支出であります。

1項土木管理費の支出済額は9億4,319万3,549円で、執行率は94.4%であります。

交通安全の啓発、駅周辺等放置自転車対策、シェアサイクル事業などを行いました。

2枚おめくりいただきまして、2項道路橋梁費の支出済額は27億6,589万7,012円で、執行率は93.9%であります。

道路バリアフリー工事、橋梁長寿命化修繕事業などを行いました。

続きまして、340ページにまいります。

3項河川費の支出済額は23億5,931万5,538円で、執行率は95.1%であります。

第二戸越幹線整備工事や、下水道管改修工事などを行いました。

続きまして、344ページにまいります。

4項都市計画費の支出済額は111億4,672万6,891円で、執行率は94.3%であります。

1目都市計画費では、景観まちづくり推進事業のほか、コミュニティバスの試行運行などを行いました。

次のページにまいりまして、2目木密整備推進費では、不燃化特区支援事業や、都市防災不燃化促進事業などを行いました。

2枚おめくりいただきまして、350ページでございます。

3目都市開発費では、大崎駅周辺地区などの再開発事業への補助や、連続立体交差化事業などを行いました。

次のページにまいりまして、4目公園管理費では、公園児童遊園の維持管理のほか、しながわ区民公園などの再整備、しながわ水族館の運営や緑化活動支援事業などを行いました。

続きまして、358ページにまいります。

5項建築費の支出済額は10億162万3,079円で、執行率は80.4%であります。

細街路拡幅整備事業、住宅・建築物耐震化支援事業や建築行政指導などを行いました。

2枚おめくりいただきまして、362ページにまいります。

6項住宅費の支出済額は、9億6,474万4,659円で、執行率は91.8%であります。

住宅改善資金の融資あっ旋、助成や、区営住宅・区民住宅の維持管理、居住支援事業などを行いました。

た。

次の366ページにまいります。

7項防災費の支出済額は10億5,499万5,524円で、執行率は92.8%であります。

地域防災計画の大規模修正や、防災区民組織の育成、しながわ防災学校の運営などを行いました。

土木費の説明は以上でございます。

次に、恐れ入りますが、512ページをお願いいたします。

災害復旧特別会計のご説明をいたします。

歳入第1款繰入金、第1項基金繰入金は、予算現額15億円、4列右にまいりまして、収入済額は4,676万2,106円で、収入率は3.1%、対前年度借増であります。

次のページにまいりまして、歳出第1款災害復旧費、第1項災害復旧費は、予算現額15億円、支出済額は4,676万2,106円で、執行率は3.1%、令和5年6月2日から3日の大雨道路等補修工事などに支出いたしました。

○新妻委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、現在、30名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。西村直子委員。

○西村委員 おはようございます。よろしく願いいたします。339ページ、踏切への視覚障害者誘導用ブロックの整備、353ページ、公園・児童遊園維持管理費から伺ってまいります。

まずは、公園の維持管理費について伺います。

令和5年度も大変暑い夏だったと記憶しております。区が取り組んだ熱中症対策をお聞かせください。

○大友公園課長 公園における熱中症対策といたしましては、日陰をできるだけつくっていききたいということで、パーゴラに葦簾を設置しまして暑さ対策をしているところでございます。また、葦簾に加えまして、ミストの設置、稼働も併せて行わせていただいているところでございます。

○西村委員 パーゴラへの葦簾は、私も見かけております。随分涼しさが変わるなど実感がありますが、また、今年の夏も大変暑くなっておりました。

そこで、都内の各地で公園での花火が解禁となっております。区内の公園で花火が禁止されている理由を伺います。

○大友公園課長 品川区立公園条例におきまして、公園の管理に支障がある行為をすることを禁止事項としているというところにおきまして、火災の危険性であったり、近隣に対する煙や音の影響などから禁止しているものでございます。

○西村委員 品川区立公園条例ということでもありますけれども、今、区内で花火が認められている公園もあるかと思えます。その数と、また、その理由をお聞かせください。

○大友公園課長 現在、区内で花火が認められている公園につきましては、しながわ花海道で認められているという形になってございます。しながわ花海道で運河に向けた手持ち花火のみという形での許可という形になってございます。

こちらを認めている理由ですけれども、しながわ花海道、こちらは運河に面しているというところから火災の危険性が少ないことから、運河に向けた手持ち花火であれば、公園の管理に支障がないこととして運用しているものでございます。

○西村委員 昭和の話ばかりして申し訳ないですが、私の子どもの頃は道路でも花火をしていたなど

いうふうに思うのですが、今、品川区で子育てをしましても、なかなか花火を道路でしているようなお子さん、また、公園も見受けられなくなっております。これまで花火は、子育て世帯からも様々要望をいただいておりますが、公園課は特に苦情も多く大変難しい判断になるだろうと思ってきました。しかしながら、この夏、他区の様子を見ておりますと、解禁をしたという自治体が多くありました。

例えば、2日間と限定した千代田区は、1,000人が殺到したとの記事も見ております。公園で花火ができるようにしてもらいたいと思っておりますが、区のお考えと、また、難しさもあると思います。その辺りをお聞かせください。

○大友公園課長 他区の状況につきましては、区も把握しているところがございます。他区、全面的に禁止している区から、認めている区まで様々あると認識してございます。認めている区におきましても、ほぼ条件付となっているところだと思っております。

区といたしましても、他区の状況も踏まえまして、来年の夏に向けて検討を進めてまいりたいと考えてございます。使用できる公園や場所、時間帯など、一定のルールを設けて試行という形を考えていくことになるかと思っております。

○西村委員 ぜひお願いしたいと思うのですが、試行ということであれば、第一段階はエリアごとの拠点、また、次のストーリーということでご準備いただけるのであれば、テストをしながら徐々に区内に拡大をしていくということを念頭にお考えいただきたいと思っております。

他区の状況をお伺いしましたけれども、時間ですとか、また、手持ちしか駄目だというルールですとか、様々事例も出てきておりますので、ぜひご検討いただきたいと思えます。

また、中止の判断をしてきた自治体では、子どもたちの娯楽をなくす形になってしまうが、近隣住民への迷惑や危険につながるリスクがある以上、致し方ないと記事には書かれておりました。これまで私も述べさせていただいたことがあるのですが、品川区でも、様々な近隣の方の苦情を受けて対応に苦慮されてきた経緯があります。また、苦情のたびに看板を立てているという自治体によりまして、コロナ禍で外出を控えるようになってから件数は増えており、苦情対応に多くの時間を割かれているとおっしゃっておられました。また、看板は少ない方がいいが、まずは苦情に応えることが優先。素早く対応できるし、看板を理由に注意しやすいと。トラブル回避に看板頼みになっているという実情も記事に書かれております。

この禁止看板の多さが地域のコミュニケーション不足を示すバロメーターではないかとおっしゃっている地域の方もおられました。なかなか本当に難しいテーマだと思うのですが、私も追いかけていきたい課題だと思っております。景観を守る、また、子どもの声を聞くということをとらまえても、これからの公園管理を考える上で、ぜひ取り組んでいただきたいテーマだと思っておりますので、これは要望とさせていただきますと思います。

次に、同じように、公園の中で公園管理における犬を連れて入ることのできる公園について伺いたいと思えます。

会派としては、ドッグランは東京都の施設でと考えております。都立のようなところでないと、実際にはなかなか厳しいのではないかと、会派の中でも様々議論をしてみましたが、花火と同じで、現状ですと、ペットが入れる公園に集中してしまうという地元の方からの声もあります。

そこで、2点伺いたいのですが、まず、犬を連れて入れる公園が、区内に幾つあるのか、そしてまた、入れる公園内で入れない区域のルールなどがあればお聞かせください。

○大友公園課長 犬を連れて入ることができる公園、また、児童遊園の数は、計20か所となっております。

ざいます。

各公園とも園路部分のみに入ることが可能となっておりまして、植物が生えている植栽帯であったり、芝生、花壇などへの立入りはできないという形のルールで運用させていただいております。

○西村委員 公園ルールの周知も大変難しいとは思いますが、実際に犬を飼っている区民の方に聞きましたところ、どこがペットの入れる公園かということは、なかなか理解しておられないということもございました。区民の方が知らないことで、先ほどからの質問につながるのですが、なぜペットが公園に入っているのだというふうな苦情も入ってくると伺っております。苦情を減らすという観点からも、周知の仕方をぜひご検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、踏切なのですけれども、令和5年度に踏切の手前部に視覚障害者誘導用ブロックを区内で初めて設置させていただいております。実際に使う方が現地で困っていることについて把握をする必要があると思っておりますが、どのような整備をされたのか伺います。

○森道路課長 踏切手前部の点字ブロックの設置につきましては、令和4年度から当事者の方とお話をさせていただきまして、昨年度、実際に現地で、苗木原踏切というところがございますけれども、実際に現地に立ち会っていただいて、どういった部分が困っているというようなところを確認したところでございます。

○西村委員 区内14か所というふうに、私も建設委員会の資料を見させていただきまして、鉄道会社の協力が必要な中、奈良県で起きた事故を受けて、国のガイドラインが改定されて、すぐに動いていただいた大変早いご判断に感謝を申し上げたいと思っております。

また、1点伺いたいのが、事故に遭われた方の動画を実際に見ておりまして、踏切内に行って警報音が鳴って、立ち止まってしまっ、引き返そうとしてしまわれたと記録されております。視覚障害者の方々の意見を聞きながら、ぜひ歩道の延長沿いで踏切の中にも点字ブロックをつけていただくご検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○森道路課長 実際に当事者の方のお話を聞く中でも、踏切の中にいるのか外にいるのかということが分からないというお話もございました。国のガイドラインでは、手前部に付けるものと、中につけるものと形状を変えるというふうになっておりまして、基本的には、鉄道事業者のほうで中に設置していただくように、今、協議を進めているところでございます。

引き続き、早期の整備について進めていきたいというふうに思っております。

○西村委員 中に入ってしまったかどうかということも大変分かりづらいというのは、本当に今、おっしゃっていただいたとおりであると思っております。ぜひとも引き続きご準備、そして整備をお願いしたいと思っております。

○新妻委員長 次に、ゆきた政春委員。

○ゆきた委員 私からは、339ページの、今、西村委員からありましたけれども、踏切への視覚障害者誘導用ブロックの整備、359ページの住宅・建築物耐震化支援事業について、また、そこに関連して、台風診断についてお伺いしてまいります。

まず初めに、視覚障害者誘導用ブロックの整備について質問いたします。

我が会派で訴えてきた内容ですが、先ほどもあったとおり、令和4年、国土交通省の踏切の安全性向上に関するバリアフリー指針の改定で、視覚障害者が踏切内で列車と接触し死亡する事故があったことを受け、令和6年1月の改定では、踏切道内の点字ブロックの誘導表示を増やすため、整備の位置づけを「望ましい」から「標準的」に格上げされました。品川区では、建設委員会で理事者の説明から、昨

年度は東急電鉄の各線と交差する14か所について整備を進め、残る12か所についても、JR東日本、京急電鉄と協議を進め、今年度、整備を進めていくとありましたが、現在の進捗、今後の方向性の展開についてお聞きできればと思います。

○森道路課長 区内の踏切は、東急電鉄が一番多いところでございますけれども、JRと京急電鉄にもございます。JRと京急電鉄につきましては、今年度、これから協議を進めていきまして、しっかりと踏切手前部の整備を進めていきたいというふうに考えております。

○ゆきた委員 ぜひ踏切手前部の残り部分と、またさらに、先ほどもありましたとおりで、踏切道内の部分についても早急に進めていただければと思います。

また、踏切道内の点字ブロックについては、鉄道会社各線の管理区域になっているところと思われますが、神奈川県ではバリアフリー法で、特に障害者に配慮すべきと指定された3か所の踏切を優先して、今年度中に県内の29か所の踏切内の点字ブロック工事が行われる予定であり、既に設置された相模原市の踏切は、踏切道内にあることが分かるように、線状ブロックは4本線ですが、中にあることが分かるように、2本線で対策措置がとられています。

道路課では、昨年の夏頃に、先ほどもありましたが、実証実験として、苗木原踏切を視覚障害者団体に実際に渡ってもらい、現場でアンケートをとったということでお聞きしておりますが、こちらからどういったお声があったのか、お聞きできればと思います。

○森道路課長 昨年度の意見交換の中では、点字ブロックだけではなくて、例えば、音声案内ですとか、そういったものも組み合わせたいというふうなお話であったり、今、ガイドラインは統一的なものが示されておりますけれども、当時は、国や都と、それから市町村と同じような統一的なデザインでやってほしいというふうなお声があったというふうに認識しております。

○ゆきた委員 私も視覚障害者の団体と、また、視覚障害者の地域の方からお声を聞いて、踏切道内の中に入ったときに、両幅に縁石があると安心して素早く進むことができるということでお話を受けました。危険な箇所では視界が全くなくなるというのは本当に恐怖です。私も元消防官として、炎が延焼する建物の中に、人命救助、人命検索をさせていただいておりましたが、その中で、建物が延焼した中に入ると、煙が充満して全く視界が見えなくなります。その中で頼りになったのが壁です。壁から手を離したり、足を離したりすると、自分がどこにいるのか、どこから入ってきたか、出口がどこかということとは全く分からなくなります。私も視覚障害者の団体と視覚障害者の地域の方からお声を聞いたのが、アイマスクとか、目を閉じた状態で、一度でもいいから踏切を渡ってほしいというふうにお話を受けました。実際に私もやってみて、踏切手前部には最優先でつけなければいけないというふうに感じました。

先日、決算特別委員会で、お話しさせていただきましたが、相手の、その一人の立場に立つということは、なかなか難しいことだと思いますし、できないことだと思いますが、そこに寄り添うことはできると思いますし、それも行政でもできることだと感じています。道路課でそういった現場の声をお聞きしているようであれば、その現場の声を大事にして力強く進めていただきたいと思います。その上で区のお考えをお聞きしたいと思います。

○森道路課長 今、委員ご指摘のとおり、視覚障害者の方の意見をしっかりと伺うということは大変重要なことだというふうに道路課としても考えているところでございます。

点字ブロックにつきましては、障害者団体の方のご要望を毎年のようにいただいております。それに対して、できることからしっかりとやらせていただいているところでございます。

また、音声誘導につきましても、点字ブロックを活用した音声誘導という事業も本年度から進めておりますけれども、それについても障害者支援課と一緒に、当事者の方の意見を聞きながら進めているところでございます。これもしっかり引き続き行っていきまして、視覚障害者の方が安心して道路、踏切を通行できるように進めていければというふうに思っております。

○ゆきた委員 ぜひ進めていただければと思います。

先ほど、縁石のある図面というふうにお伝えしましたが、品川区内の踏切内に縁石がある踏切は、権現台踏切、苗木原踏切、住吉踏切などありますが、レールの部分の縁石の切れ目はもちろんありますが、レールを越えた後の縁石をまた探して、次に縁石を伝えていくと、地面を確認しながらよりも素早く安心して渡ることができるかと視覚障害者の団体、また、地域の視覚障害者の方からのお声もあります。また、視覚障害者だけではなく、縁石があることで、車椅子の方や高齢者の方へも踏切内の舗装がされたところから外れることを防ぐ安全対策ともなります。こういった場所への縁石等による措置をしてほしいとの声も聞いています。踏切内での端から端までを一直線で結ぶ点字ブロックが対策として主流となっていますが、主な用途は違うとしても、縁石も考慮していただき、現場の声を大事にして、事故が起こる前に、またさらに視覚障害者の不安を軽減していけるように、より一層、鉄道各会社への働きかけ、また、その整備について、踏切内も含めて一体的に進むように求めたいと思いますが、各鉄道事業者と区との話合いや、その反応の状況も含めて、区のお考えをお聞きできればと思います。

○森道路課長 鉄道事業者とのお話の中で、東急電鉄の部分につきましては、旗の台駅の少し北側にあります荏原中延2号、これは昭和大学に続くところの踏切でございますけれども、そちらについては、重要な踏切であるというふうに国のほうから指定をされておまして、令和7年度中の踏切内の整備が求められているところでございます。鉄道事業者も、これを目標に設置していくというふうに聞いておりますので、引き続き協議を進めていきたいと思っております。

○ゆきた委員 特に危ないと危険視されているところを重点的に、そこから進めていただければと思いますが、またもう1点で、特に旗の台駅の東口にある踏切は怖いというお声も聞いています。踏切手前には点字ブロックの措置が既にとられ設置されていますが、人通りも多く、踏切の開いている時間の間隔も短い場合もあり、横断中に舗装された幅から外れてしまうおそれがあり、転倒の危険もあります。こういった場所も考慮して、さらに進めていただければと思います。

続いて、住宅・建築物耐震化支援事業について質問いたします。

住宅・建築物耐震化支援事業の耐風診断、風に耐える診断としてありますが、ここ数年で集中豪雨やゲリラ豪雨が多発し、建築物、特に屋根部分の耐久性能診断が重要視されています。ここについて、耐風診断の区の認識をお聞きできればと思います。

○森建築課長 令和元年に起きました台風の影響で、千葉県で大きな被害が出ているということは認識しております。

区内でも被害が出ておまして、屋根、耐風診断というもの、国の補助もあるということは認識してございます。

○ゆきた委員 今後ますますゲリラ豪雨とか集中豪雨といった予想もしない異常気象が発生することも考えられますので、ここについて進めていただければと思いますが、こちらは、また後日やりたいと思います。

○新妻委員長 次に、ひがし委員。

○ひがし委員 本日もよろしくお願ひいたします。私からは、333ページ、交通安全啓発費について

て、357ページ、おもてなしトイレ整備費について、367ページ、防災訓練経費、また、369ページ、避難行動要支援者経費について順不同で質問をさせていただきます。

最初に、おもてなしトイレ整備費についてお伺いします。

東京オリンピック・パラリンピックを機に、日本のトイレはもっときれいで快適に誰もが使いやすくおもてなしの心に満ちたトイレ新時代を迎えようと各自治体で整備が始まったものと認識しております。

品川区でも、令和9年度までに洋式化が完了すると議事録でも確認させていただきました。洋式化の進捗の現状と、また、見直しについてお答えください。

○大友公園課長 公衆便所、公園・児童遊園便所の洋式化について、全129か所のうち、令和5年度末時点で95か所、約74%の洋式化が完了しているところでございます。

令和6年度、10か所の実施を予定しておりまして、105か所、81%の洋式化が完了する予定になってございます。

毎年10か所程度の洋式化を進めまして、令和9年度に全129か所の洋式化を完了させるという考えでございます。

○ひがし委員 ご説明ありがとうございます。進捗について確認することができました。

実は、最近、区民からの相談で一番多いのが公共トイレについてのご相談です。なので、渋谷区の「THE TOKYO TOILET」事業の視察に行かせていただきました。そこで事業の発案者の方の一節を少し引用させていただきます。

障害者も健常者も、そしてLGBTもQ+も関係ない。全ての人が違うという意味で平等な社会、違うということが当たり前だと思える社会の在り方を目指し、表現することが自分なりのおもてなしなのではと思うようになった。みんなが違う、だけど、みんなに共通すること、人間が人間である以上、誰しも関わる根源的なこと、忙しくて食事も睡眠もとれない日はあっても、忙しくて一度もトイレに行かなかつたという話は聞いたことがない。トイレと無関係でいられる人など一人もいない、人類共通のどうしても必要な場所、汚い、臭い、危険、そういったよいイメージのない公共トイレを驚くほど美しく、誰にとっても使いやすい安全な場所として生まれ変わらせることができれば、多様性を受け止める社会の実現につながる第一歩になるのではというようなことでこの事業を行ったそうです。

区民の方からも、トイレをなくす自治体が増えてきていると聞いたが、品川区は大丈夫なのか、また、女性の視点、防犯の視点を取り入れてほしい。誰しもがトイレだと分かって、そして利用しやすい、そのようなトイレを品川区でも実現してほしいというようなお声をいただいております。

このような区民の声を受けて、区の認識、また、今後のトイレ整備についての見解をお聞かせください。

○大友公園課長 現在進めているところは、洋便器化を優先して取り組んでいるところでございます。

今、委員からお話がありましたように、渋谷区が実施しているようなデザイントイレであったり、利用しやすいトイレというような改修に向けましては、公園の改修のタイミングに合わせたトイレの改修を行っていきたいと考えておりまして、そのときに広く地域の方からのご意見等々をいただきながら進めていきたいと考えているところでございます。

○ひがし委員 渋谷区のもの全てがいいというものではなく、デザインが変わり利用しやすくなった、そして観光客からの喜びの声などがある一方で、維持費がかかる、また、故障の問題、トイレと分かりにくいなどの課題もあるというふうに向っております。ぜひこのような事例も研究していただき、誰も

が使いやすいトイレの整備を進めていただきたい。さらに、こちらは洋式化と併せて進めていただければというふうに思っております。こちらは重ねての要望とさせていただきます、次の質問とさせていただきます。

次に、交通安全啓発費に関連して、電動キックボードを中心に、交通安全啓発とヘルメット着用の強化についてお伺いいたします。

昨年の7月から一定の基準を満たした車両については、16歳以上、運転免許なしで乗ることができるようになっております。品川区では、今年度9月に秋の交通安全運動前に電動キックボードの事故防止について、プロレスラーの方が1日警察署長に任命され、注意の呼びかけも実施していると認識しております。都内では人身事故も増加しており、品川区内でも電動キックボードを使用している方が増加しているように感じます。

品川区の昨年また今年の交通事故の件数、利用者の違反数についてお答えください。

○山下交通安全担当課長 交通事故の件数についてでございますが、電動キックボードに特化してお話しさせていただきますと、これは警視庁からの暫定値でいただいているところですけれども、昨年は、7月1日の法改正後12月末まで、0件でございました。1件も発生していないところでしたけれども、本年に入りまして、8月末現在、8件、電動キックボードが関与する事故が発生しているということでございます。

なお、幸いなことに、大きな事故、大きなけがにつながる事故ではなく、軽症ということで聞いているところでございます。

○ひがし委員 8件起きているということなので、軽症であっても、ヘルメット等を着用していない場合は、予後が大変になったりとか、身体に影響が出る事故につながるというふうに思っております。歩道通行や信号無視、区としても取締りの強化をするべき、また、警察との連携、さらに若い世代への指導も強化すべきだと思っておりますが、区の現状をお聞かせください。

また、もう1点、併せてヘルメットの着用率についてです。警視庁のヘルメット着用率の調査も見させていただきました。都道府県別で地域差があり、着用している県は最大で70%近く、低いところでは5%程度にとどまる地域など格差が出ているというような評価になっておりました。東京都もあまり高いほうの値ではないかなというふうに認識しております。

品川区では、自転車ヘルメット助成が開始しております。その点について、ヘルメット着用の上昇率等ありましたら、教えてください。

○山下交通安全担当課長 ヘルメットの着用率の関係でございますが、電動キックボードに関しての着用率は、数字がないのでお答えすることはできませんが、自転車につきましては、令和4年度末の数字が3.15%程度であったところから、令和5年度末、1年後には11%ほどまで上がっている状況になります。こちらは警視庁の定点調査、2か月ほど調査したところの結果になっておりますが、いずれにしても、区のヘルメット助成の影響もあるかと思っておりますけれども、徐々に着用率は上昇してきているところであると認識しております。

○ひがし委員 ぜひ若い世代の方々、電動キックボードによく乗っていると思うので、その点についても改めて質問させていただきますので、この後お答えください。

また、ヘルメットを着用しない理由を見てもみると、着用が面倒、次いで、努力義務であり義務ではないから、その次に、駐車場また移動先にヘルメットの保管場所がないというのが回答の理由として出ております。

このようなことを考えると、各個人での購入だけではなく、ぜひ電動キックボード事業者への働きかけも必要だと思っております。その点についてもご見解をお聞かせいただければと思います。

○山下交通安全担当課長 若者に対する指導等でございますけれども、現在は警察署と連携をとりまして、高校生だとか、そういった方に実技教室を行っているところでございます。

また、自転車安全利用指導員というものをやっているのですけれども、こちらが交差点で自転車に対する指導を行っている際に、電動キックボードに対しても積極的に啓発を行っているところでございます。

また、ヘルメットの着用については、区内でいいますと、LUUPなどの事業者がいるのですけれども、そちらとも連絡をとることもありますので、そういった機会を捉えて、今後のヘルメットの着用率向上に向けた対策をとるようなことも申入れしてまいりたいと考えているところでございます。

○ひがし委員 ぜひ個人だけではなく、事業者への働きかけを進めていただければなというふうに思います。

あともう1点、こちらは要望なのですけれども、今回、品川区が打ち出しているもの、自転車ヘルメット購入助成というふうになっていて、課長に確認したところ、LUUPの電動キックボードに対しても、このヘルメット助成が活用できるということだったのですが、打ち出し方といいますか、絵のところも見てみても、全部自転車みたいなどころがあるので、ぜひ電動キックボードでも使えるというところをしっかりと周知していただくとともに、電動キックボードもヘルメットを着用すべきだということを、品川区でも啓発強化していただければなというふうに思います。こちらは要望とさせていただきます。

最後に、防災訓練経費と避難行動要支援者経費について、併せて質問をさせていただきます。

防災訓練に障害がある方も参加できるようにとの要望を以前から求めておりました。ご答弁でも、品川区では、障害がある方も参加できるように総合防災訓練で検討していくというようなご回答をいただいております。現状と課題についてお聞かせください。

○伊藤災害対策担当課長 ただいま、総合防災訓練に際しまして、障害のある方の参加についての区の取組ならびに課題等についてご質問をいただきました。

既に3か所で、本年につきましては、総合防災訓練のうち3地区で実施してございます。こちらにつきましては、手話通訳者を2名、各訓練会場に配置しておりまして、聴覚障害者の方々にも対応できるような対応をしてございます。

また、会場には、筆記ができるようなタブレットまたは13か国語に対応した多言語のタブレットを用意しておりまして、外国人がいらっしゃる際にも対応させていただいて、問題がないようにやっているような状況でございます。

一方ですが、課題ということですが、会場にいらした方の案内がなかなかしっかりできていないというような現状も聞いているような状況でございます。事前には障害者団体の皆様を通じまして、会場にいる防災課職員、防災服を着たりだとか、キャップをかぶっている職員が、何かあれば対応するというお伝えはしてございますけれども、なかなかそこにまだ至らなかったというような点は反省なのかなと認識をしてございます。

今後、まだ訓練がございまして、そこを周知するほか、職員に対してもしっかりと周知をして対応できるように進めてまいりたいと感じております。

○ひがし委員 まず、障害者団体の方へも、そういう訓練へ参加できるということをお伝えしてほし

いにご要望したところ、早速実施をしてくださったということで評価をさせていただきます。

他区の事例等を確認させていただきました。こういう総合防災訓練、一般の方が参加するものに障害のある方も参加できる、この品川区の取組は大変すばらしいというふうに思っております。

ただ一方で、障害がある方がメインで参加できるような防災訓練を他区の自治体では行っているところもあります。実際には、どういうことを支援すればいいのかというところを参加した方々へも知ってもらうということがメインになっています。私たち議員もユニバーサルマナー検定を受けさせていただきました。災害のとき、車椅子をどうやって下ろすだったりとか、どういうふうに介助をしたらいいかというところも訓練の中に盛り込んでいく必要があるのかなというふうに思っております。

1件紹介させていただくと、障害者団体、防災訓練を開始し、一緒に避難を考えるというようなことをテーマで実施している記事がありました。このように障害に関わらず一緒に避難をできる地域をつくっていく必要があると思っております。このような活動を品川区でもぜひ進めていただきたいと思っているので、その点について見解をお聞かせください。

○伊藤災害対策担当課長 ただいま、障害者を中心とした訓練ならびに支援者を対象とした訓練についてご質問をいただきました。

まず、障害者を中心とした訓練につきましては、まずもってどういった訓練をやっているかということをしかりと障害者の方々にも知っていただくことが、まずは先決ではないかと考えております。

その上で、今回、整理をさせていただきました手話通訳者を通じた訓練の紹介だとか、また、私どもも障害者団体の方々のところへ赴きまして、どういったニーズがあるのかということ把握した上で、今後の訓練に反映させていただければと考えております。

また一方で、支援する側の訓練としましては、例えば、しながわ防災学校等で車椅子の体験をやったりだとか、障害者を車椅子で移動させるような訓練もやったりできますので、そういったことも広報していければと考えてございます。

○ひがし委員 ぜひ実際の障害がある方と支援者が一緒に参加できて、そのことを学べるというところが必要だと思うので、しながわ防災学校のものを実際に自分が体験すると、また少し違うのかなというふうに思いますので、その点については、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、個別避難計画は福祉部を中心に進めていると思いますが、具体的な避難支援にどのように活用しているのでしょうか。時間が短いので、答えられる範囲でお答えください。

○平原防災課長 避難行動要支援者につきましては、個別避難計画ではなくて、避難行動要支援者名簿を、本人の同意のあった方を平常時から提供しており、その提供のあったものをベースに、地域において、ふだんからどのような方がいるのか、そういったところを把握していただいて、できれば訓練などに役立てていただくといったことで取組を進めさせていただいているところでございます。

○ひがし委員 この点について、本当に災害医療というところとか、障害がある方の防災の観点はずごく大切だと思っているので、この点については、ぜひ総括のところでも改めて質問させていただきたいと思います。

○新妻委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 365ページ、区営住宅管理費、333ページ、都市再開発費について伺います。

まず、区営住宅ですけれども、都営住宅では、2019年9月に、従来必要とされていた入居時の連帯保証人をなくしました。背景には、2020年度から賃貸住宅契約者の保証人が責任を追う上限額の明示を義務づけるという改正民法が施行されることになって、この改正を受けて、2018年3月に国

交省から東京都のほうに通達が出されたということが背景にあるということです。通達には、住宅に困窮する低所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、1件でも生じてはいけない、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えますという通知だったのです。しかし、公営住宅では、いまだに保証人が必要とされています。立てられない方は、年間1万円余の保証料を払って保証会社を利用するしかありません。

現在、区営住宅に入居している方にお話を伺うことができました。この方の家賃は月1万2,000円なのですが、「年間1万110円の保証料の負担は、13か月家賃を払っているようなものです」とおっしゃっていました。そうですね。あと、保証人をなくしたほうがいいと思うのですよということを言うと、「いや、都営住宅は保証人が必要ないと聞いています、区営住宅でもそうしてもらいたいですね、これから入る人も大変ですから」とお話しされていました。

質問なのですけれども、令和5年度の区営住宅入居者のうち、保証会社を使っている方は何%ぐらいいるのか、もし分かればお伺いしたいと思います。

併せて、改めて区営住宅でも入居の際の保証人を不要とするよう求めますけれども、いかがでしょうか。

○川原住宅課長 2点ご質問をいただきました。

まず1点目が、令和5年度に保証会社を使っている人数というご質問でございます。

手元にあるのは、直近の令和6年9月分の区営住宅の滞納督促というところから出ている納付指導の実績で申し上げさせていただきますと、納付ができなかった方は、区営住宅の方で23名いらっしゃいます。多くが1か月の滞納ということで、引き落としができなかった引落未済の方が多くいらっしゃる形で、その方が半数以上いらっしゃいます。うち、保証会社による代位弁済という形で、保証会社を利用して家賃の保証を受けた方は、直近で申し上げると4名いらっしゃるような状況でございます。

そして2点目のご質問、保証人は不要なのではないかというご質問でございます。

確かに委員のご指摘のとおり、都営住宅に関しては保証人を廃止したということは存じ上げているところでございます。その理由としましては、都にも確認いたしましたところ、一定の家賃が滞納した月を3か月程度経過した場合には、法的措置の対象者を選び、そして、一律的に使用許可の取消しを通知して、場合によっては、そのまま入金がない場合には訴訟に移行するという形をとっているというふうにご存じしております。

区営住宅と違って都営住宅はかなり戸数も多いですので、そういった一律の対応が場合によっては必要というふうに都は判断しているところではございますが、品川区においては、区営住宅、先ほど申し上げた二十数名の滞納者の方には、しっかりと寄り添った対応をしているところでございます。滞納が発生してしまった方に対しては、まずは督促状を送るとともに、面談などを促して、滞納を阻止するような形で行っておりまして、保証人というのは本当に最終手段でございます。保証人の方に連絡するのは、ご本人と連絡がつかなくなってしまった場合など、事前に催告をしまして、これ以上連絡がない場合に保証人にご連絡をさせていただきますという形で、ようやく連絡がとれて納付につながったというケースもございます。

引き続き、区では保証人は必要というふうにご存じいただき、適切な納付の指導、そして寄り添った対応をしていきたいと思っております。

○安藤委員 少し聞いたことに答えていない気がするのですが、丁寧にやっているということですよ

ね。それはいいのですよ、別に。私が聞いたのは、保証人を入居条件にしないようにしてくださいということを使ったのです。

2019年11月には、千葉弁護士会が意見書を発表していきまして、公営住宅の入居に際して連帯保証人等を求めることは、公営住宅が入居者として想定している低所得者の入居を妨げ、かえって公営住宅法の趣旨に反する結果を招いてしまっていると書いています。さらに、地方公共団体は、公営住宅が住宅セーフティネットの中核として、そういう質疑も先日ありましたが、その役割が期待されていることに鑑み、公営住宅の入居に際しては、連帯保証人等を不要とする条例改正を行うべきであるというふうにしているのです。

あと、保証人をなくした直後に東京都が出していた「すまいのひろば」には、こういうふうに書いていまして、既にお届けいただいている連帯保証人については、名義人の方からの届出より連絡先に変更することができますとあります。ということで、連帯保証人を不要とするということは、現在、13か月分の家賃を払っている先ほど紹介した方の負担軽減にもなりますし、セーフティネットの中核としての公営住宅の役割を果たすことにつながるのだとも思いますので、改めて、区営住宅の保証人不要へ改正を求めますけれども、いかがでしょうか。

○川原住宅課長 保証人に対するご意見をいただいたところでございます。現在は、区営住宅の入居の要件は、保証人を立てることを要件としております。しっかりと引き続き寄り添った対応しつつ、今後も入居要件としては、保証人を置くという形で現在は考えているところでございます。

○安藤委員 現在の考えを改めてくださいということなのです。やはり東京都も変えていますから、先ほどのような弁護士会からの指摘もあるわけです。公営住宅の役割を果たすためにはということもありますので、これは品川区、変えないというのは、私は問題になるのではないかと思いますので、変えていただきたいと強く申し上げたいと思います。

次に、再開発なのですが、品川区が容積率緩和や税金投入などで推進している超高層再開発に、各地で地権者はじめ住民の反対の声が広がっており、住民組織も立ち上がっていきまして、それらのネットワーク組織まで立ち上がっています。そういう中、各地でこの間、開発協力企業が仕切っている開発準備組合の横暴、地権者を含む住民が苦しめられているという事例も頻発しているのです。

まず伺いたいのは、武蔵小山の小山三丁目第二地区の件なのですが、こちらは、今年、補助金まで予算計上されておりましたけれども、ある有力な大きな権利を持っている方は、その方は準備組合にも入っておりませんし、再開発にも反対の方なのですけれども、毎月のように夜中に呼び出されて、3時間にわたり、再開発に同意してほしいと言われたあげくに、最後には必ず同意書にサインを迫られるということでした。

ある日は、補助金が、もう今月いっぱい、あなたが判子を押さないと、補助金がおらないのですよということまで言われたそうでございます。その方は高齢ですので、大変に疲弊しているわけです。

伺いたいのが、小山三丁目第二地区の大きな権利を持つ方から、区長宛に、私はこの再開発に不同意ですという通告書が届いているかと思うのですけれども、それは間違いないでしょうか。

○中道都市開発課長 不同意の件につきましては、区のほうにも提出されていることは確認しております。

○安藤委員 そうなのです。私は同意しませんと明確に反対という意思表示が品川区に正式に届いているということなのです。

伺いますけれども、再開発というのは、借地権者、土地所有者、どちらもそれぞれ権利者の数、3分

の2以上いないと本組合は認可されません。同時に、面積要件もあって、地区内の権利を持っているうちの3分の2以上の面積も同意していないと組合設立が認められないという法律になっておりますけれども、先ほど届いた方の、不同意と言った方の権利は、かなり大きいと私は思うのですが、今の要件に沿って、それぞれどれぐらいを占めているのか伺いたいと思います。

○中道都市開発課長 今、準備組合のほうで、同意について地権者の方に対して個別面談等を行っているということは聞いております。

法的要件は、土地、借地権等の3分の2以上というところで、現在、まだその3分の2に到達していないということは報告を受けています。

○安藤委員 そうなのですね。だから、都市計画決定までして予算計上までしているのに、まだそういう状況なのです。私は、都市計画決定も勇み足すぎるといえるか、もう拙速すぎるといえるか、こういう状況を見ても。

それで、私が伺ったのは、この不同意を出された方が、かなり大きな地権者なのです。その方が、先ほど言った認可要件に照らしてどれぐらいの位置を、割合を占めている方なのでしょうかと伺ったので、それを伺いたいのと、それと、その方が、なぜこの再開発に不同意なのかという理由です、どのように捉えているのか、区として捉えている認識を伺います。

○中道都市開発課長 一個人の全体に対する割合というところは、今、手持ちに資料がないのでお答えできない状況でございます。

また、その方が、いわゆる再開発に、不同意というところがございますが、今ある自宅の中に、庭に大きな家がある、そういった風情のある庭は維持していきたいというようなことは聞いております。

○安藤委員 いろいろお答えいただきました。個別の件という話で、手元に資料がないということですが、この再開発の問題はかなり大きな問題だと思っておりますので、総括でも続いてやりたいと思っておりますので、その際には、ぜひお答えいただきたいと思っております。

それともう1つ、大崎西口駅前地区も大きな反対運動が起きておりますが、こちらはまだ都市計画前の段階で、都市計画手続に踏み出せないという状況なのです。それは住民の方が声を上げているからなのですけれども、そういう状況なのです。ここでもひと悶着ありまして、そちらの住民の心配する会のニュースが届いております。これは全ての会派の皆さんに、多分、幹事長宛てに届いているのではないかと思いますので、あるいは、都市計画審議会委員の方にも届いております。こういうふうに書いています。

再開発準備組合は、事件屋ふうな者を参席させ、権利者の発言を妨害、発言する権利者に「うるさい、やめろ」と大声で罵倒し脅すと書いてあります。本文を見ると、7月7日に再開発準備組合の定期総会が開催された。総会では、権利者の質問に対して、何一つまともに答えなければいか、権利者の発言中に「うるさい、やめろ」などと罵倒し、発言できないように大声で怒鳴りつける輩がいました。議長、理事長、司会者は、司会者は大成建設です、静止させるどころか、混乱する議場を放置していました。中略しまして、定期総会には、品川区都市開発課の複数の職員も出席していましたが、その状況を見ていながら何の対応もしませんでした。権利者に脅しをかけるような行為は決して許してはいけません。日に日にエスカレートする再開発準備組合の横暴なやり方に対し、行政が適切に指導することを求めますというように書いております。

これ、適切な指導をすべきだったのではないですか。やはり言論封殺ではないのですが、こうしたやり方が目の前で起こったら、やはりまちづくりなどは、いつも住民が合意ということもおっしゃっ

ておりますが、適切な対応ができていないわけです。これ、やるべきだったのではないのでしょうか。伺いたいと思います。

○中道都市開発課長 市街地再開発事業でございますが、地区内の権利者の方で意見を交わしながら進むかどうかということ判断して、進むとなれば、品川区としましては、公益的なまちづくりというところに補助金に対して支援をしていくというところでございます。

また、そういった会合につきましては、区の職員は必ず参加して、やはり現場の状況、こういった方で区民同士が意見を交わしているのかということは、必ず参加して把握するようにしております。

今言われた件でございますけれども、私も報告を受けておりますが、やはり一時期、声が大きい場面はございましたが、双方適正に意見交換を交わしているというふうな認識でございます。

○安藤委員 ご答弁いただいて、ありがとうございますと言いたいのですが、相当ずれがあるなと思いました。

○新妻委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 よろしく申し上げます。私からは、357ページ、Park-PFI導入に向けた事業化検討、367ページ、防災関係組織経費に関連して防災訓練、防災普及教育、マンション防災について、そして339ページ、無電柱化推進事業についてお伺いたします。

Park-PFIについてなのですが、民間ノウハウの活用、そして新たな魅力の創出、そして活性化と財政負担の軽減の両立を図るものだと思っておりますので、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。

それで、第1弾となる東品川海上公園では、グリーンスローモビリティ、今、実証運行を行っておりますけれども、停留所も多いことですし、そうした新たな、単発ではなく、日常、平時からの活性化拠点として大きな可能性を秘める事業だと思いますので進めていただきたいと思いますのですが、公表のスケジュール案を見ますと、公募が行われていて、11月ぐらいには事業者が決定されるというようなスケジュールになっておりますけれど、一方で、地域団体などの理解、地域調整をしっかり進めながら行っていくということで、その辺りの地域調整がつかれたのか、そして、それが公募指針へ反映されているのか、そうした公募指針の概要についてお聞かせください。

○大友公園課長 地域との協議状況も踏まえた経緯でございますけれども、地域で活動する団体と、地域として望まれる拠点に関する協議を継続して行ってまいりました。事業の実施に関して理解を得たというところでございます。

現在、事業者の公募開始に向けた準備を進めている段階となっておりますので、今後、早い時期に公募指針を公表いたしまして、事業者の選定および基本協定の締結に向けた手続に入りたいと考えているところでございます。

○筒井委員 そうすると、私が見ているのは今年の2月27日の日付が書いてあるスケジュール案なのですが、少し遅れてしまうのでしょうか、その辺りの確認と、公募に当たりまして、やはり昨今、建設関係の人件費、資材費の高騰、そして働き方改革の影響などがありまして、かなり不安定な状況もあると思うのですが、このスケジュールどおりの令和7年度の工事の完成、そして開業ができるのかどうか、その辺り、工事完遂能力ということもしっかりと事業者選定にも考慮していただきたいと思いますので、その辺りはどうお考えでしょうか。

○大友公園課長 年度内のスケジュールにつきましては、まず、こちらは、公募を実施するに当たっての地域調整が最近ついたというところ、また、公募指針を決定していくに当たりまして、

慎重に公募指針の内容を詰めていくというところで実施をしているところで、若干のずれ込み等々はあるのですけれども、事業のスタートにつきまして、また、令和7年度の事業工事の全体スケジュールにつきましての変更は、現在のところ、考えているところではございません。

○筒井委員 承知しました。ぜひスケジュールどおり、しっかりと進めていっていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

続いて、地区総合防災訓練についてですけれども、防災普及教育とも関連して質問させていただきたいと思います。

令和4年度の行政評価シートを見てみますと、やはり幅広い世代の区民の参加促進が必要だということが書いてあります。私も参加させていただくことがありますけれども、やはり参加される方の固定化、そして高齢化が生じてしまっているのかなと考えております。地域の総合防災訓練を今後もやっていかれるということ、維持していくということならば、やはり若い世代、特に子育て世代の参加が必要なのかなと。お子さんが興味を持っていただくと、その親御さんも興味を持って参加していこうかなということになるかなと考えております。

そこで、やはりお子様が興味を持ちやすいもの、例えば、ゲームの活用とか、そうしたことを進めていただければ、1つの案としてよいかと考えております。

品川区では、プログラミング教室で「ぷよぷよ」を使っていたり、また、職員提案制度で、今年度のことですけれども、マイクラフトで建物づくりお仕事体験ということをやられていくということで、この建物づくりはマイクラフトでバーチャル空間での建物づくり体験をやられるということで、大人の私でも、なかなか面白そうだなと思っているところで、お子さんだったら、もっと面白いのかなと考えております。

ですから、例えば、マイクラフトでのバーチャル空間での防災訓練、被災体験を実際にさせていただいて、どうやって逃げたらよいかとかということを楽しみながらやっていただき、そして総合防災訓練でリアルなものを体験していただく。そうしたことも今後必要になっていくのかなと思っているのですけれども、その辺り、区のお考えはいかがでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長 総合防災訓練に関しまして、親子連れまたは子どもの参加を促進させるための取組等についてご質問いただきました。

今回、令和6年度の訓練におきましては、5か所ではありますけれども、親子連れを対象としたプログラムを導入いたしまして、参加促進を図っているところです。

例を挙げますと、防災ダンスといたしまして、災害が発生する前の準備であるとか、災害が発生したときに頭を隠そうとか、そういったものをダンスにして、歌とともに動いていただくという、体を動かして覚えるというようなプログラムを導入しているところがあります。これは今年度初めての試みですので、今後どうなっていくかということは、今回検証した後に、来年度にはまた改めて検討していきたいと考えております。

また、委員ご質問のありましたプログラミング等を活用した今後の新たな防災訓練は、少しまだこちらとしても検討はしていなかったところですが、例えば、VRを使った地震時の仮想空間における対応ですとか、こういったものは、しながわ防災学校でも使えますし、また、地域によっては使用しているところもございますので、そういった導入を踏まえて、今後も検討させていただければと存じます。

○筒井委員 ぜひ今お話しいただいたダンスで学ぼうとか、シチュエーションをゲームで体感していこうとかいう子ども向けのプログラム、こうしたものがあれば、幅広い世代の方が参加することもでき

るかと思ひますし、VR、そしてゲーム、様々なそうしたツールを使って、地区総合防災訓練の参加、そして防災意識の向上を図っていただきたいと思っております。ぜひよろしくお願い申し上げます。

マンション防災についてお伺いたします。

マンション防災、品川区内の住宅の約8割がマンションなので、今後の巨大地震に備えて、しっかりと対応していただきたいと思うところであります。

品川区は、エレベーター用防災チェアの配布を、今年度のことですけれども、行われたことかと思ひます。要綱までつくられていることかと思ひますけれども、私も実際に入ったものを見てみましたが、エレベーター用防災チェアが品川区によって設置された、品川区民の税金によって配布されたということが分かっていない可能性があります。というのも、貼り紙とかも、品川区からの物と明記したものが掲示されておられませんし、チェアに品川区のロゴマークも印刷されていないので、マンションのほうでも、ただ、ぼんと置かれて、「置きました」というような貼り紙が、私が見たところではそうあったので、単純にマンションの理事会が、管理組合が管理費を使って導入したものなのかと住民の方は思ってしまう可能性がありますので、恩着せがましいとか、そういうことではなくて、やはり品川区民の税金から、交付金でこうしたことが行われましたと、品川区の行政として、マンション防災をしっかりと考えていますよということもお伝えするためにも、今後、配布されていくことかと思ひますけれども、品川区によるものということが分かるような貼り紙を掲示してくださいとか、そのチェアに、今後、品川区のロゴマークを印刷できるのかどうか分かりませんが、そうした品川区によるものですよということが分かるようなことをしてくださいと、マンション管理組合のほうにお伝えをしていくことが必要かなと思ひているのですけれども、その辺り、いかがお考えでしょうか。

○平原防災課長 マンションの防災用のエレベーターチェアでございますけれども、こちらにつきましては、マンションの管理組合が行うべきマンション防災の取組を、区が逆に負担するというような観点ではなくて、このチェアを配ることによりまして、今後、様々な必要なマンション防災について、ぜひ管理組合で考えていただきたいというような視点でお配りさせていただいておりますので、マンションチェア自体に、何か区からですとか、何年度の区の事業とか、そういったことを書いているというようなものではございません。

お配りさせていただくときに、マンションに対しまして、マンションの防災普及啓発冊子を併せてお配りさせていただいて、今後その取組を区と一緒にやっていくのだといったところの第一歩というような視点でやらせていただいているところでございますので、現状そのようなやり方をさせていただいているところでございます。

○筒井委員 分かりました。私もそうすべきだと思っております。例えば、今回、1棟につき1台なのですが、マンションによっては、エレベーターが6基も7基もあるような場合もあり、そうした状況の中、マンション防災チェアが1台しか贈られないということで、では、6基中1台あって、残りの5基に乗っているときに地震があったらどうするのかという問題もありますけれども、当然、一方で財源の問題もあり、当然、マンション管理組合自身がやるべき問題だと思ひて、今回、マンション防災の管理組合の意識を醸成していくということで、非常に狙いは、まさに私が今これから述べようと思ひたことなのですけれども、まさにおっしゃるとおりだと思うのです。

ぜひ今後のお伝えの仕方として、やはりマンション、エレベーター全基に導入していくべきかなと思ひているので、その辺り、今後、防災意識の向上ということをお伝えするときに、やはりエレベーター

ターチェア、防災チェアを管理組合ご自身でしっかりと準備してくださいと、対応してくださいということをお伝えして行ってほしいなと思っておりますので、その辺り、今後どのように展開していくのかお伝えください。

○平原防災課長 ただいま委員ご指摘のとおりでございまして、配りきりで終わりといったところでは、効果は発しないと思っております。そのために、繰り返しになりますけれども、管理組合向けのマンションの防災普及啓発冊子をお渡しさせていただきまして、ご自身のマンションが今どの立ち位置にいるのか、何ができていて、何ができていないのか、先ほどございましたけれども、マンションのチェアでございますが、1基だけあってもどうすることもできないものでございますので、管理組合としては何をしなければならないのか、また、そのチェアの使い方、そういったところを居住者にどうお知らせするのか。そういったところも含めて、今後、進めていただきたいということはお伝えさせていただいているところでございます。

○筒井委員 承知しました。また今後、引き続き、広報しながらとか、その周知の点も工夫して、どんどん進めて行っていただきたいと存じます。よろしくをお願いします。

無電柱化なのですが、先日の私の一般質問で、区道の無電柱化率は約7.2%ということなのですが、区の推進計画ですと、2029年度までで、2024年度が中間年度ですが、2029年度まで、これ、100%達成可能なのかどうかをお聞かせください。

○森道路課長 無電柱化推進計画の中では、優先的に行うものについてしっかりと進めていこうということで、100というふうな数字を書かせていただいているところでございます。

今、3路線動いておりますけれども、東京都とも新たな会議体も立ち上がりまして、それぞれ進めていきたいというふうに考えておりますので、引き続き、いろいろな事業者と協力しながらやっていきたいと思っております。

○筒井委員 現実的には、めり張りをつけて進めていくしかないと思っておりますけれども、新しい技術の活用などを行っていただき、ぜひ区道も加速して行っていただきたいと存じます。ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

○新妻委員長 次に、せらく真央委員。

○せらく委員 よろしくお願ひいたします。367ページの防災関連組織経費、339ページ、道路バリアフリー整備費から質問をいたします。

まず、防災のことなのですが、首都直下地震が発生すると、品川区において停電した場合に、どれぐらいの日数でふだんどおりで電気を使えるようになるか、改めて教えてください。

停電時に避難所などで使えるポータブル電源は、区で何台所有していて、どういった施設に配置をしているか教えてください。

○羽鳥防災体制整備担当課長 災害時の電気または蓄電池についてでございます。

まず、電気の復旧についてでございますけれども、都市南部直下地震が起きたときの区の被害想定でございますが、停電率は21.3%という形になってございます。復旧するのに大体7日間程度がかかるのかなという想定ではございます。

それに対して区の蓄電池の備蓄の状況でございますけれども、様々な形で備蓄をしてございます。まず、避難者への支援といたしまして、各避難所に1台ずつ。また、区有施設に10台、合計62台のソーラーパネル付きのポータルポータブル蓄電池、スーツケースのような形をしてございますが、そういったものを備蓄してございます。

また、帰宅困難者対策といたしまして、区内主要駅4駅に対しまして、同じような蓄電池を備蓄してございます。

さらに、区内に5つの帰宅困難者対策等の協議会がございまして、この協議会に対しまして、各協議会に1台ずつ、計5台のポータブル蓄電池を備蓄しているところでございます。

○せらく委員 詳しく教えてくださいまして、ありがとうございます。

先日、ポータブル電源の製品を開発するEcoFlow Technology Japan株式会社へ見学に行っていました。それは停電時やキャンプなどでも活用できるような電源の製品、ソーラーパネル付きのものなのですが、それで蓄電できるもので、環境にも優しく、非常時も安心して電気が使えるなど防災に役立つと思ったからなのではございますけれども、品川区では、2022年10月に、このEcoFlow Technology Japanからの寄贈で、ソーラーパネルを5つ、あと、ポータブル電源も5台ずつ寄贈いただいていることを確認しました。この寄贈分については、どのようなきっかけで寄附に至ったのかを教えてくださいたいと思います。

また、現在、区として、どこで保管をしているか、これまでどのような場で活用してきたかを教えてください。

○羽鳥防災体制整備担当課長 今、委員からご案内がありましたとおり、令和4年度に、EcoFlow Technology Japanから蓄電池について寄贈をいただきました。こちらは同社から防災課のほうにご提案いただいて、それをこちらのほうで採用させていただいたという経緯になります。

寄贈していただいた蓄電池につきましては、先ほどご案内した中の区内の5つの協議会で備蓄しているものでございます。こちらは、各協議会で、毎年1回、訓練を実施してございます。そちらで実際にその蓄電池を使ってみたり、訓練の際に点検や充電などを行っている、そういう状況でございます。

○せらく委員 この寄贈いただいた分も、きちんと年に1回、訓練で使用できている、活用できているということは確認がとれました。

日頃から使うことで災害発生時に備えられると思うのですが、その訓練のときに、ソーラーパネルからも充電はされたかという点をお聞かせください。

○羽鳥防災体制整備担当課長 ソーラーパネルでの充電を実施したかどうかというところでございますけれども、実際にソーラーパネルで蓄電池を充電するには、日照条件がよいところで、屋外で、大体10時間近く置いておく必要がございます。ですので、災害時ですと、やはりソーラーパネルを使って充電するという事は非常に有効でございますけれども、実際の毎年の点検の際は、そこまでは行っておりませんで、普通の電源からコードを差して点検・充電を行っているという対応をしております。

○せらく委員 分かりました。訓練でも、実際に起きたときを想定してやっていくものだと思いますので、例えば、どこにパネルを設置するかとか、そういった確認だけでもしていただきたいというふうに思いました。よろしく願いいたします。

在宅避難者、品川区ではほとんどということで、各家庭でもポータブル電源や自然エネルギーで蓄電できるものを用意したほうがいいのか、どういうふうにお考えでしょうか。

○平原防災課長 現在、災害情報をとっていただくためには、電子機器は非常に重要でございますので、各ご家庭でポータブル電源を用意いただくということは非常に重要なことかと思っております。

○せらく委員 各家庭での電源は大変重要ということで、区民への電気啓発は、訓練にて実際に触れることでポータブル電源の備蓄の普及啓発に活用できると思うのですが、EcoFlow Technology Japanのものに限らず、ポータブル電源について、訓練や防災イベントなどで、来場者、区民が触れる

機会などは用意していらっしゃいますでしょうか。

○平原防災課長 しながわ防災学校である取組であるとか、あるいは、今、全戸配布を開始させていただきました新たな「しながわ防災ハンドブック」などでも、備えといたしまして、そういったものが重要だということに触れさせていただいております。

また、防災用品のあっ旋という形で、そういったものもご紹介させていただいておりますので、さらなる周知も含めまして、今後とも広めてまいりたいというふうに考えてございます。

○せらく委員 さらなる周知、よろしくお願いいたします。

今、あっ旋というふうなお話が出たのですけれども、カタログを見ていると、2種類のポータブル電源がパンフレットに載っていました。こちらは、現在までで、それぞれ何台ずつぐらい購入されたかということがお分かりでしたら、教えてください。

○平原防災課長 実は、こちらは申込者から直で事業者に入るので、具体的な品目が何かといったところまで私どもに入ってございませんけれども、昨年度実績でいきますと、こちらの案件総数で76件ということでございますので、その内数ということでございます。

○せらく委員 直接事業者が把握するというので、分かりました。ありがとうございます。

次に、道路バリアフリー整備費から1点だけお伺いしたいのですけれども、戸越銀座通りの商店街の線路に差しかかるところの踏切部分になります。本日、質疑でも、視覚障害者のバリアフリー化ということは話題にあったのですけれども、この傾斜が、どうしてもカートを押しながらですとか、車椅子の方が上りづらいというふうなお声をいただいております。これは以前からいただいておりますので、皆様も把握していることかもしれないのですけれども、こちらは傾斜をならすことはできるのでしょうか。鉄道会社への相談実績だったり、調査だったり、されてきたことがあれば教えてください。

○森道路課長 ご指摘の戸越銀座1号踏切でございますけれども、確かに坂がきつくて上りづらいというところは、こちらでも認識しているところでございます。

ただ、鉄道会社がレールのレベルを下げるというようなことになると、前後のほかの踏切であったり、駅の構造であったり、一部、地下化しているところもございますけれども、そういったところまでかなり広範囲に影響が及ぶおそれがございますので、現実的ではないかなということで、こちらから提案したことはございません。

ただ、今後、道路のバリアフリーも含めて、全体的な修繕を行う中で、できる限り勾配が緩やかになるような工夫はしっかりしていければなというふうに思っているところでございます。

○せらく委員 分かりました。範囲が広がってしまって、この傾斜をならすことはなかなか難しいということなのですけれども、戸越銀座通りは、全体的に凸凹も目立つなというふうに、ふだんよく通るので感じておりまして、人が多く集まる商店街でありますので、維持管理は引き続きよろしくお願いいたします。

○新妻委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしく願いいたします。私からは、367ページ、防災関係組織経費、369ページ、応急活動対策費についてお伺いいたします。

このたびの能登地方における豪雨によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

まずは、石川県立能登高等学校にお子さんが通っていらっしゃる区民の方から、現地のニーズを品川

区に届けてほしいとお声がありましたので、ご紹介いたします。

豪雨災害で生じた家屋や店舗の泥出し作業、稲刈り目筋だった田んぼに流入した泥やごみの除去と手刈りでの収穫作業、いまだ断水している地域の食事炊き出し、避難所や仮設住宅にいる高齢者の話し相手や楽しみづくり、豪雨災害地域での子どもの居場所づくりと子どもの見守り、遊び相手、水や生活必需品などの物資は豊富にあるため、ビール、お酒、ケーキといった嗜好品などが必要とのご意見をお寄せいただきました。11月までは物資や寄附もありがたいのですが、豪雨災害後は人手不足が最大の問題であるため、能登の現状への関心を高めることや、ボランティア活動への参加を呼びかけること、県や現地ボラセンと受入れの調整をした上で、参加への有効な動線をつくること、ボランティアバスを手配したり案内することで、能登に向かう人々を増やすことをお願いしたいとお話でした。

また、今年9月15日と10月6日に放送されたラジオ「あんどうりすの防災四季だより」では、台湾と日本の避難所運営の違いについて、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科の青田良介教授より、災害発生日のうちに避難所にプライバシーが保たれるテントを即座に用意したことが、能登半島地震と比較した際に迅速であった点が注目されたのではないかと。行政から要請を受けたり、行政自らが実行するのではなく、民間の支援団体とあらかじめ協定を結び、災害の発生と同時に支援団体が避難所でテントを設営することができた点に、機動性や素早さを感じるなどのお話があり、民間支援団体も災害対応の主体になるのだということも日本でもさらに認識したほうがよいとのお話がありました。

民間支援団体と協働した災害対応、コミュニティ防災についての現状と区のお考えをお聞かせください。

さらに、自治体が素早い対応を行う秘訣として、情報共有に関する2点のお話がありました。

1点目は、現場間での情報共有です。台湾において避難所運営は市町村の仕事ですが、市町村だけでは対応は厳しいため、日本の県知事に当たる方が毎日避難所を次から次へと回っていきます。ポイントは、避難者から直接話を伺うことです。表に出てこない避難者の声や、何が必要かなど、今後課題になりそうなことを直接聞くことで、今後の対策の絵を描いています。その結果、今の仕組みで対応ができないことが分かれば、国と交渉したり、民間支援団体と議論を行っています。できることをどんどん増やしていく、その出発点として、まず現場を知るという点がスピードの秘訣の1つだということです。

2点目は、国、県、市町村が1つのクラウド上で情報共有が可能となるシステムを採用している点です。例えば、〇〇省庁の××局に一々聞くことをせず、クラウド上で全て把握することができます。情報を入力する訓練を全国で実施したため、情報を入力しないと批判を受けることとなります。さらに、その情報の一部をマスコミや市民の方々に提供し、一斉にどこで何をしているのかが分かるようになっているため、現場と全体の情報を把握することにつながることで災害対応のスピードの秘訣であるとお話でした。

台湾ではデジタルが発達していますが、デジタルだけでは不十分で、アナログも重視しています。両者のバランスをうまくとりながら対応していく点が、迅速性や機動性、柔軟性につながっているようです。

また、アウトドア防災ガイドのあんどうりすさんより、台湾では走りながら考える、考えながら走るということが実践されているとの話題になると、青田先生からは、トライ・アンド・エラーというやり方について、政府だけではなく国民全体で認識していくことや、特に非常時に待ってから始めるやり方と、間違っているかもしれないけれども、修正しながら進めていくやり方、どちらが早いのかという比較が必要であるというお話がありました。

被災時に素早い対応を行うための現在の情報共有の体制と、アナログとデジタルのバランスのとり方について、区の現状をお聞かせください。

私は、これからの時代には、非常時のトライ・アンド・エラーの方法のような機動性を高める方法を少しずつ取り入れていくことも重要だと考えています。日本と台湾では文化や風土の違いがありますが、機動性を高めるための新たな意識の醸成について、区のご見解をお聞かせください。

また、区は、9月に石川県輪島市へ、毛布、土のう袋、携帯トイレなどの支援物資を緊急輸送しましたが、被害が度重なる能登地方や他国の防災対策の事例から、どのような教訓を得て今後の品川区の防災対策へと生かしていくのでしょうか。区のご見解をお聞かせください。

○平原防災課長 4点ご質問いただきました。

まず、災害対応に当たりまして、民間支援団体との協働でございますけれども、品川区でも支援いただくNPO法人と協定を締結させていただいてございまして、例えば、この3月に行った品川区防災フェアなどにも出展させていただいて、日常的な関係を構築して、災害時の運用を決めているところでございます。

また、コミュニティという意味では、防災区民組織を中心に引き続きお願いするところでございますが、品川区の場合、避難所の開設は、地震の場合には地域の方にお任せしておりまして、今回、その基準の明確化ということで、震度6弱以上の場合、地域の方をお願いするということで、初動の確認をやらせていただいているところでございます。

続きまして、デジタルとアナログのバランスについてでございますが、区では、まず、現状ではデジタルの推進を行っております。率直に申し上げまして、デジタルがまだ進んでいない分野がございますので、まずは加速といったところなのですけれども、一方で、停電であるとか、あるいは、デジタル環境にない区民ということも考えられますので、何もかもデジタルではなく、アナログとの併存といったところも念頭に置きながら、デジタル化を推進しているところでございます。

続きまして、トライ・アンド・エラーというお話でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど避難所の主体が異なるというようなこともございますけれども、まずは、実際に災害時にやってみるということは、突然やることはできないので、平時からの訓練というような形で、まずは試してみる、どういう動きになるのか確認してみる、そういったことを我が事として考える啓発を進めているということと、区としても正しい情報を発信するといったところに、今、力点を置いているところでございます。

続きまして、能登の大雨の支援を踏まえた形での区の対応でございますけれども、まずは地震が発生してまだ復旧途上のところに大きな災害が発生したといったところでございます。区でも今回の地域防災計画の中で複合災害というような概念を新たに取り入れまして、対策を重ねていくといったことを行わせていただいているのと、今回、能登では、広域避難といったところが1つ課題になりました。そういったところの受入先、あるいは、そういう方の把握の方法、支援の方法、そういったところも、今回、実際に私どもの職員が、能登に罹災証明の発行支援であるとか、そういった支援に参加させていただきました。そういう職員の声を踏まえながら、生活再建支援の立てつけを見直しており、既にできるものについては着手しているところでございます。

○横山委員 それぞれご説明ありがとうございました。行っていただいている職員のお声なども生かしていただきながら進めていただければと思います。

次に、災害と心のケアについてお伺いいたします。

内閣府の被災者の心のケア都道府県対応ガイドラインでは、都道府県単位で心のケアチームを設置し、支援団体とともに被災直後から迅速に動ける体制を整備するとありますが、被災による心理的反応の予防、緩和に関しては触れられておりません。私は、平時に災害によって生じる心の被害に関する知識と対処方法を身につけることで、災害に遭遇した際の心の被害を減らすことができると考えております。災害時にどのような心の被害が生じるのかを知ることで、自分自身で対処できるスキルを身につけてほしいと考えますが、心に備えをする必要性について、区のご見解をお聞かせください。

また、災害において、気晴らしがストレスから注意をそらしてくれる場合があります。東北大学の阿部恒之さんのストレスと化粧の社会生理心理学の研究では、女性の化粧品などについて、自らを癒しむスキンケアは癒しをもたらし、自らを飾るメイクは励みにつながり、自尊感情と関連することなどが示されています。生命の危機を脱して、ある程度の環境が整い、ホッと一息つけるようなタイミングに、化粧水、口紅、眉墨などを支援物資として提供することができれば、女性が微笑んだり、うきうきした気持ちになれる可能性があるのではないのでしょうか。優先順位があるかと思うのですが、女性の視点からの備蓄品として、今後、心のケアの観点からの検討もお願いしたいと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

○平原防災課長 私からは、災害時の心の問題についてお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおりでございます。災害時には、心に傷を負うというようなお話もよく聞くところでございまして、品川区でも、しながわ防災学校で心理と防災というような取組をさせていただいております。そのような中で、どういう対処をしていくのか、災害後の心の変化にどう対応するのか、そういったところを皆様に提案させていただいているところでございます。

○羽鳥防災体制整備担当課長 私からは、女性視点の物資、心のケアの観点でというところでお答えさせていただければと思います。

品川区では、女性視点の物資ということで、これまでは生理用品を中心に備蓄しておりましたが、まだまだ女性への配慮という観点で十分ではなかったというふうに評価しているところでございます。

今後、おりものシートであったり、防犯ライト、また、第3回定例会の補正予算にては、女性用の下着、授乳服、授乳ケープ、防犯ブザー、そういったものをご提案させていただいているところでございます。

先ほどご提案いただきました化粧品につきましても、どのような形で、区が独自で備蓄をするのか、民間企業と協力をしていくのか、そういったところも含めて、様々検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○横山委員 ありがとうございます。心の防災・減災についても、ぜひ積極的に取り組んでくださるようお願いいたします。

○新妻委員長 次に、えのした委員。

○えのした委員 よろしくお願いたします。私からは、365ページ、住宅運営費、347ページ、地域交通検討経費についてお伺いたします。

まずは、住宅運営費について、令和5年度の区営住宅・区民住宅の団地数、戸数、入居者数などをお知らせください。

○川原住宅課長 ご質問いただきました区営住宅・区民住宅の団地数から申し上げます。区営住宅は13団地439戸、区民住宅は8団地741戸でございます。

入居者数につきましては、まず、区営住宅につきましては16名となっております。区民住宅につ

きましては40名でございます。〔同日後刻に区営住宅405名、区民住宅717名と答弁訂正あり〕

○えのした委員 多くの区民の方が住まわれていることの確認がとれました。

そこでお伺いいたします。先ほど、筒井委員からも質問がございましたが、違う視点から、品川区では、災害発生時にエレベーター内に閉じ込められた区民に対する災害支援を目的として、区内の一定の規模以上の希望する共同住宅にエレベーター用防災チェアを無償配布し、マンションの防災対策の進展を支援することとして、今年の8月から受付が開始され、予算委員会でも質問させていただき、大変評価をしております。

災害等で閉じ込めが発生した際に、エレベーターのかご内に、復旧を待つ間に活用するための保存水、簡易トイレ等の非常用品を収納した三角柱の薄型のボックスで、かごの隅に置くタイプですとか、トイレシートを本体に被せて着座してトイレとしても利用することもできます。通常時でも、椅子として利用できるのです、高齢者も増えていることから、私も自宅のマンションの理事長に、品川区のよい取組ですと、募集チラシを渡して提案をしました。ですが、残念ながら、既に災害発生時の非常用品を設置しているということから、応募の対象にはなりません。

対象については、建築基準法の昭和25年法律第201号、その他関連法令に適合していること、現に住宅として使用されていること、住宅に関わる部分の床面積の割合が当該住宅の共有部分を除いた床面積の5割を超えていること、エレベーターが設置されており、かつエレベーター用防災チェア等、エレベーターのかご内に災害発生時の非常用品を備えた容器等を設置していないこと、ここに少し引っかかったのですかね、3階建て以上、かつ、住戸数15戸以上であることとなっております。

私は、多くの区民の方が居住されている区営住宅・区民住宅にも、エレベーター用防災チェアの設置は重要だと考えます。区のご見解をお伺いします。

○川原住宅課長 区営住宅・区民住宅におけるマンション防災の考えというところでございます、エレベーターについて、現在、区営住宅・区民住宅には防災チェアの設置がない状況でございます。しかしながら、防災課でも、今年度より始まったエレベーター内の防災チェアの設置も踏まえまして、区営住宅・区民住宅の皆様においても、防災への意識、普及の啓発というところは努めていきたいと考えてございます。

現在、エレベーターがある団地については、区営住宅は13団地中7団地7台、区民住宅は8団地中6団地14台、計21台のエレベーターがございまして、うち区民住宅の1台のエレベーターについては、既に自治会でエレベーターチェアを設置していらっしゃる場所もあるのですけれども、全体においても、やはり意識の啓発を図りたいということで、区営住宅・区民住宅においても、エレベーター内の防災チェアの設置を積極的に検討しているところでございます。

○えのした委員 エレベーター21台、前向きにご検討ということで、確認がとれました。

私も視察に伺ったところ、区営住宅、南大井五丁目、西大井第三ですか、あと、区民住宅ではファミリー旗の台、こちらは比較的築年数が古い建物ですが、築年数が新しい高層階のファミリーユと比較すると、エレベーターのかごのサイズが大小あり、様々な形によって違うと思います。

また、確認もしましたが、議会棟、本庁舎、第二、第三庁舎には、しっかりとエレベーター内に防災チェアが設置されておりました。

しかし、区有施設によって、こちらは所管が違ふとは思いますが、地域の学校、また、ゆうゆうプラザ、スクエア荏原などにも視察に伺いましたが、地域の方からのお声が多く聞かれております。どこのエレベーターにもエレベーター用の防災チェアは設置されておりました。エレベーターのかごの

大小、また、両側の扉が開く仕様なども違いもありましたが、やはり日頃から区民の方が多く利用される区有施設のエレベーターには、椅子型に限らず、災害発生時の安心安全のために、非常用品を備えた容器等の設置を要望いたします。

続きまして、地域交通検討経費から、グリーンスローモビリティについてお伺いいたします。

先日、10月5日に実証運行が開始されましたが、こちらの取組についてお知らせください。

○櫻木地域交通政策課長 グリーンスローモビリティについてですが、10月5日まで試験運行という形で、10月6日から区民の皆様にご利用いただくような形で運行を開始しました。

実施としましては、火曜日、木曜日、土曜日、日曜日という形で運行させていただいております。

目的としましては、旧東海道、もしくは天王洲というエリアで、基本的にそれぞれの地区で観光資源として訴求はしていたものを、全体として、回遊性という観点から、なかなか交通課題が残るような地区に対しまして、グリーンスローモビリティということで、ゆっくりと移動自体を楽しみ、また、速達性や利便性を求めるというようなことではない新しいモビリティが出現してきましたので、そちらを用いて、地域の活性化という形で、今回、試行運行をしている状況でございます。

○えのした委員 ご説明ありがとうございます。私も試乗会に参加させていただきましたが、地域の活性化、また、観光資源、脱炭素、ゼロカーボンシティを目指した取組だと理解しております。

また、新たな交通手段としても期待されており、見た目も緑でとても愛らしい車体で、グリスロキャラクターのぐりまるが掲載されていて、こちらは職員のデザインだということで、特徴を捉えてとてもかわいらしいキャラクターだったと感じました。

そこでお伺いします。少しこれ、細かいことだと思いますが、車のナンバーが横浜ナンバーだったことが気になりまして、なぜご当地の品川ナンバーではないのか、ご説明をお願いいたします。

○櫻木地域交通政策課長 今回、グリーンスローモビリティをやらせていただくということで、試行運行ということでございますので、今回は京急電鉄にご協力いただきまして、車両をお借りするという事で、京急電鉄が登録されている車両が横浜であったということでございます。

○えのした委員 ありがとうございます。確認がとれました。

先月は、会派の勉強会で、Community Mobility株式会社から、AIオンデマンド交通について、他自治体での取組等についてもお話を伺いました。品川区内でも、地域の実情に即した利用者の利便性を高める取組を要望しておりますが、こちらについてご見解をお伺いいたします。

○櫻木地域交通政策課長 今、委員ご指摘いただきましたとおり、品川区内、利便性が高い状況とはいえども、各地区を見ると、なかなか交通課題が残っている地区もある状況でございますので、それぞれの地区に応じた取組を進めてまいりたいと思っております。

○えのした委員 ぜひ引き続き、ほかの地域でも、こういった取組を進めていただければと思います。

○新妻委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、335ページ、道路擁壁点検調査委託、365ページ、空き家等対策事業、369ページ、しながわ防災体験館運営費の3点でお伺いしたいと思います。

初めに、道路擁壁点検調査委託でございますけれども、これは地元のところのお話なのですが、補助163号線、区役所通りの百反隧道近辺から西品川一丁目のガード下までのJR線路沿いに白っぽい擁壁があるかと思っておりますけれども、この継ぎ目のところが結構隙間が空いていまして、近年やはり豪雨などが降ると、水がその隙間から溢れてきています。結構長い時間、雨が止んでも流れ出ていたりして、近くに住んでいる方々からも、水たまりになつたりして少し困るというようなこともあるのですけれど

も、そもそも安全性とかについてもどうなのだろうかというようなご質問をいただいております。

まず、この擁壁については、区道に面してはいますけれども、JRの土地であるということもありますが、いわゆる道路擁壁点検調査の対象になっているのか、安全確認等は区として行っているのか、ここについてお伺いしたいと思います。

○森道路課長 ご指摘の擁壁につきましては、JRの管理でございまして、今回の擁壁点検の中では対象にはしてございません。

○塚本委員 そうなのですね。ということではありますけれども、一定やはり安全性の確保や、浸水被害というほどではないかもしれないですけれども、水が出ることによって区道に対していろいろな影響が出ているというところについて、区として、こういった形での安全の確保というか、区民のこういった不安に対してのお答えをしていくのかということがあるのかということをお伺いしたいと思います。

JRの管理責任ということではあるのですが、そういったところにおいて、JRとの連携とか、協議とか、そういったことも含めて教えていただければと思います。

○森道路課長 ご指摘の要求につきましてはですが、JRのほうでも、恐らく非常に重要な構造物であろうというふうにこちらも考えておりますし、当然それがもし事故がありましたら、JRの運行にも支障があるということだろうと思います。区のほうでは、国土交通省のマニュアルに従いまして5年に一度の点検を行っているところでございますけれども、JR東日本でも独自の要領を持って定期的な点検を行っているというふうに聞いてございます。

現在、163号線整備について、JRと定期的に打合せを行っておりますけれども、その中でも、今ご指摘の浸水のお話であったりとか、擁壁の安全確認について、そういったものについて、折を見てご教示いただきながら、区としても安全性について確認をしていきたいと思っております。

○塚本委員 JRが主になるというところは、致し方ないところなのかなと思うのですが、ぜひ情報共有とか、また、区からいろいろお伝えできるところは伝えていって、現状で、基本的に今、区として、あそこの安全性みたいなことは、どの程度のもの、どういうものだというふうに認識しているのかということについて、今言える範囲のことになってしまうかもしれませんが、最後にお伺いしたいと思います。

○森道路課長 当該擁壁について、JRに直接的にこの擁壁についてどうですかというお話をお聞きしたことは近年ないのですが、定期的な社内基準に基づいた擁壁の点検を行っているということは聞いておりますので、一定程度、安全性は確保されているのだろうと思っておりますけれども、今、委員ご指摘のようなご心配を区民の方がお持ちだということでございますので、改めて、その辺は協議の中、あるいは、それとは別に確認をして、区としても認識をしていきたいというふうに思っております。

○塚本委員 分かりました。ありがとうございます。

では、次に、空き家等対策事業ということで、まず、空き家の対策事業の中に、空き家適正管理の促進というものがあるかと思えます。この事業がこういったものかということをお伺いするとともに、その事業において、これは民間事業者なども協力をいただきながら進めている事業かと思えますけれども、区の職員は、この空き家適正管理促進の中でどのような関わり方をされているのか教えていただきたいと思えます。

○川原住宅課長 空き家の適正管理促進に対するお尋ねでございます。

区の職員が実施している事業といたしましては、空き家の除却の解決に向けたための弁護士への相談委託、あとは、持ち主が不明の場合が多々ございますので、そういった場合の相続人の調査を司法書士に依頼をしたりですとか、あとは、具体的に現地に、調査員とはまた別に、次のステップで区の職員が現地に行って対応したりといったこともございます。

また、区内に所有者の方がいらっしゃらない場合もあります。関東圏内に出張という形で、高齢の方が区に来られない方もいらっしゃいますので、そういったところに、少し遠方になりますが、出張して直接対応するといったことも区の職員の役割となつてございます。

○塚本委員 結構区の方がやられている部分があつて、その辺のところをもう少し民間事業者と協力も、今もされている部分があるかと思うのですが、そういうところでの区の職員の方でなくてもできる部分は、今後どうなのか、こういうことをお聞きするのは、今回、本定例会で空き家条例の改正がされて、国の法律に基づいてなのですが、**「管理不全空家」**という新たなカテゴリーでの空き家の適正管理も進めていくという中で、課としての業務量も間違いなく増えるのだらうというふうに思います。

それに対する対応等もいろいろと出てくるのだらうと思うのですが、そういった中での今後の民間事業者への、今は区の職員が関わっているところでの負担軽減みたいな話とかは、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○川原住宅課長 民間事業者等の協力を仰ぐ点と、あと、職員の負担軽減を図るところでございます。委員ご指摘のとおり、法も改正になりまして、今回、条例の改正を上程させていただいているところでございますが、新たに命令等を発することができる特定空家になる前の未然の状態を防ぐという形で、管理不全空家の認定を新たに年度内にスタートする見込みでございます。

こちらの認定は、もちろん区の職員が関わるべきことではあるのですが、認定後の現地の対応であるとか調査といったところは、所有者の許可が下りれば民間への委託等もできる予定でございますので、そういったところは、引き続き、区が積極的に所有者の方に管理促進を図りながら、民間にできるところは委託をして、相互に協力をして行っていきたいというふうに考えてございます。

○塚本委員 ということでいくと、区の職員でなければできない、でなければ駄目なところといたしまさか、職員でないとできない部分が最後は残るところがあるのでしょうか、お伺いします。

○川原住宅課長 区の職員が行うべきものは、その空き家の認定の業務は、国のガイドラインに準じて区のガイドラインを策定した上で、その認定業務が発生するところでございます。

○塚本委員 この管理不全空家は、今後の品川区内にあるたくさんの空き家の適正管理の中で非常に大事な条例改正になっていると思います。そこについて、区の職員として関わるべきとか、区の職員がやらざるを得ないところがあるということであれば、課長にお伺いしても難しいかもしれませんが、現在の体制強化といいますか、職員の人員増員、こういったことも含めて体制の強化を、しっかりこの条例改正に対応できる、効果的に区内の空き家の適正管理が進められるように進めていただきたいと思いますが、最後に一言お願いします。

○川原住宅課長 ご意見をいただきまして、ありがとうございます。今、区内には、空き家が、適正なもの、不適正なものを含めて、8月末現在で540戸近くある形でございます。年々数は増えている状況でございますので、そういった適切な空き家の管理というところでは、区の職員のマンパワーも非常に重要でございます。しっかりとその部分も促してまいりたいというふうに考えてございます。

○塚本委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次に、しながわ防災体験館運営費というところで、しながわ防災体験館は、2016年3月11日オープンということで、これまでたくさんの方が訪れ、私も何回か、委員会の視察みたいなものでも体験させていただいたりということもありますけれども、区民にとって大切な体験館ということであるかと思えます。

今般、品川区の庁舎跡地の活用というところで、報告書が令和6年7月に策定されて公表されていて、一応このしながわ防災体験館がある第二庁舎も検討範囲ということになっております。このような中で、こういった報告書の中に、第二庁舎のことが範囲となっている中で、この防災体験館についての今後、現在、どのように担当の防災課としては捉えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○平原防災課長 しながわ防災体験館でございますけれども、今後といたしましうか、そういった検討につきましては、様々な新庁舎あるいは庁舎跡地の全庁的な検討の中で考えていくべきというふうに考えてございまして、防災課といたしましては、個別に何か検討している、そういったことはございません。

○塚本委員 これからこういった全庁的な検討が進む中で、恐らく今後どうしていくのだという話が個別に防災体験館についても出てくるのかなというふうに思うのですが、特に防災体験館というのは、当時、2016年でしたので、地震対策、品川区は特に木密地域が多くて、そういった意味での被害想定も大変高くなっていましたので、こういったことが主になっているのかなというふうに印象としては思っております。

そういった中で、近年、風水害の被害が非常に、熱中症といったものももしかしたら入るかもしれませんが、そういった気候変動、こういったことに対する災害としてのリスクといたしますか、そういうものが高まっているということで、そういった風水害についての体験館でのいろいろな展示なり、体験なり、研修なりといったことを、もっとやっていてもいいのではないのではないかなというふうに思いますけれども、そういった風水害の対応について、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○平原防災課長 しながわ防災体験館では、地震を主としたというところは委員ご指摘のとおりでございますが、災害に備えるという視点で、首都直下地震をまず主眼に置いているところでございますが、もちろん風水害、各地域によって風水害の場合、リスクが異なってきますので、そういったところで、例えば地形図を置かせていただくであるとか、様々な普及啓発冊子を置かせていただいて、そういったところも入れさせていただきます。

また、しながわ防災体験館を活用して、しながわ防災学校の取組をやっている中でも、風水害をかなり重視した内容をお伝えさせていただいているところでございます。今後とも風水害は実際はかなり頻発してございますので、そういったところはしっかりと私どもも考えながら普及啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○塚本委員 跡地検討がなされる中で、この防災体験館、今後どうなっていくかということが、いずれ検討、そういった議論が出てくるかなというふうに想定いたしますので、そのときに、よい契機でもあると思いますので、風水害の体験とか、防災体験館のアップグレードというものをぜひ検討して進めたいと思います。最後によろしくお願いたします。

○平原防災課長 災害に備える意味で防災普及啓発は非常に重要なものだと思っておりますので、体験館も含めまして、今後ともしっかりと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○新妻委員長 次に、おぎの委員。

○おぎの委員 本日もよろしくお願いたします。本日は、366ページ、防災費、357ページ、子どもたちのアイデアを活かした公園づくり、同じく357ページ、公衆便所費についてお伺いたします。

まずは、防災費から、エレベーター用防災チェア配布事業についてお伺いたします。先ほど、筒井委員やえのした委員からもありましたので、同じ部分は省略させていただきます。

私の住むマンションでは、9月中旬より、エレベーター内に品川区の配布した防災チェアが設置されました。マンションの掲示板を見ますと、マンションの理事会で検討し、設置に至った経緯とともに、内容の紹介や簡易トイレとしての機能が紹介されていました。震災時のエレベーター閉じ込めの心配も軽減するとともに、家庭内での防災についての話題にもなっていると思います。最初は、エレベーター内の左奥に設置されていましたが、最近は壁から少しだけ前に出ており、エレベーター内で椅子として使われている方もいるのかなと思います。

令和6年第2回定例会、第73号議案の資料を見ますと、600台購入ということでしたが、現在、反響はどれくらいあり、どの程度設置が進んでいるのかといった進捗状況、椅子としての強度はどれくらいでしょうか。

また、飲料水が入っていますが、今後の入替えに関しても、計画、方針をお聞かせください。

○平原防災課長 こちらは、委員ご指摘のとおり、8月1日から配布を開始させていただいてございまして、実際に配布が完了した件数でいきますと37件でございます。まだそれ以外にも申請を受け付けてございまして、今後それは拡大していくものと考えてございます。

また、その内容物でございますけれども、こちらは渡し切りという形でお渡しさせていただいておりますので、先ほどのご質問の答弁でもございましたとおり、今後それも含めた形でのマンション防災を管理組合でご検討いただく中で、その物の入替えであるとか、そういったものもやらなければならないのだといったところを認識いただくことが重要かなというふうに考えてございます。

○おぎの委員 入替えを定期的にマンションの中で行うということで、防災意識の啓蒙につながるとういなと思っております。

また、今後の携帯トイレの全戸配布も併せて迅速に進めていただけたらと思います。

続きまして、357ページ、子どもたちのアイデアを活かした公園づくりについてお伺します。

子どもたちにとっては、わくわくする非常に夢のある取組だと思えます。平成20年度から取り組み、令和3年にオープンした大井坂下公園で6か所になると思いますが、現在、西五反田公園の工事の進捗と今後の予定をお聞かせください。

また、子どもたちのアイデアを聞くワークショップなどは定期的に行っているのでしょうか、併せてお聞かせいただければと思います。

○大友公園課長 西五反田公園改修工事につきましてですけれども、こちらは、令和5年、令和6年にかけての債務負担行為の工事として実施しているところでございます。現在、工事中となりまして、2月の工事完了を目指しているところになってございます。

また、ワークショップです。ワークショップ等々を定期的開催というところにつきましては、公園の大改修に応じて、そのアイデアが少なくなってきた段階等々で実施をしているところでございますが、最近でありますと、子供の森公園の改修に合わせてというところで、近くの小学校等と連携しながら協力してアイデアをいただいているというところになってございます。

○おぎの委員 今後も楽しみにしておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

また、ワークショップに関しましては、アイデアが少なくなってきた頃ということですが、子どもにとって、このような公園があったらいいなという話題はとても楽しいテーマだと思います。ぜひ夏休みなど定期的に開催していただけたらいいなと思います。

また、小さいお子さんがいるお母さんからは、小さな子が乗れるブランコが少ないといった意見もお聞きします。確かに公園は散歩や健康づくりなど様々な方が利用する区民の憩いの場ではありますが、中には子どもに特化した公園があってもよいと私も思います。子育て中の家庭や子どもから意見を集めて、自分のまちの大好きな自慢の公園をつくっていただけたらと思います。

続きまして、357ページ、公衆便所費から、大井町駅前公衆トイレについてお伺いします。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、おもてなしトイレ事業として改築されたこちらのトイレは、誰でもトイレを含む特色あるタワー型個室トイレが6棟建っていますが、こちらの現在の使用率は把握されていますでしょうか。

また、どのように管理をしているのか、お聞かせください。

○大友公園課長 実際の使用数というところについて、何名の方がどのような目的で使ったというカウントはしていないというところにはなっておりますけれども、こちら、管理等々につきましては、清掃委託等々を実施しているところがございます。利用頻度が多いトイレということで、基本的には、1日1回のトイレ、2回のトイレ等々あるのですけれども、回数が通常のトイレより多い形で実施をしているところになってございます。

○おぎの委員 維持は、きれいに1日何回かお掃除に入られているということで、ありがとうございます。

こちら、設計に関しては、公開コンペで227作品の中から選ばれたトイレであり、おむつ交換台やオストメイト、車椅子対応など、それぞれのニーズに応じたオールジェンダートイレで斬新なデザインが話題となりました。

先ほど、ひがし委員からも質疑が出ましたが、公共トイレに対する意識が、今、変化しているのではないかなと思います。

ただ、場所に関してなのですが、駅前の歩道を占拠している状態で、朝の時間、多くの人が通勤通学で駅へ急ぐ中、歩道が狭くなり、雨の日は傘を差して擦れ違いづらい。さらに、奥にシェアサイクルがあるせいで、自転車も突っ込んでくるといった状態になっています。通勤の方からは、朝からイラッとする、なぜここにつくったのだといった声も聞きます。デザインは素晴らしいのですが、私も場所はここではなかったかなと思います。

また、2021年には、わいせつ事件も発生しており、中高生の女の子に話を聞きますと、部活で遅くなったときには、トイレのある歩道側は危ないから、逆サイド側の阪急側の歩道を歩くようにとお母さんに言われているという声もありました。みんなに愛されるトイレのはずが、忌避される状態となっていることが少し残念に思います。

過去の議事録を見ますと、犯罪抑止の提案をしている議員はおりましたが、その後、犯罪抑止の取組はどのようになっていますでしょうか。せっかくつくったので、衛生面も含め、ここにあってよかった、使いやすかったと大井町を利用する方に思っていただきたいのですが、何か計画などがあればお願いします。

○大友公園課長 こちらは、委員ご指摘のとおり、過去、犯罪等々が発生したというところもあり、その後、防犯カメラであったり、そういうような対策等々の中で、また、維持管理の中で清潔を保つこ

とによって犯罪が起きないというところを特に意識しておりまして、できるだけきれいな状態を保って犯罪の抑止につなげていくという視点で、今、取り組んでいるところでございます。

○おぎの委員 ご答弁ありがとうございます。ごみの少ないきれいなまちは犯罪が少ないという話も聞きますので、なるほどと思いました。

つくりっ放しではなく、その後もしっかり調査して、改良や次の計画に役立てるということが大切だと思いますので、私も他区の工夫などを探していきます。引き続き、前向きに取り組んでいただけたらと思います。

○新妻委員長 次に、山本委員。

○山本委員 本日もどうぞよろしく願いいたします。私からは、357ページのPark-PFI導入に向けた事業化検討、351ページの大井町駅周辺地区再開発事業、367ページの防災訓練経費、369ページの防災普及教育費、371ページの防災情報配信経費について伺います。

まず、防災訓練について伺います。

9月29日、西大井広場公園で開催された大井第三地区の総合防災訓練に伺いました。従来からの放水訓練などに加えて、キッチンカーによる非常食の試食、子ども向けの防災ダンスやクイズなど、今年度予算時にご説明いただいた新しい要素が加わっていました。

ONISIX Cocco壺番屋によるアルファ米を使ったカレーの試食には列ができ、私もおいしくいただきました。永谷園のそのままでも食べられる非常食も多くの区民の皆様が食べて興味を持たれていました。

防災ダンスやクイズのコーナーでは、親子連れや子どもたちが楽しみながら防災について学んでいました。

新しい取組が参加した方々の興味を引き、防災に対してさらに関心を持つきっかけになったのではないかと感じました。このようなリアルな体験は本当に大切だと改めて感じました。

予定されている10地区の中で、5地区で新しい取組をすると聞いており、今回はその1回目との認識です。実施してみてものよい点、課題といった区のご認識をお聞かせください。

○伊藤災害対策担当課長 地区防災訓練の新たな取組についてご質問をいただきました。

ゲームやダンスなど、楽しめるコンテンツは非常によかったのではないかと、参加者や担当者からも受けてございます。一方で、訓練参加者が限られてしまうというような課題があるのではというような意見も受けているような状況でございます。

まだ1か所でしか実施してございませんので、今後できるものはすぐに改善、また、この経過を踏まえて改善できるものは改善していきたいと考えております。

○山本委員 ご説明ありがとうございます。例えば、ゲームの内容などは、創意工夫でさらによいものにしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

入場者数はいかがだったでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長 今回の訓練につきましては506人で、昨年が477名でございましたので、若干の増加が見られた状況です。

○山本委員 参加者が増えてよかったです。しかし、もう少し増えるとよいですね。

参加者アンケートはとりましたか。どのような意見がありましたか。

○伊藤災害対策担当課長 大井第三地区での訓練でございますが、71名の方からアンケートを収集することができました。

内容としましては、約半数の方が訓練に来ることが初めてで、かつ、家族連れであるというような状況でございました。

また、訓練を知ったきっかけについては、掲示板のポスターですとかホームページ、人から聞いてなどといった意見が上がっておりました。委託業者を通じて作成したポスターやウェブページなどが一定の成果を上げたのではと感じているところでございます。

○山本委員 初めてのの方に多く来てもらい、また、家族連れの若い方々に多く来てもらえたこともよいですね。周知の方法の効果ですね。

アンケートは、回収をもう少し増やせるとよいと感じました。今回は紙のアンケートでしたが、QRコードで読み込む方式に変更し、受付で案内し、ウェブ上で簡単にアンケートに答えてもらえるようにしたら増やせるのではないかと考えます。ぜひ委託業者とご検討ください。

10月6日のひらさん広場で行われた荏原第三地区の総合防災訓練も伺いました。従来の訓練で、これもよいのですが、やはり新しい防災訓練を増やしていただきたいと考えます。今年度もまだまだありますし、少し早いですが、今年の5地区からの拡大の検討を要望します。

また、地区総合防災訓練は、全13地区のうち3地区は場所の問題などの課題があって開催できていない状況ですが、それぞれ開催のための工夫を検討いただき、ぜひ残りの3か所でも開催に向けて地域の皆様との粘り強い働きかけを要望します。ご見解を伺います。

○伊藤災害対策担当課長 今回の新たな取組の拡充と、また、参加していない3地区の訓練の拡充についてご意見をいただきました。

今回、新たな5か所での訓練を導入していくに当たりまして、各地区では、新たな訓練要素を含めた訓練が、地区によっては検討されたり、また、祭りなど、ほかのイベントなどと併せて実施をしていこうなどという動きを把握しているような状況でございます。今回の5地区の訓練が、ほかの地区にも波及したのではないかと考えてございます。

また、実施していない3地区の訓練でございますけれども、防災協議会によっては町会数の多さであったりとか、訓練の会場、また、時期的なもので、なかなか訓練を実施することが難しいというような状況を聞いております。

今後も各地区と話し合いを重ねまして、区として、その地区、地域に合ったような支援を行いまして、同じ地区内にあるマンションや事業所なども含めまして、より多くの地域の方々がつながりを広められるよう対応してまいりたいと考えてございます。

○山本委員 災害は発生までの事前の準備が重要です。より多くの方々に防災訓練に参加をいただき体験してもらうこと、防災に関心を持ってもらうこと、そのきっかけづくりが大切と考えます。参加する中で周りとのつながりもできます。中身の工夫は進めていただいています。あとは参加していただくことです。やはり周知が大事と考えます。

先ほど、周知については伺いました。その中で、まず、イベントの様子が伝えられるとよいと感じました。パラスポーツチャレンジデーの際もお話しましたが、ぜひこの様子が伝わるよう、今年度の画像や短い動画などを活用し、今後の宣伝周知をしていただきたいと思います。

また、その情報が多くの区民の皆様が届くよう、区全体での情報発信の整備、開発の検討を要望し、次に進みます。

続いて、防災の普及啓発費に関連して、携帯トイレ全戸配布について伺います。

いよいよ今月から配布が開始しました。予算特別委員会で質問し、要望させていただきました追加購

入を促すためのチラシ等は同封できましたでしょうか。

○平原防災課長 今回の全戸配布につきましては、防災用品のあつ旋チラシにつきましては同封してございません。

○山本委員 ご回答ありがとうございます。残念ですが、チラシの同封がない旨、承知いたしました。携帯トイレの配布は3日分相当ですが、災害対策には7日分の備蓄が好ましいことから、残りの4日分は自助での購入を促すということだと理解しております。残りの追加購入はどのように促すお考えでしょうか。

○平原防災課長 委員ご指摘ございますとおり、今回の携帯トイレの配布につきましては、まず、区民への災害の備えといったところを考えていただくきっかけとするものでございます。今回、そのために全面改訂いたしました「しながわ防災ハンドブック」を同封させていただきました。このハンドブックをよくお読みいただき、災害への備えとして何がどのくらい必要かというものをまずご理解いただくことが必要と考えてございます。

そういった上で、防災課が別に行っております防災用品のあつ旋につきまして、様々な機会を捉えて周知してまいりたいというふうにご考えてございます。

○山本委員 分かりました。本件は、まずきっかけづくりという意味で、よい取組であると考えます。せっかくの区民の皆様へ配布する機会ということで、できるだけ有効に使っていただきたいと思っておりますが、迅速に送付するという時間との兼ね合いで難しい点もあったかと思えます。全面改訂したハンドブックの同封ということで理解いたしました。ぜひ今後の様々な機会で、区民の皆様へ携帯トイレの追加購入、その他防災用品を購入していただけるような案内の工夫、ご検討をよろしくお願いいたします。

次に、今年度実施するエレベーター用防災チェアの無償配布について伺います。

在宅避難が約7割と、マンション等集合住宅の防災対策は、とても重要な事項であると考えています。今回の対象となるマンションは何棟でしょうか。

また、8月から募集が開始されており、約2か月が経過しています。申請方式となっておりますが、現状、何棟の申込みがありますでしょうか。

○平原防災課長 本事業の対象となるマンションにつきましては、約3,200棟でございます。

また、申込みの実績でございますが、本年10月1日時点で、配布済みの37件を含めまして95件となっております。

○山本委員 多くのマンションに迅速に利用を促していただきたいと考えます。周知方法はどのようにしていらっしゃいますでしょうか。周知方法に関する現状の認識、今後のやり方をお教えてください。

○平原防災課長 周知につきましては、広報しながわ、区ホームページなど、区が持っております全ての広報媒体を活用して周知しているところでございます。

また、今後も継続的に周知をしてまいりたいというふうにご考えてございます。

○山本委員 分かりました。マンションの管理組合の方々に気づいてもらうということは、なかなか難しいということですね。

一方で、各マンションへ情報を届けるには、大きく言えば、7割の在宅避難者に対する情報発信となりますから、とても大事です。平時に様々なマンションの防災対策、区の情報をマンションに届けるには、どうすることがよいのかという課題があると認識しています。現在、そのような情報発信のリストや手法はあるのでしょうか。区のご認識および手法の有無を伺います。

今回申込みのあったマンション管理組合に、申込時に住所やメールアドレス等の情報を記載いただく

のでしょうか。

また、その後、各種情報を郵送やメールで送れるような情報利用の事前承諾をいただいておりますでしょうか。

○平原防災課長 まず、防災課では、マンションに対する情報発信のためのリストは保有してございません。

また、エレベーター用防災チェアの申請に当たりましては、マンション名、所在地、管理組合の名称、その代表者の氏名などをご記載いただいているところがございますが、メールアドレスにつきましては、電子による申請の方のみについて記載いただいているところがございます。

なお、これらの情報をほかの用途に活用する承諾は得てございません。

○山本委員 現在の状況について理解いたしました。せっかく申込みをいただいて、マンションの住所やメールアドレスを得ることができているので、今後、情報を送付できるように手当てしてはいかがでしょうか。

また、マンション管理組合に対して、平時の防災対策に関する情報発信を効率的に効果的に実施できるよう、リスト化、ネットワーク化を考えていただきたいと思います。これはご見解を伺います。

○平原防災課長 マンション防災を進めるに当たりましては、エレベーター用防災チェアの申請を行っていただいたマンションは非常に関心が高いというふうと考えられるところがございます。このため、区からの情報発信でありますとか、そのための収集につきまして検討が必要かなというふうにご覧いただけます。

○山本委員 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

次に、防災の情報発信の仕組みについて伺います。

災害発生時、いかに区民の皆様へ情報を伝えるかが大きな課題であると感じています。現在の区が考える手法についてお教えてください。

○羽鳥防災体制整備担当課長 災害時の情報発信についてでございます。

災害時の対応は、平時からの取組の延長にあるべきというふうにご覧いただけます。情報発信につきましても、同じ考えの下、平時から活用してございます防災行政無線であったり、区のホームページ、しなメール、SNS、ケーブルテレビ品川など、様々な区が保有する情報発信媒体を活用してまいりたいと考えてございます。

○山本委員 理解いたしました。

戦略広報課にお聞きしたところ、Xが約3万5,000人、LINEが5万7,000人、しなメールが約6,700人、重複する人もいるでしょう。品川区の人口は約41万人なので、できればもっと多くの区民の皆様へ情報を届ける手段が欲しいと考えます。もっと多くの方々に発信できるツールの必要があると感じておりますでしょうか、新たな方策を検討しておりますでしょうか、他区事例を研究してまいりますでしょうか、お聞かせください。

○羽鳥防災体制整備担当課長 委員からご指摘ありましたとおり、各情報発信媒体の登録者数に関しましては、引き続きの課題であるというふうにご覧いただけます。そのほか、例えば防災情報を中心とした情報発信の方法などないか、他区の事例も参考にしながら研究しているところがございます。

○山本委員 平時の啓発ももちろん大事であると考えます。それらも踏まえると、これまでも他の委員の方々がご要望しておりますが、やはり大田区や渋谷区などで導入されている防災アプリは有効ではないでしょうか。ご見解を伺います。

○羽鳥防災体制整備担当課長 委員おっしゃられましたとおり、他区では、防災アプリや防災ポータルサイトの導入を防災課としても確認しているところがございます。このような事例を参考にしながら、新たな情報発信の方法について引き続き検討してまいります。

○山本委員 どうぞよろしくお願いいたします。

なお、アプリの導入だけでなく、これをいかに広く普及するかが大事です。その際は、インセンティブを効果的に付与することが鍵となります。例えば、独自のデジタル地域通貨の新規導入と防災アプリをセットでインストールすれば500ポイント付与という感じです。防災アプリと、そのような効果的な導入方法の検討を要望し、次の質問に進みます。

次に、災害時の情報発信の中で、都と区の災害関連情報の連携について伺います。

ある目黒川近くにお住まいの区民の方から、目黒川氾濫における情報についてご意見をいただきました。警報のサイレンが鳴るけれども、上流に荏原貯水池があり、増えた雨水をためることができるので、なかなか氾濫まではいかないはずだとのことでした。一方で、貯水池の利用状況がよく分からないから、本当に氾濫する間際なのか分からないとのことでした。そのことを同じく目黒川付近にお住まいの方々にお話ししますと、目黒貯水池のことを知っている方は結構いらっしゃる一方で、やはり分からないということで、同じようなことを言われました。

区の方にお聞きしましたら、荏原貯水池は都の管理ということで、都が運営する水防災総合管理システムというウェブサイト上で貯水池の水位がリアルタイムに公表されていることが分かりました。情報があるのに区民の皆様には届いていない、とてももったいないと感じました。詳しい方はご存じかもしれませんが、多くの区民の皆様にとっては、都と区がやっている違いは分からないでしょう。基礎自治体として、区民の皆様に一元的に分かりやすく伝えていくことが大事ではないかと考えます。

目黒川氾濫注意に関する情報発信と、全般的な都と区の情報発信について、ご見解を伺います。

○平原防災課長 災害対策に当たりましては、他の機関との連携は極めて重要と考えてございます。ご指摘の目黒川の水位情報、荏原調節地の流入情報につきましても、区のシステムに連携できるものは連携いたしまして、直ちにはできないものにつきましては、例えばリンクを張るなど、区民にとって分かりやすくお示しできるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ区民目線での情報発信をお願いいたします。

次に、大井町駅周辺地区再開発事業について伺います。

10月8日にJR東日本から、大井町駅周辺広町地区再開発のまちづくりについてのプレスリリースがありました。「OIMACHI TRACKS (大井町トラックス)」という名称で、待望のシネコンができるほか、開放的なアウトモール型商業空間など、とてもよい空間や施設が出来上がるという期待感が高まりました。

そのプレス発表の中で、帰宅困難者受入れ対策としての記載があり、品川区と連携し、屋内に約3,000人の帰宅困難者受入れスペースを確保するとの記載がありました。また、72時間帯在可能な備蓄を行うとのことでした。事業者との連携、とてもよい取組だと考えます。JRとの協議状況と、3,000人の帰宅困難者受入れの場所についてお教えてください。

○羽鳥防災体制整備担当課長 区といたしましては、現在、JR東日本と3,000人の帰宅困難者の受入れについて協議を進めているところでございます。

具体的に、避難スペース、備蓄スペースをどこにするのか、そういったところを今、協議を行っているという状況でございます。

○山本委員 分かりました。帰宅困難者の受入れは、今回のスペース確保で十分となるとの認識でしょうか。ご認識と今後の対策の見通しについてお教えてください。新庁舎がその機能を果たす場合は、それも併せてお教えてください。

○羽鳥防災体制整備担当課長 帰宅困難者受入れの人数についてですけれど、まず、大井町駅周辺に限らず、区全体で想定されている帰宅困難者数23万人に対して、一時滞在施設は不足している状況でございます。大井町に関しましては、エリア防災計画によりますと、大井町駅周辺で想定される帰宅困難者数は1万6,000人となっております。開発により今後増加が見込まれるため、エリア防災計画の見直しを行う中で、今後の対策について引き続き検討していきたいと考えてございます。

また、新庁舎における帰宅困難者の受入れについては、現在、新庁舎整備課と調整しているところでございます。

○山本委員 ご回答ありがとうございます。まだまだ不足している現状について理解いたしました。

区では、しながわ中央公園を含めた庁舎跡地の活用方法を現在検討しています。ここに大規模な帰宅困難者受入れスペースを確保することが有効であると考えます。ご見解を伺います。

○羽鳥防災体制整備担当課長 庁舎の跡地など区有施設や民間事業者の協力も得ながら、引き続き、一時滞在施設の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○山本委員 平時は、様々なスポーツ、文化イベントに活用して、まちのにぎわいを創出し、非常時においては多数の帰宅困難者受入れをする多目的アリーナができれば、防災上とても効果的であると考えます。激甚化する災害の備えとして、以前よりその必要性は高まっていると感じます。庁舎跡地へ防災機能を高める多目的アリーナの建設検討を要望いたします。

また、大崎駅周辺地区再開発事業や、その他再開発事業についてもお話ししたいことがございますが、時間に限りがございますので、またの機会とさせていただきます。

次に、Park-PFI導入について伺います。

これまでもほかの委員からご質問がございまして、いろいろと確認が済みました。私からは1点、区の方針の公募への反映についてお伺いいたします。

一定、区としての整備方針を公募指針として示すことが有効ではないかと考えております。ご見解をお知らせください。

○大友公園課長 公募指針に記載する要件は、できるだけ少ないほうが民間の活力を活用した自由な提案を受けられると考えておりますけれども、区が公園に求めている考えがありますので、一定、区としての考えを公募指針に反映させるべきものと考えてございます。

○山本委員 一定、ご反映いただき進めていただければと思います。品川区初のPark-PFI、これも期待しております。

○新妻委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時54分休憩

○午後2時41分再開

○新妻委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑に入ります前に、えのした委員の質問のうち、区営住宅・区民住宅に関する答弁について、訂正があるとのことですので、理事者よりご発言願います。

○川原住宅課長 えのした委員のご質疑の中で答弁申し上げました区営住宅および区民住宅の入居者

数、区営16名、区民40名につきましては、昨年度の空き室に入居した人数でございます。住宅全体の入居者数につきましては、8月末現在で、区営住宅405名、区民住宅717名でございます。

以上、訂正の上、答弁を申し上げます。大変失礼いたしました。

○新妻委員長 質疑を続けます。

ご発言願います。中塚委員。

○中塚委員 367ページ、防災関係組織経費に関わって、避難所運営マニュアルの改訂、キッチンカーとの災害協定について伺います。

災害時の避難所について、環境改善の議論が進んでおりますけれども、実際の被災地では災害関連死が相次ぐなど、引き続き重大な問題だと思っております。

このほど避難所運営マニュアルについて、各避難所や標準版の改訂が進められたと伺いました。そこで、内容について、どのように地域に示されるのか伺います。

また、改訂によって避難所環境がどのように改善するのか、それぞれお答えください。

○平原防災課長 避難所運営マニュアル（標準版）についてでございますけれども、今年度事業ということで標準版を作成し、次年度に提示するよう、現状、進めているところでございます。先月9月から順次地域に示させていただいているところでございまして、その地域のお話合いの中で課題などをさらに出していただくというようなことで、年度末までに仕上げたいというふうに考えてございます。

それから、変わっていくところでございますけれども、前回、平成30年度、実際にお示ししたのは令和元年度でございますが、そのときに大分進みはしたいのですけれども、例えば、ペット対策等々、進みが止まってしまったところもございますので、今回は、ご議論いただくという内容ではなくて、そのことは措置してくださいという形で、もう議論は終わったというような段階で、お示しするものは示していくというようなところが今回の変更点でございまして、これまで課題となっていたところを大きく前進させようという意図でございます。

○中塚委員 9月より地域に順次示されるということです。まずは、避難所連絡会議に参加されている方々で、ぜひ理解を深めて、訓練を通じて実践につなげるということが重要だと思います。

そして同時に、こうした理解を深めれば深めるほど、避難所運営について議論が進めば進むほど、実際にもっと人手が必要だという話をよく伺います。

そこで、地域を見ると、様々な専門知識や技術を持った方が大勢いらっしゃいます。例えば、現役は引退したものの、看護師、介護士、ヘルパー、土木作業に従事していた方々、飲食店など大量消費の仕事をした方々、公務員や会社員の中にも話合いをまとめることが上手な方々などが大勢いらっしゃいます。こうした地域の方々の力を集めて発揮させるためにも、この改訂されたマニュアルを示して、人手が必要なことを率直に伝えて、協力もいただきたいということを募っていただいて、そういう場が必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

様々な災害を通じて、何か自分もできないかと思っている方は大勢いらっしゃいます。なので、事前に、今、こういったところに人手が必要なのだ、こういう技術を持った人に協力をしていただけませんかという場をつくって組織化していくということが大きな力になると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○平原防災課長 地域の力を結集するという意味では、品川区の災害対策基本条例でも、地域の総力を挙げて災害対策を行うということもございまして、方向としては、そのとおりにかなというふうに思うのですけれども、地域全体を考えたときには、避難所だけではなくて、エリア全体のお話もございま

すので、今後の課題ではございますけれども、例えば、現在、並行して進めております地区防災計画の地域における作成でありますとか、どういうところで、そういうような考え方を入れていけばいいのかということは、引き続き、私どもの中で研究させていただければと思っております。

○中塚委員 方向性は同じだと、どういうところで研究していきたいというところですが、もう少し突っ込んで伺いますと、実際に発災して震災が起きて、能登では地震と大雨と二重の苦しみがあるもとの、避難所の運営について、いろいろな要望が出るのですけれども、やはり人手が足りないと、その人手も被災者同士ですから、そんなに、急に言われてもという戸惑いの中で、なかなか避難所の運営の改善につながっていかないという実態があると思うのです。

なので、私は、あらかじめ、例えば、ヘルパーだったり、介護士だったり、土木作業をしていた、結構公務員の方もいろいろな意見が出たときに、まとめたり、司会をすることが上手だという話もよく地域で伺うのです。あの人が中心にいてくれると、みんなの話も聞いてくれるし、うまくまとめてくれるし、進めてくれるという話も伺いますので、ぜひこういう方々を発災前の準備の段階で声をかけて、募っていただいて、組織化していくということをぜひ積極的に進めていただきたい。ここが今、大事なところなのではないかと思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○平原防災課長 避難所運営のところでの人手不足だけではなくて、災害時の共助という点では、様々な人の力が要るといったところは、私ども、承知しているところでございます。このため、例えば午前中もございましたけれども、地区総合防災訓練への参加者の拡大でありますとか、様々な取組をさせていただいております。災害時の助け合いの考え方自体をまずは広めていく、その中に避難所のお手伝い、そういったところもあるのだと、避難所自体は避難者がお客様ではなくて、ともに一緒になって運営していくというようなところは、避難所運営マニュアルの標準版にも、以前の従来のものからも書かせていただいているところでございますが、そういったところを改めて徹底していく中で、避難所におけるこういった作業があるのかというなものを、また区内一斉防災訓練などを通じて地域に広まっていくように、私どもも働きかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○中塚委員 ぜひ地域の力が発揮できるように、その仕組みづくりをよろしくお願ひしたいと思いません。

次に、キッチンカーについてですけれども、やはり温かい食事を提供するという点で、事前の計画や訓練と同時に、外部からのボランティアの力を発揮させるという点が必要だと思っております。この間、繰り返しキッチンカーとの災害協定を提案してきました。報道では、江戸川区や葛飾区で協定が結ばれたと伺っております。

そこでまず、キッチンカーとの災害協定について、23区の状態を伺いたいと思っております。

そして、品川区もキッチンカーとの災害協定を結んで、災害時の食事の提供について、避難所の環境改善を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○平原防災課長 キッチンカーの23区における状況は、こちらは、つまびらかに私ども承知しているところではございませんけれども、一部の区で、その地域にあるキッチンカーを取りまとめている団体との間で協定が締結されている区があると伺っているところでございます。

品川区においても、これまで炊き出しの協定は締結してございましたが、今後、キッチンカーをどういうふうな形で運用できるのかも含めまして、しっかりと研究させていただいて、災害時の温かい食の提供といったものを考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中塚委員 災害時の温かい食の提供について、今後研究ということですが、私、ここは具

体的に進めていかないと、なかなかクリアできていないと思うのです。

1つ伺いたいのが、実際の被災地で、なぜこれがうまくいかないのかと。どういう仕組みを作ることが教訓なのかと、区の見解も伺いたいと思います。

私は、発災直後は、プッシュ型の支援も必要です。中長期型になれば、1日3回の食事をどうするかということになります。被災者の方々にもご協力いただいて食事はつくりますけれども、やはり外部からのキッチンカーなども活用して支援を進めていくという仕組みづくりが、今、具体的に求められているのではないかと思います。ぜひ積極的にキッチンカーとの災害協定について検討していただくことを改めて求めますけれども、いかがでしょうか。

○平原防災課長 能登半島地震においては、発災したのが冬だったということもあって、実際に温かいうどんなどが提供されたときには、被災者が非常に喜んだというようなお話は、私ども、報道を通じてでございますが聞いているところでございます。

ただ一方で、具体的に災害時の公助という形で食の提供を考えたときに、キッチンカーだけではなくて、様々なものを組み合わせた形で、そこをどう提供していくのかといったところについて、まだまだこちらで考えなければならぬことがあるものですから、そういった視点で、先ほど、研究というふうに言わせていただいたところでございます。

ただ、それとは別に、協定自体はまた考えるところもでございますので、そちらのところは、何かお話がございましたら、こちらのほうでしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○中塚委員 何か話がございましたらとおっしゃいますけれども、今、実際に区役所の前でキッチンカーが始まっているわけですから、ぜひ区からも働きかけていただいて、つまり、実際、震災が起きたときに、何台のキッチンカーが、どこにどのように配置をするのか、ぶっつけ本番ではなく、事前に協定を結んで計画を持って食事の支援を強めていただきたいと要望して終わりたいと思います。

○新妻委員長 次に、こしば委員。

○こしば委員 よろしくお願ひします。私からは、333ページ、駅周辺放置自転車対策に関連しまして、西大井駅周辺の放置自転車についてお聞きします。

まず、品川区の放置自転車についてお伺ひいたします。

放置自転車が多発する傾向のある地域、地理的な特徴についてまず教えていただきたいと思います。

○山下交通安全担当課長 放置自転車が多発する場所についてのご質問でございますけれども、やはり乗降が多い駅、五反田駅ですとか、大井町駅、また武蔵小山駅、こういったところが多く発生しているところでございまして、撤去活動等を強化しているところでございます。

○こしば委員 今、乗降者数の多い駅という話が出ました。

駅前の環境が今年大きく変わってきました場所が、西大井の駅前でございます。既にほかの委員の方も触れておられますとおり、夏からニコンの本社機能が移転し、稼働を始めました。ニコンでは、フレックスタイムやテレワークなどを利用して、出勤時間帯に集中しない取組をされていると聞いておりますが、それでも駅周辺の環境は今後変貌を遂げていくと推察いたします。

そういう中で、これまでも駅周辺の放置自転車がまちや歩行者への悪影響をおよぼしていることを地域の方からも、また私自身も強く感じておりました。特に立会道路沿いへ道を渡りました先にあります区営の3階建ての駐輪場がございます。私も何度も利用させていただきました。レールに車輪を乗せて3階まで比較的段差の低い階段を上がっていき、その屋上の部分に毎回とめておるわけでございますが、その3階に上りますと、3割ほどの空きスペースがいつも大体ございました。3階はまだ空いているの

に、放置自転車はまだまだ絶えないという状況でございます。

品川区では、この放置自転車に対する対策を講じておりますが、西大井駅周辺の放置自転車の対策として取り組まれていることを教えていただけますでしょうか。

○山下交通安全担当課長 西大井周辺の放置自転車対策でございますけれども、現在は、駐輪場の利便性の向上に向けた整備でございますとか、あとまた撤去活動、それに加えまして、指導・警告活動を実施しているところでございます。

撤去活動は、おおむね週に約2日程度、本年度におきましては、9月末までに45日間撤去活動を行っておりまして、約150台の撤去をしているところでございます。

○こしば委員 今年9月までに、今、45日の撤去の取組を行ったと。これまでに150台の撤去があったことをお聞きしました。

一方で、なかなか放置自転車の取締りが難しい場所もあります。それは駅前の正面にありますジェイタワーでございます。ジェイタワーの管理組合の方に先般お聞きしましたところ、敷地内の放置自転車が最近特に増えているとお聞きいたしました。管理組合の対策としましては、敷地内に3日間自転車を放置された場合は、その持ち主に撤去を促す紙を自転車に貼るそうでございます。3か月たっても放置されている場合は、管理組合の負担で、1台につき大体4,000円の費用で処分する対策をとっているそうでございます。

このジェイタワー内にあります店舗を利用しようとしても、その駐輪場がいっぱい、結局、ほかの場所に駐輪をしてしまうという堂々巡りの状況になっているのが現状でございます。

1つのマンションに放置自転車のしわ寄せが寄っているという課題が西大井駅周辺にはございます。

また、一方で、コミュニティバスの西大井駅のバス停前に、買物のために自転車を止める方が多く、一時的にバス停の前の動線を狭めてしまっているという課題もございます。

区の放置自転車に対します取組としまして、近隣のマンションの敷地内に自転車がたくさん放置されてしまっているような場合、品川区として何か対策はあるのでしょうか。

また、マンションと連携した取組、対策についてありましたら、お伺いいたします。

○山下交通安全担当課長 まず、周知における放置自転車の対策でございますけれども、やはりこちらにおきましては、管理者の責任におきまして、撤去なり処分をしていただくというところをお願いしているところでございます。

なかなか区といたしましても、その権利がないというところで、将来的な紛争とかも考えられます。やはり管理権に基づいた処分というところでご教示をさせていただいているところでございます。

また、バス停前の放置自転車につきましても、確かに委員のおっしゃるとおり、あそこの前にも駐輪があることは認識しているところでございまして、今、指導、啓発活動といいまして、撤去活動とは別に黄色い札を貼り付ける札貼りの指導・警告を強化しているところでございまして、以前に比べますと若干減ってきているのかなという認識ではいたのですけれども、まだまだ、そういった放置自転車がありますので、今後も引き続きそちらのほうは徹底してまいりたいと考えております。

また、バス停と、あと、向かいの商店、お店がある前の放置自転車につきましては、恐らくそちらは、商店ですとか店舗、そういったものの利用の方々とか、あと配達営業の方、こういった方々が利用されていることが多いと思われまますので、指導・啓発活動の際に、もし近くにそういった方がいらっしゃいましたら、口頭で警告をしているところでございます。

また、マンションとの連携につきましてでございますけれども、そういったトラブル、問題が多数発

生しているようであれば、いつでもうちのほうでもそういった相談ですとか、話し合いの場を設けていきたいと考えております。

○こしば委員 ぜひマンションの、確かに管理責任者が第一ではございますけれども、管理責任者との間の中で連携を行っていただきたいということでございます。

対策としては、取締りの強化のほかにも、啓発の促進だとか、また新たに駐輪場を設置するという対策があると思います。既に駐輪場、西大井の広場の北側だとか、駅前の広場、また、先ほど言いました3階建ての駐輪場が備わっていることは認識しております。

また、3階建ての駐輪場のそばに、今度新しくレンタルシェアサイクルポートが新設されました。レンタルサイクルが設置されて、まだ間もないものでございますが、この設置によりまして、どのような変化だとか、また、気づきがありましたら、ぜひ教えていただければと思います。

○櫻木地域交通政策課長 西大井駅の公園のほうに、シェアサイクルポートを最近設置させていただきました。利用は比較的順調ということで、いつも借り出されているような状況だと認識しております。

○こしば委員 稼働率も高めであると推察いたしました。

このレンタルシェアサイクルによって、放置自転車が減ったという認識でございますでしょうか。その辺り、確認させていただければと思います。

○山下交通安全担当課長 周辺の放置自転車が減ったかということにつきましては、シェアサイクルだけではなくて、やはり放置自転車対策の3本柱であります駐輪場の整備、先ほど言いましたけれども、撤去活動ですとか、啓発活動、これによって徐々に年々放置自転車自体は減ってきているという現状はあります。

また、先ほど少し申し忘れてしまいましたが、ちょっとした短時間の駐輪、放置自転車の対策として、西大井駅におきましては、今、2時間以内の短時間の無料の利用の試行実施を行っております。当日利用の方の場所に、2時間以内であれば無料で使えるということを試験的に実施しておりますので、そちらのほうも有効に活用していければと思っております。

○こしば委員 2時間以内利用料無料の試行の実施をされているということでございます。

新たな駐輪場の設置について、少し提案を含めて質問させていただきたいのですけれども、今度は西大井の広場の南側、光学通り沿いに広場に入る入口があるのですけれども、そのすぐそばに駐輪場がございます。こちらは、およそ何台ぐらい駐輪ができるのか教えていただければと思います。

○大友公園課長 西大井広場の南側、光学通りに面したところの駐輪場の台数でございますけれども、公園利用者を対象としたものでございますが、20台、収納を想定した駐輪場となっております。

○こしば委員 パッと見、多分20台以上はとめられるような感覚があつて、私の中では、多分50台ぐらいとめられるのではないかなと思ったのですが、そこはまた改めてお聞きしたいと思います。

週末にイベントが西大井の広場でよく行われておりまして、私もよくとめさせてもらっているのですが、どうしてもやはりそこを見ますと、雑然としているようなところもあつたりします。ただ一方で、地域の防災訓練のときだと、町会の役員があそこに来て駐輪場の整理も担当されておりますので、そのときは整然とされておるのですけれども、土日に行きますと、なかなか雑然としているなどと思います。

平日を含めて、こういった駐輪場の整理は、区のほうでどのように取り組んでおられるのか教えてください。

○大友公園課長 台数の補足から説明をさせていただきたいと思います。

先ほどのところなのですが、駐輪場としての整備の場所というところだけにつきますと、幅1.2mというところで、屋根がついているところ、屋根がないところで、12台と8台ということで、幅は自転車想定で0.6m、60cmの幅ということで台数は決まっていますのですが、実際のところは、委員ご指摘のとおり、その倍ぐらひは止まっているという現状がございます。

この整理なのですが、きれいに縦に並べてというところの整理が一番望ましいという形はあるのですが、現状、ランダムにとめられているという状況です。こちらは白線等々が引いてあるのか、ラックがあるというところではないというところがあり、そのような現状はあるのですが、こちらは公園管理者がいますので、そちらのほうで整列等々をしたりする形で、今、整頓をかけているという形になってございます。

○こしば委員 ぜひこの整理に取り組んでいただきたいと思ひますし、先ほど少し答弁、最後のほうがお聞きできなかったのですが、自転車のスタンドもぜひ設置していただければと思ひます。やはりそういったことで放置自転車の対策にもなってくると思ひますので、その辺りを改めてお考えを教へていただければと思ひます。

○大友公園課長 整列してとめるより台数を増やす2段ラックとかもあるかと思ひますので、白線などいろいろな対策も含めまして検討を進めてまいりたいと思ひてございます。

○こしば委員 西大井広場の南側のほうは、ふだん緑地といひますか、なかなかスルーしてしまうことが結構あるものですので、中に入れば駐輪場がはっきり分かるのですが、ふだん歩いていると、自転車で走っても、そもそも駐輪場がここにあったのかという話も実際に聞いたことがありましたので、その辺り、ぜひ、西大井の駅前の中で、ここにも西大井広場の南側にも駐輪場があるということを、ぜひ周知していただきたいと思ひますし、臨機応変に、確かに公園利用者の方のみというふうに限定はされてきたかもしれませんが、その辺りもぜひ幅広く考えていただきまして、放置自転車の対策に取り組んでいただければと思ひます。

○新妻委員長 次に、やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 お願いします。私からは、357ページのしながわ水族館運営費と、347ページのコミュニティバス試行運行実施経費でお願いします。

まず、水族館ですが、魅力ある水族館を目指して質問いたします。

まずはカワウソの展示についてでございます。

好奇心に溢れて活動的で、見ているだけで飽きないカワウソは、非常にサービス精神の塊といひますか、非常に水槽の前ではたくさんの方が足を止めて人気のある動物の1つでございます。春先、私も見に行きまして、展示の内容を確認してまいりました。

そのときに気になったのが、1畳ぐらひのスペースに、今、2匹のカワウソが飼育されているのですが、非常に動き回ったり、泳ぎ回ったりするカワウソにしては、少し遊び道具が少ない、遊び道具があると、カワウソはすごく好奇心旺盛なので、いろいろなことをして遊ぶ。それが非常にお客さんにとってはシャッターチャンスになったり、見ていて楽しめるというところだと思ひますので、現在の展示の状況、おもちゃみたいなものがなかったのか、今どうなっているか教えてください。

○大友公園課長 カワウソの展示に関する遊具に関してなのですが、現在、設置させていただいているものとして、交換で導入しているのですが、塩化ビニール製のパイプの継ぎ手であったり、市販の犬のおもちゃ、また、透明パイプを利用いたしました内部が見える構造のフィーダーと言われる、えさを利用した遊具の一種です、えさを取り出すために遊ぶ遊具を入れさせていただいてございます。

それをランダムに日替わりとか、週替わりで入れ替えて実施しているところになります。

○やなぎさわ委員 様々工夫されているようで非常に安心しました。

ただ、私が直近に聞いた話だと、ランダムに入れているのですけれども、1個しか入っていなかったりする日があるみたいで、できれば何個かあるほうが、より動きが活発になって、見ている方が楽しめるかなと思うのですけれども、その点は、現状どうなっていますでしょうか。

○大友公園課長 私の記憶のところの話でお答えさせていただくと、複数入っていることは、布と何かという形で入れていたと記憶しております。今後、複数の導入等ができないか検討してまいりたいと考えております。

○やなぎさわ委員 前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

というところから派生して、リニューアルについても質問させていただきます。

イルカのショーとか展示がなくなるということで、予算特別委員会のときにお伺いしたときに、その理由として、飼育環境が手狭になっているとか、あと、ほかの水族館もイルカのショーをやるということで希少性が薄れている。あと、様々な団体とかの哺乳類の飼育事情もあるというようなことをお伺いしたのですけれども、そういった認識で間違いはないでしょうか。

○大友公園課長 イルカの展示とイルカショーの廃止につきましては、今、委員のほうからご説明いただいたところが主な方向性という形でございます。そのとおりでございます。

○やなぎさわ委員 恐らくイルカのショーが、いろいろな動物愛護とかの問題で難しくなっているのかなというふうに思います。

ということで、新たな目玉を創出しなくてはいけないということで、ショーに頼らない、体験型だったり、触れ合いというようなイベント、動物が必要かなと思っているので、そこでうってつけなのがカワウソかなというふうに思っております。

カワウソは、先ほど申し上げたとおり、見るだけで楽しめますし、さらに触れ合うイベントも可能であります。というのは、カワウソと握手ができるというイベントをやっている水族館がたくさんあって、そこがすごく人気です。というのは、カワウソは、小さい穴があると手を伸ばすという習性がありまして、それを利用して、えさを置いて、えさをあげながら握手をするというようなことをやっている水族館が多くて、そういったイベントもできますし、あと、まだ文献が、私、調べ切れていないのですけれども、上野動物園のツイッターの投稿によると、江戸時代、野生のカワウソが23区に生息していたというふうに投稿がありまして、つまり、品川区も例外ではないのかなというふうに思っております。これ、坂本龍馬とも重なりますけれども、動物、カワウソがいたまち品川ということで、品川カワウソということで、関連してイベントができるのではないかなと思って、今、イルカにやはり人気があつて、イルカに頼っていた状況から脱却するという意味で、新しい目玉ということで、差別化を図る意味でもカワウソが非常に有効ではないかというふうに思っております。

ぜひ、最後に何かあれば、答弁をお願いします。

○大友公園課長 展示の目玉というところにつきましてなのですけれども、令和4年3月に策定いたしましたしながわ水族館のリニューアルの方向性というものがございます。そちらに東京湾にこだわりを持った展示、また、近隣の水族館にはない水中感あふれる美しい展示というところが方向性として示されているところでございます。現在、この方向性に基づいた検討をしているところでございます。

○やなぎさわ委員 方向性、割と近いかなとも思ったりしているので、ぜひご検討をよろしく願いいたします。

次に、いきます。

コミュニティバスの件なのですけれども、現在の実証実験のスケジュールをお教えいただいてもよろしいですか。

○櫻木地域交通政策課長 実証運行につきましては、試行運行という形で4年間の状況としましては、令和6年、今年度末までの状況をもって令和7年度に判断を行うという状況でございます。

○やなぎさわ委員 令和7年ということで、まだまだ時間がかかる。そして、区民からは、荏原ですか大崎ルートの要望もあるということで、さらにそれもどうなるか、運行されても時間がかかるかなという状況だと思います。

そこで、日本一コミュニティバスの成功例と言われている兵庫県明石市の泉前市長のコメントなのですけれども、こういったコミュニティバスを成功させる上で、声の大きい少数特定の地域の有力者の方の声を聞くと、バス停の位置が、本当に利用するサイレントマジョリティの方の声を反映されにくくなる。本当に利用される合理的な路線をつくるために、毎年利用者の声を聞いて、乗車テストをして見直しながらやっている。つまり、ある程度走り出しながら、採算を含めた実証実験ではなくても、走り始めながらつくっていくということを実証していて、それで成功例となっているというふうにおっしゃってありました。

ということもありますし、あと、やはりコミュニティバスというくりにこだわってしまうと、なかなか警察との折り合いですとか、難しい問題があるというふうに思っておりますので、柔軟な交通手段をつくる必要があると思っております。

具体的には、例えば、少し大きめの乗用車、ハイエースとか、それぐらいのクラスのものを使用してたくさん走らせる、そういったことも検討していただければと思うのですが、その点、いかがでしょうか。

○櫻木地域交通政策課長 今、委員がご指摘ありましたように、地域の実情と、あとは走りながらやるということで、試行運行ということで、様々な経験値を獲得しているところでございます。

ハイエース、いわゆるコンピュータータイプも新しい交通モードとして可能性としてはあるのかなと思っておりますが、いずれにしる総合的に考えて検討してまいりたいと思っております。

○やなぎさわ委員 ぜひ総合的に前向きに考えていただきたいと思っております。

特に、ハイエースとかになると、車椅子の問題とかもあると思うのですが、現在、ジャパントクシーのタクシーとかでも車椅子が乗車できるようになっておりますし、日々、車も進歩しておりますので、そういった問題もクリアになるのかなと思います。

あと、昨今、やはり民間のバスの本数が減少しているということで、区民の方から苦情といたしますか、要望を聞いております。交通難民を増やさないためにも、ぜひ区が主体となって交通整備をお願いいたします。

○新妻委員長 次に、こんの孝子委員。

○こんの委員 私からは、349ページ、避難道路機能強化事業、365ページ、区営住宅管理費、この2点をお伺いしたいと思います。

避難道路機能強化事業、これは広域避難場所、大井競馬場とか、しながわ区民公園に至る滝王子通りを安全な避難道路とするために、現況の幅員7.2mから10mに拡幅するという機能強化を図る事業と認識しております。

区の計画として進める事業ですが、これは地区計画としているため、建て替え時にご協力くださいと

いう、こういう進め方だと認識しております。

この事業は大変重要なので、それで進めていただくということなのですが、私が課題と思っているのは、その先の道路のことです。この滝王子通りの先は、大井第一小学校の脇の坂道になっております。ここも大変に幅員が狭くて、ここが1つの避難道路、広域避難場所までの経路になっている。ここはどのように考えていらっしゃるのか。この大井第一小学校の沿道には、住宅がずっと続いておりますので、これを拡幅するというのは大変なことだと思うのですが、ここも広げていくというようなことが1つには避難経路としては必要だというふうに思っております。

もう1つ、この広域避難場所に避難する経路として、歴史館の脇の坂道とか、あるいは池上通りから水神公園に続く桐畑隧道、この3本をいわゆる避難経路といったところだというふうに捉えております。ですので、特にこの3本の経路、大井第一小学校の脇の道路と、もう1つは桐畑隧道です、ここの機能強化も進めていく、こうした計画をどんどんと立てていくということが必要だと思いますけれども、まずはその2つの避難経路については、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

区営住宅のほうも併せてお聞きします。

区営住宅、1969年に建設された二葉一丁目区営住宅についてですけれども、ここは1階が保育園で、2階が図書館で、3、4、5階が住宅という複合施設になっております。築年数は55年が経過していると思っておりますけれども、ここは何度か私も質問に上げさせていただいてきまして、建物の老朽化、それから水回りの漏えいの問題、何よりも居住者の高齢化が進んで、ここにエレベーターはありませんので、階段が上れないという生活に支障をきたしているという課題があります。

こちらは、昨年の予算特別委員会の際に質問したときには、公営住宅の長寿命化計画が策定してから10年がたつので、見直しとなっているので、区営住宅全体を考えながら、個別の住宅についても検討していきたい、このようにご答弁いただいております。その後どうなっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○高梨都市計画課長 私からは、前段の滝王子通りから先の避難経路等々についてお答えをさせていただきます。

今、委員からご紹介がありましたとおり、現在は拡幅された滝王子通りを通った避難者は、今お話のありました大井第一小学校の脇、歴史館の横、それと桐畑隧道の箇所、この3か所をそれぞれ通って避難するというような計画となっております。

委員からお話がありましたとおり、北側2本、大井第一小学校と歴史館のところは、都市計画道路等になってございませんので、現状では拡幅の計画はないという状況になってございます。一番南側の桐畑隧道の部分につきましては、補助31号線という都市計画道路に位置づけがされてございます。現在のところ、優先して整備する路線としては位置づけがされていないところでございますし、ご存じのとおり、東海道本線をくぐる都市計画道路として技術的な課題も多く残っている部分となっておりますが、長期的には、ここの部分も幅員20mの都市計画道路というような位置づけになっておりますので、将来的には、この部分の拡幅も視野に、安全な広域避難場所への避難というところの計画と合わせて検討を進めていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

○川原住宅課長 区営住宅、特に二葉一丁目住宅の長寿命化計画に基づいた現在の状況についての回答でございます。

委員ご指摘のとおり、今年で55年が経過しているところでございます。エレベーターが残念ながらつけられない住宅でございますので、高齢者の方にとっては非常に階段が困難であるというところは、

区としても認識をしているところでございます。

そして、これまで平成23年に耐震の改修工事を実施した中、令和5年度には、委員ご指摘のとおり、発生した漏水に対して、複合施設の図書館、保育園を含めた修繕であるとか、あと住宅の排水管の大規模改修工事を行ったという状況でございます。

そして、劣化状況調査を実施いたしまして、今後については、計画的な維持管理としては、屋上の防水工事の実施予定しているところでございます。

そして、区営住宅、今後の修繕や建て替えの在り方というところでございますが、図書館や保育園、施設が併設しているものでございますので、そういった併設の施設に対してのそれぞれの施設の修繕や建て替えの在り方の中で合わせて考えていく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

○この委員 それぞれご答弁ありがとうございました。

避難路の経路のお話ですが、確かに大井第一小学校と歴史館の脇のところは都市計画道路ではないというふうには認識をしているのですが、それでも、ここは避難経路として本当に歩道は狭いですし、行き交う道路は両通行にはなっていますけれども、大変にここは避難をしていく人たちであふれるというようなところを考えられると、歴史館と桐畑隧道というところになるかというふうに思います。

ですので、ここは計画道路ではないにしても、大井第一小学校の脇の道を今後考えていく、どういふふうに避難が安全にできるのかということを考えていっていただきたいなというふうには思います。

それから、桐畑隧道のほうですが、確かに31号線という計画道路にはなっておりますけれども、この31号線は、計画はあるものの、いろいろな事情で進んでいないというところですが、31号線という考え方も必要ですけれども、そもそも隧道の在り方というところを、私はこれまでも何回も質問を上げさせていただいてまいりました。

というのは、ここは歩行者、いわゆる歩道専用になっているので、自転車は通れませんよ、基本的にはそうなっているので、逆のUの字のパイプが立っていて、自転車が通れないように、いわゆる危険な走行ができないようになっておりますけれども、それがために、本来通りたいベビーカーや車椅子の方が通りづらいという状況があります。しかも、直線だとれる幅、広いゆったりとした道路なのに、迂回して行く道路になっている。それは幅が狭いために、迂回して、段差というか、勾配があるところを通っていかなければいけないというふうになっていますので、そこら辺のところを一直線でできるような形で、抜本的に歩道と車道、いわゆる自転車道と抜本的にすみ分けができるような形で、ここは改善が必要ではないかというふうに思っているところです。

ほかの、大井第一小学校のように沿道に住宅が密集しているものとは違うのです。あそこは大変に広くとっておりますので、隧道の下、いわゆるJRの線路の下のところの拡幅が可能であれば十分にとれるところなので、JRとの協議が整えば、31号線という考え方はありますけれども、そこだけの避難経路としての改善はできるのではないかと考えるところですが、いかがでしょうか。

○森道路課長 桐畑隧道の拡幅といましようか、改良というところでございます。

道路課のほうで昨年度も少し検討させていただきまして、自転車の必要な勾配があそここのところをとれるかと、一直線にとれるかという検討をした結果、残念ながら、取りつかないというようなところでございました。つまり、長さが短すぎて勾配が急になってしまうということになります。それを避けるためには、折り返しが必要になってくるわけなのですけれども、そうしますと、2回折り返すということで幅が広くなりまして、住宅の側道がとれないというところもございます。そういった部分も含めて、

引き続き、どういったところが安全かということは検討していきたいと思います。

○新妻委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、359ページの私道整備事業について、369ページの消防団運営費に関わって、けがをしたときの補償について、340ページの河川費と、351ページ、都市開発費に関わって、目黒川での気泡発生とリニア中央新幹線について伺います。

まず、私道整備事業についてございます。

戸越公園駅周辺で、舗装が剥げてしまって穴があいている私道があります。あそこは駅の乗降者が日常的に通行しているところです。しかし、道路の幅が狭くて1割の負担が発生してしまうと言われてきました。関係権利者に話を聞くと、負担するのはやはり難しいということで、けれども、負担がないならやりたいとおっしゃっていました。これはやはり負担をなくすことで危険な箇所を減らすことができると思います。2.5m以下の私道も、住民の負担なしで私道整備ができるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、実績を伺いたいのですが、決算書では、令和5年度546万円、9件という実績だと思えますが、この中で1割負担で実施をしたところが何件あるのか、2.5m未満の幅のところでは助成をしたものが何件あるのか。その割合を伺います。

○森建築課長 私道整備助成についてのお伺いでございます。

現在、品川区私道整備に関する条例に基づきまして助成を行っておりますけれども、幅員が1.2m以上で2.5m未満の道路については、9割、区のほうで負担をして工事を行っているところでございます。

理由はあるのですが、基本的には、私道の管理、維持修繕については、持ち主の方にやっていただくことが原則でございますけれども、多くの方が歩行することもございますので、区のほうで補助しているような状態でございます。

幅員が大きいところにつきましては、第三者の方の自動車等も通りますので、傷みが大きいということで100%助成、2.5mを切るところにつきましては1割負担していただくということで、現在、実施しております。

実績についてでございますけれども、9件中2件が1割負担をしていただいた工事ということになってございます。

○のだて委員 9件中2件が1割負担をしているということで、やはりその割合でいくと、2割いかない、1割強というところだと思います。やはり負担が出るということで利用も少なくなっているのではないかと思います。そこの実際の場でも、夜に自転車を通ったときに、凸凹があつてお店に突っ込んでしまったというようなこともお聞きしました。やはりそうした危険な状況が生み出されてしまっているということですので、ぜひこうしたところで2.5m以下の私道でも負担がないように整備できるようにしていただきたいと改めて求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、この幅の要件をつけた理由を伺いたいと思います。

○森建築課長 幅の要件ですけれども、ある程度、道路の幅員があることで、先ほど申し上げたとおり、自動車の通行があるかどうか。それと、通行量につきまして、2.5m以上はかなりの方が通るだろうということで、超えている部分につきましては100%というところでございます。

1割負担のところなのですが、他区の状況、23区の状況を確認はしているのですが、品川区が突出して少ない、あるいは多いということではなくて、どの区でも1割負担を求めている、あ

るいは2割負担を求めている、100%であっても、通り抜けができていないようであれば補助ができなかったり、様々ございますので、23区の中でも、品川区がやっている助成については、そこまで問題がないという状況でございますので、1割負担、受益者負担として負担していただきたいというふうに考えてございます。

○のだて委員 23区の中でもいろいろあるという話ですけれども、その中には要件なしで私道整備助成を受けられるところもあります。そうしたところを品川区としても拡充していただきたいと思いますし、今、私が紹介した戸越公園駅の近くのところは、本当に通行量も結構あると、立っていると、しばらくすれば人が必ず通るといふようなところでもありますので、ぜひそうしたところも、ほかの市道も負担なしで整備できるようにしていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

次に、消防団について伺います。

消防団の活動を支援する目的で、活動中にけがをした際などに受けられる補償があると思います。これはどういうときに利用できる制度なのか伺います。

○伊藤災害対策担当課長 ただいま消防団の保険についてご質問をいただきました。

区が拠出している予算の中で、消防団の保険につきましては2種類準備をしております。

1点目が、公務災害補償等責任共済というもの、もう1件は、消防団員の福祉共済に関するものということで、公務災害、また、福祉について支払っております。

けがをした場合ということで、公務災害につきましては、かなり重大な事故ですとか、障害が残ってしまうですとか、もちろん死亡も含めてですが、そういったときに支払われるものと、また、亡くなった方の遺族についても支払われるというような内容でございます。

後段の福祉共済につきましては、どちらかという、一般的な保険と同様ではあるのですが、入会金があまり高くないということもありまして、支払いは少し厳しいような状況になってございます。

例えば、入院をして7日以上でないといふ支払われないといったようなものになりますので、そこはしっかりと医師の診断を基に、補償があるのかということ、随時、報告を受ける消防署と連携をして進めていきたいと考えております。

○のだて委員 私のところには、補償が事実上使えないという声が届いています。消防団の方は、消防操法審査会の際に夜遅くに練習に励んでいます。私もしながわ中央公園で実施している姿を拝見していますけれども、あと、今度、明後日、12日には全国大会に品川区からも参加するということが、昨日ちょうど見ました。やはり日々、鍛錬をされていると思いますが、そうした中で、肉離れですとか、腰痛など、こうしたけがをしてしまうことがあって、この保険を申請したのだけれども、受けられなかったという話でした。そのために自前で治療しているということで、これはその方だけでなく、分団の中でも二、三人いるとおっしゃっていました。17分団ともなればもっといると思います。

この補償について、近年の利用実績を伺います。安心して活動ができるように、消防団の活動でけがをした際には補償が利用できるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長 ただいま保険の利用実績と、利用しやすいような保険の在り方ということでご質問をいただきました。

まず、区内3消防団の過去3年の利用実績でございますが、2つ保険を申し上げましたけれども、公務災害等の共済について使用したところはありませんでした。

もう1つ、福祉共済制度につきましては、品川消防団が0件、大井消防団が4件、荏原消防団が8件というような状況でございます。こちらは過去3年のトータルの数字でございます。

先に申し上げましたが、この保険の適用につきましては、例えば、けがをされたとしても、入院であれば7日以上入院日数が必要だというような状況でございますので、なかなか利用については難しいような状況でございます。

一方で、こちらは、もともとは14日入院しないと支払えないような状況でございましたので、ある程度緩和はされたということですが、引き続き、消防庁ならびに消防署と連携をしまして、こういったご意見があるということをご共有してまいりたいと感じております。

○のだて委員 3年トータルでいくと、そうすると、3消防団12人の方が受けているということかと思えます。しかも、それが入院等を伴ってということで、なかなか大きなけがだというふうに思いますが、こうした事態が起こっているという中で、相談者の方からは、高齢化もしているということで、やはりそうした訓練をする中で、走ったり、いろいろ重たいものを持ったりというところで、しっかり安心して受けられる補償が必要ではないかということもありました。ぜひそうした面でも、区としても利用できるようにしていただきたいと思えますし、この相談者の方がもらった資料では、これは公務災害のほうですけれども、事例が出ておまして、可搬ポンプ操法訓練中にけがをした際は対象になるということが書かれておりました。なので、先ほど紹介した肉離れですとか腰痛の場合にも、これは対象になるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長 今いただきました事例、肉離れ等のお話ですが、まず1点目、先ほど12件と申しましたが、この中には、けがだけではなくて、疾病をされた方も含まれていることをご承知おきください。

また、障害につきましては、先ほど訓練中のけがも対象とはなりますが、やはり診断面で、今の状況であれば、7日以上入院が必要だということになっておりますので、そのことはご了承いただけるとともに、また、この情報については共有をさせていただきたいと存じます。

○のだて委員 私もさらに研究をしていきたいと思えますけれども、もし7日の入院の要件が必ず必要だということであれば、それもぜひ緩和をしていただきたいと思いますというふうに思えます。きちんと利用できるような仕組みにしていっていただきたいと思えます。

次に、リニア新幹線について伺います。

まず、このリニアの調査掘進をしている立坑近くの目黒川で気泡が発生している問題です。

事実上の河川管理者である区も認識していると聞いていますが、この気泡の発生を確認したのはいつなのか、現在も気泡は発生しているのか伺います。

○北原河川下水道課長 8月5日にJR東海より、8月2日から御嶽橋下流付近にて、目黒川の水面に気泡が発生しているという報告を受けまして、区としても把握に努めております。今月7日も確認をしているところでございます。

○のだて委員 今月7日も確認をしているということですので、8月2日から出続けているのかというふうに思えます。

私も9月17日に現場を見に行きました。リニアの立坑付近がブクブクと一番気泡が発生していて、水面に見える気泡の箇所は、1か所ではなくて、20か所近く、目黒川の両側で発生しているという状況です。9月27日の夜にも現場を見たところ、御嶽橋の下付近で多く気泡が発生していることを確認しました。

リニアは、大深度地下を利用してトンネル工事を実施していますが、同様の工事でも野川に気泡が発生しました。住民が気泡の成分を調査すると、酸素が少ない空気だということが分かって、世

田谷区に成分調査を要望し、区が事業者を実施を求めて成分調査が行われました。酸素が著しく少ない空気だということが改めて明らかになったということで、このことはNE X C Oも気泡の要因がトンネル工事であるということも認めています。

この酸欠空気は、人が吸えば数分で死亡に至るといった危険なものですので、この前例もあって、リニアでも同様なことが起こっているのではないかと住民は心配しています。目黒川で発生している気泡の成分調査をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○北原河川下水道課長 JR東海より、リニアの原因ということではなく、実質的な判断で気泡の成分調査を実施中というふう聞いておまして、区としても状況を注視してまいりたいと思います。

○のだて委員 JR東海が成分調査をする方向だということで、これ、水面だから発生が分かったわけですが、地下室などに酸欠空気がたまっていけば、そこでも被害が出る可能性があります。そうしたことも含めて、しっかり調査をして明らかにしていただきたいと思います。

○新妻委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 よろしくお願ひします。351ページ、五反田駅周辺地区コーディネート業務委託、347ページ、地域交通検討経費、そして353ページ、公園・児童遊園維持管理費について。

初めに、公園維持管理費についてです。

以前お話をしましたが、区民公園内のバーベキュー場の喫煙所についてお伺ひします。

せっかくコロナも明けて、これから本格的にバーベキューシーズンがやってまいりますといったこの夏、暑さもあってなかなかご利用されなかったかもしれませんが、ご利用された方たちから、なぜあの喫煙所が閉鎖されているのだと、閉鎖されているだけではなくて、生い茂っていて見た目もひどい、要は、管理もされていないのかというようなお声をいただきました。

改めて、この件について、どのような認識なのか教えてください。

○大友公園課長 区民公園内の喫煙所につきましてですけれども、委員ご指摘のとおり、今は閉鎖をしているという状況でございまして、さらに、そこの中を囲って、物も置いてあったりという現状があります。

管理等々、鬱蒼としてというところにつきましては、現状、管理も適正にということのご指摘として受け止めていきたいと考えているところでございます。

喫煙所につきましては、公園内の喫煙所は、ほかにも多々あります。こちらについて、コロナ禍以降、ご指摘のとおり、閉鎖をしているという状況が続いております。

開放について、一定の時間、かなりお時間をいただいているところはあるのですが、周辺や利用者の方々の意見も聞きながら、検討をさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

○石田（し）委員 ぜひ検討をよろしくお願ひします。特にあそこはバーベキュー場利用客が使うことが多いのかなと思うので、そういった時期に、ああいった状況になると、なかなか厳しいものがあるのかなというふうに思いますので、ぜひそういった部分も考慮しながらご検討いただければと思います。

五反田駅周辺地区コーディネートであります、これは平成20年ぐらいからずっとやられていると思います。今回の令和5年度のコーディネートについて、どのようなことをやられたのか教えてください。

○中道都市開発課長 現在、五反田駅の東口で、準備組合がございまして、そういったところで、商店街または町会、または、その地域の関係者の方々と、五反田駅の周辺のまちづくりの方向性について意見交換を交わしているところでございます。

○石田（し）委員 東五反田のほうでやっているということですが、五反田地域は、本当にこの間、大きくまちも変わって、人も変わってきています。そのような中で、五反田駅の周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョンが、平成23年辺りに策定されて、この間、そのビジョンに合わせていろいろなまちづくりを行ってきたと思います。

ただ一方で、ここのビジョンの中に載っているのは、ゆうぼうと、そしてテーオーシーが大きな基軸として、基点として載っているわけであります。ゆうぼうとは、J Pビルディングに変わりましたし、テーオーシーは、一度改築すると言ってテナントがみんないなくなったと思ったら、急遽戻ってくると。これは地元の方たちも、どうしたんだという心配の声もありながら、このにぎわいまちづくりビジョンですが、現状どのように区として捉えているのか、また、この五反田の変化について、どのように考えているのか、さらに言えば、テーオーシーについて、この間、どのように把握をしていたのか。また、どのような対策を打ってきたのか教えてください。

○中道都市開発課長 まず、にぎわいビジョンでございますが、委員が言われるとおり、旧ゆうぼうとであったりテーオーシー、そういった地域の拠点となる、そこのまちづくりについて重点的に記載してきたという形で、区としても、そこに対して支援をしてきたところでございます。

やはり時代の流れというものがございまして、そこに対して、また違う地区で、五反田で様々なまちづくりの機運が、上がってございます。ですので、今、コーディネートという形で、地域の方々と意見交換を交わして、こういった周辺のまちづくりをどうしていくかということ、検討しているというところでございます。

五反田の特徴としましては、一定程度、小規模な飲食店等々、そういったものもやはり魅力の1つでございまして、そういったものをまたこの開発事業に対してどうやって取り入れていくかといったところも重点に置きながら、意見交換を交わしているところでございます。

テーオーシーにつきましては、残念ながらといいますか、やはり資材高騰の影響等々、一定程度、工事を延期しているということは聞いてございます。また再開しまして、こういったにぎわい、また、再開の中でも、にぎわいをいかに持たせていただくかというところで、今後のテーオーシーの動きについては、区としても注視していきたいというふうに考えてございます。

○石田（し）委員 ということは、テーオーシーのことについては、区は一切把握をしていなかったということでもよろしいのですか。その点を教えてください。

○中道都市開発課長 テーオーシーのほうで、資材高騰によって新しい建物を建てるというところを中止するという事は聞いてはありました。でも、一方で、そこは民間会社の経営判断というところで、区としては、それを中止するということとか、より進めてほしいとかという、その強制力はないところでございますので、区としては、再開するのであれば、またさらに五反田ににぎわいをもたらしてほしいというところで、お願いという形でお話しているところでございます。

○石田（し）委員 ぜひ情報も含めてしっかり連携をとっていただきたいなというふうに思います。

この五反田地域ですけれども、あれほど品川区でも多分一番にぎやかというまちなのにもかかわらず、この決算書を見ても、大崎駅周辺地区再開発事業の中に入っているような決算書ですよ、この五反田のコーディネーターが。五反田のまち、あれだけ大きいまちなのだけれども、これを見ていると、大崎、大井町、武蔵小山とずらっとターミナル駅が並んでいて、五反田は大崎駅の一部みたいになってしまっているのです。先ほどお話を聞いたら、東五反田のほうをやっているよということなので、ある意味、そこの大崎からの部分で東五反田のほうをやっているのかなと、だから大崎駅に入っているのかなとい

うふうに思うのだけれども、これだけ今、五反田バレーだったり、いろいろ五反田でも大きな動きがある中で、区として、五反田駅周辺も含めて、五反田のまちをどのように考えているのか、どのような位置づけなのか、改めて教えてください。

○中道都市開発課長 予算上、大崎の中に五反田地区があるということですが、少し昔をたどりますと、緊急整備地域という区域がございまして、そこにも大崎五反田地区の中が緊急整備といったくくりの中で、その当時、大崎で非常に盛んにまちづくりが行われてきたというところで、予算上もひとくくりになっているというところでございます。

一方で、委員の言われたように、大崎もそうですけれども、五反田のほうにもまちづくりの機運が盛り上がってきたということも、区は認識してございますので、やはり地域の機運のもとに、また、予算の見せ方も、また検討していきたいというふうに考えてございます。

また、五反田地区でございますけれども、地域の中で、やはり一定程度、戦後に復興が行われたという中で現在の街並みになってきて老朽化が一定程度激しくなってきたというところと、インフラとかで老朽化してきたというところで、機運が、やはりそういった高まりを見せておりますので、区としても、そういったお話を聞きながら支援をしていきたいと考えてございます。

○石田（し）委員 ぜひ民間企業も含めて連携をしていただいて、にぎわいを創出していただきたいというふうに思います。ビジョンができてからもう十数年たっていますので、この間、まちが全然違うわけです。なので、ぜひ取り組んでいただき、体育館も変わったし、新しくマンションも建ったので、ぜひ新住民の方も含めて検討していただきたいと思います。

地域交通のところですけども、時間がないので要望だけ言いますが、先ほど、やなぎさわ委員からもありましたけれども、やはりオンデマンド交通だったり、グリーンスローモビリティ、今やっていますよね。これと、いわゆるコミュニティバス。私もずっとコミュニティバスをやってほしいというふうに言ってきたけれども、今、時代がこう変わってきた、いろいろなものが出てきた、これはやはり1つにまとめて、区がどういうふうに地域の交通を考えていくのかということを考えるべきだと思うのです。

なので、これはぜひ、コミュニティバスにあまりこだわらず、どのように地域で区民の皆さんが求めているのかということをご検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○新妻委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 よろしく申し上げます。私は、367ページ、防災訓練経費から入りたいと思っております。

防災訓練、本当に我々は、これまでの防災訓練、あれではしようがないだろうと、いろいろやり方を変えてくださいというお願いをしてきました。やり方を変えていただきました。私もこういうやり方かと少し思ったのですけれども、それこそ防災区民組織ではないけれども、防災訓練のときに防災服を着ている方々とお話をすると、今度、5地区に我々のほうは選ばれているからあれだけれども、区に任せであるからとか、何か業者側に頼んでやっているみたいだよというぐらいの感覚で、今までは、もう少し自分たちも前へという感じがあったけれども、区にお任せという感じなのです。これはこれで参加者も増えてきたし、やってよかったと、多分、これから参加者も増えてよかったとなるのだと思う。これは、やり方はいろいろあると思いますが、我々の地域は、結構やっているところ、私の町会などはいろやっているのだけれども、ぜひ人材育成をどこかで考えてほしいなと思っていて、変な話、区民まつりなどは、例えば100万円バンと地域センターに出して、それでいろいろ各町会で割ったりとか、いろいろ全体の活動をする、こういうものをやっている。こういうやり方で言ったら、例えば、みんな

な、私の子どもなどもそうだけれども、若い子などを呼んで一緒にやっといこうよとか、例えば区民まつりだったら、小学生、中学生、こういうものでやっとい、いろいろ参加をしてとか、いろいろなことを企画してやっているわけです。防災訓練も、私は子どもたちが出てきたりとか、いろいろ運営者側になって、こういう企画もやってみて、こういうこともやって、これで一緒にと言って参加をしてくれば、何年かしてくると、本当に非常によい活躍をするし、それから、一緒に来たお父さんたちも、こういうことをやるのだったら僕も協力させてくださいと言って、1人でも2人でも一緒になってやってくれる人が出てくると思っているのです。

だから、人材育成の意味で、これはこれでもう本当に非常によくやっていただいているので、ぜひこれは進めていただきたいけれども、どこかで人材育成のことを考えていただければ、やれるところは必ずあると思っっているのです、そこら辺のところの少しお考えをお聞かせ願ったいということが1つ。

それから、363ページ、住宅改善工事助成の部分で、これに森林環境譲与税を入れ込んでほしいなという願っであります。

なぜかという、森林環境譲与税は、品川区は100%使っていただいているのでよいのだけれども、例えば、大田区、3区ぐらいは、全部積んでいっるという、使っていないというところがあったり、全部使っているのは9区ぐらいあるけれども、我々の区は、そういうものは持っていないから普及啓発で使っってくださいということもあれば、例えば、今、住宅改修工事助成、非常に多くの方がお使っただいやっていっる中に、例えば、仕上げ材でそういう木材を使っていただく。それには、きちんと森林環境譲与税を活用しましたという、そういうものを貼っておくとか、一般区民の方々のところに、そういうものがいくよくなれば、私はこれが1つの普及啓発になると思っていって、こういうことも考えていただいって、森林環境譲与税を使っていただきたいなと思って、その住宅改修のところに入れてほしいなと思っております。

それから、333ページ、駅周辺等放置自転車対策事業でありまして、先ほど来、様々出ております。非常によくやっていただいっているのだらうと思っております。今、不動前と八潮のところで行っらっしゃって、全体的にも台数が減ってきていっる。そういうことを考えていって、皆さん、何年間か品川にいっらっしゃるときに、それを一生懸命やっていただいっている。これはこれで非常によくやっていただいっているので、でも、約1億円かかっっているわけですよ。収入もあるけれども、やはり1億円ぐらいかかっっている。これはこれでいいのですけれども、八潮、私も見に行きました。結構余裕があるんだよな、あそこ。それはあそこが広いから、すごく広いから。

それで、私も昨日も話したけれども、行ったら、突き当たりの右側は、どうも国土交通省らしいけれども、廃墟があったりすると、あそこの向こうは357号線で行き止まりだから、活用しようと思えば非常に活用できると思っう。あと、東京二十三区清掃一部事務組合のし尿処理場もあるし、話をすれば、車ぐらいい止められるぐらいいの活用はさせてよ。もしやれるのであれば、そういう車を停めるところもできるのではないか。屋根がかかっっている中で、今これだけいろいろな形でやっていただいけるのなら、あそこの活用方法を、全体的でパッと見れば、非常に違っった形の活用ができると思っています。

私は、あそこのBMXでも何でも、そういうものも何でも入れ込めると思っていって、ぜひそういうことも全体を見ながら考えていただきたいなと思っっているのです、そこの考え方を教えてください。

○伊藤災害対策担当課長 私からは、防災訓練の防災人材の育成について思いを伝えさせていたきたいと思っいます。

今回、新たなコンテンツを導入しました訓練としまっして、5か所を考えてございっます。1か所につき

まして、やはり午前中の答弁で申し上げましたけれども、若干数ではございますが、人数が増えた、若い方、お子様連れが多いのかなというふうに感じております。品川の未来を支える小さな子たちが訓練に参加するということは、彼らが大きくなって大人になって、また自分たちの子どもに教えて、品川の防災力を高めていくというつながりは非常によいことであると感じております。

一方で、課題としましては、やはり中間層、中学生であるとか、高校生の参加はなかなか難しいなというところで考えております。今回、この防災訓練の新たな取組としまして、広報に力を入れてまいりました。

例えば、小学校や中学校にチラシをまいて、各生徒にチラシが回るようにしまして、防災訓練はここでやっているよ、日時はここだよということでやってまいりました。例えばではございますが、そういった中高生にボランティア的なもので本部運営を手伝ってもらうなどということも1つのやり方としてあるのかなと思っております。

各地区の中では、例えば、ポンプを使った放水訓練をやって防災意識も非常に高い学校もありますので、そういったところからいろいろ切り崩しと申しますか、協力を得ながら進めていければと考えております。

○川原住宅課長 委員よりご質問いただきました住宅改善工事の助成の内容に森林環境譲与税を入れるのはどうかというご意見をいただきました。

いただいたご意見については、どういった形に、まずはこの譲与税そのものの仕組み等も研究をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

令和5年の申請の内容を見ますと、内装材については、実際、件数としては4件ということで、まだ非常に少ないところでございます。エコの高断熱浴槽であるとか、貯水型の便器、その辺りの水回り等が多いところでございますので、今後研究をしてまいりたいと思います。

○山下交通安全担当課長 八潮北の撤去自転車の保管所についてでございますが、その先の古い建物を私も確認しております。確かに誰も使っていないような状況でございますが、現在、八潮北の保管所につきましましては、高架下を東京都から無償で提供を受けておまして、実情、確かに広いので十分敷地もありますし、車も撤去車も十分停めておける状況でございます。あそこの古い建物が、所有者が建設局という話もございましたが、そちらのほうで今後どういうふうにそこを整備していくのかというところも踏まえて、将来的に必要であればということでもございますけれども、現在までのところは、今のこの八潮北の保管所で十分間に合っているという認識でございます。

○石田（秀）委員 ぜひ駐輪場は企画等で考えていただければと思っておりますので、全体を見渡してやっていただければと思います。

子どもたちは、やろうと思えば、いろいろ誘ってやれると思いますので、防災訓練はぜひよろしくお願ひします。

森林環境譲与税は、具体的に提案をさせていただきますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○新妻委員長 次に、田中委員。

○田中委員 私は、365ページ、空き家対策事業についてと、時間がありましたら、347ページのコミュニティバス地域公共交通会議に関してお伺ひしたいと思います。

まず、空き家対策についてであります。毎年のように区議会でも議論がなされ、東京都に対しまして、固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続に関する請願が審議されております。今定例会で

も9月24日に総務委員会に付託され、全会一致だったでしょうか、採択されていますので、本会議において議決される予定となっております。

これは経済対策という視点から、昭和63年度から小規模住宅用地に対して、都市計画税を2分の1に軽減してほしいという内容であります。この対象となるのが200㎡以下の土地に関してであります。この中には、いわゆる空き家も含まれてしまっております。なので、趣旨としては、経済対策で、経済的な負担を軽減するという意味では、これは大賛成なのですが、一方で、その中には、空き家も入っているということになると、空き家を逆に継続することを促進するような意味合いにもとられかねない内容だと思っております。

そこで、ではどうするべきかという話なのですが、東京都の主税局から資料をもらったのですが、東京都も同様に軽減措置がありまして、区から特定空き家等または管理不全空き家等の勧告を受け、賦課期日までに必要な措置が講じられない家屋の敷地については、この適用から除外するという対応となっております。区から都に上げる都市計画税の減免も同様の対応になるのだらうと思っております。

そこで、先ほども管理不全空き家等も今後の対応ということがありました。現在の区においての特定空き家等がどれくらいあるのかということ、まずお聞かせいただきたいと思っております。

それと併せて、いわゆる空き家、先ほど、空き家が全体で540件というふうになっておりますが、そのうちのいわゆる管理が行き届いていない不適正管理状態にある空き家がどれくらいあるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○川原住宅課長 2点、ご質問をいただきました。

まず1点目は、品川区において特定空き家等に認定している件数ということでございます。

令和5年度に特定空き家等に認定したものは5件ございます。うち1つの土地に2棟建っているものも含めて5件ということでございまして、現在の時点におきましては、うち2件、除却をしているところでございます。残りの3件については、1つの土地に2棟が建っているもの、こちらは、現在、命令の措置を行っているところでございます。期限までの措置、除却、自らの申請を行わないと次のステップに進むような状態で、現在進行形で動いているところでございまして、もう1つの特定空き家等に関しては、6月の空き家の審議会でもお諮りしていた案件なのですが、現在、除却に向けて自ら動いてくださっているような形で、区の職員が何年もかけて対応させていただいているところでございます。

そして2点目、不適正管理状態の空き家の戸数でございます。

8月末現在133戸でございます。

○田中委員 それぞれ空き家対策の成果として、令和5年度に確認された特定空き家等は、もう除却の方向で、しっかり対処していただいているという状況であります。

つまり、逆に言うと、空き家なのだけれども軽減措置を受けてしまうところは、全て今回、軽減措置の対象になってしまいます。今後の条例改正も伴いまして、東京都の対象としている管理不全空き家等も対象から外すものとなっております。

今後の運営のことに関してであります。先ほどの不適正管理状態にあるもの、もう既に管理者がしっかり管理されていないというふうなものから、今後は1件1件選別して、管理不全空き家等に移行して、そこからまたさらに特定空き家等のほうになってくるのだと思いますが、私は、いわゆる軽減措置の精神からすると、東京都で言う以上に、不適正管理状態にあるものは全て減税の対象から外してい

くべきだという思いがあります。そういう前提に立って、そこから今後の手続の中で、管理不全空き家等にどれぐらいその対象が入ってくるのかというところが、それは空き家対策の一環としての、また一人一人の地権者と言っていいのかあれですけども、管理の上で、厳正な審査はあるのでしょうか、軽減という視点からいうと、もう一気に対象にしてもよいのだろうというふうな思いがありますが、その点について、どのようにお考えでしょうか。

○川原住宅課長 今、委員よりご意見をいただきました不適正管理状態にある空き家を全て軽減措置から外してはいかがかというご意見でございます。

実際に近隣に大きな迷惑であるとか、地域の方に迷惑をかけてしまっている空き家に関しては、今後、条例を改正した以降の話になりますけれども、年内をめどにガイドラインを作成した上で、適正ではない管理不全空き家等という形で認定をしまいたいところではございますが、全ての戸数というところは、現在は考えてございません。まずは、そのような措置をしないと、なかなか動いてくださらないといった状況のものが幾つかピックアップしてございますので、まずは少しずつ対応を、それにすることによって、やはり区の職員のマンパワーも必要でございますので、そういったところも見ながら検討をしまいたいというふうに考えてございます。

○田中委員 いかにして管理されていない空き家を減らしていくかということが、それを管理された空き家にするのか、最終的にはもう除却していく方向にするのかというところの中で、いわゆる軽減措置を対象にしてしまうと、それはある意味、変な、逆の意味で延命策につながってしまいますので、そこは、例えばですが、下の都税事務所と品川区が独自で連携をとっていただいて、今の段階では管理不全空き家までしか除外の対象にはなっていないけれども、区の空き家対策の一環としては、もっと広げて不適正管理状態のものまでも除外してもらうように、ぜひ交渉というか、それこそ研究をしていただきたいと思いますので、そこは都から来られた副区長のお力もいただきながら、ぜひお願いを、都と連携をとって真の空き家対策につなげていただきたいと思います。

それと、時間がないのですが、地域公共交通会議に関してですが、コミュニティバスに関して地域でアンケートをしている中で、多くの方は、料金を下げてほしいという、あと、新しい停留所をつくってほしいという声があります。

一方で、第6回の地域公共交通会議において料金改定が出て、220円から230円にという上程があったときに、実は地元の方から、誰からも反対の声というか、意見が出ておりませんでした。私は、それはある意味、致し方ない部分もあるのかもしれませんが、そもそもは人選の問題だと思っていました、大井第三地区の方は入っていますが、第一地区、第二地区の方は入っていません。なので、本当の意味で、この会議が地域の声を反映した会議体になっているのかというのは、私は大いなる疑問を感じておりますが、僅かですが、ご感想をお聞かせいただきたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長 大井第三地区の代表としてご意見を聴取させていただきまして、今後もう少し幅広く意見を聞けるような形で考えていきたいと思っております。

○新妻委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、333ページの交通安全啓発費か、339ページの道路バリアフリー整備費か、どちらかに関係する質問になると思います。それからもう1つが、343ページ、治水対策推進助成事業について伺います。

最初に、交通安全のほうです。視覚障害者のための音声信号機設置についてです。

信号機設置は警察マターと理解はしているのですが、障害者の方たちが直接意見を言いやすい

というか、頼るのは、身近な区であると考えます。区として、音響信号機の設置を進める手順をまず伺います。

○山下交通安全担当課長 音響式信号機の設置の関係でございますが、信号機につきましては、所管が警察署になりますので、最終的には警察署のほうに要望するという形でいつも進めているところでございます。

私のほうにも要望は結構来ておりますので、その都度、警察署と話をした上で進めているところでございますが、基本的には、利用する方と直接警察官が話をして、設置の方向に向けた、利用する時間ですとか、そういったものを検討していきたいというところもありますので、直接、警察のほうに行っていただきたいというご案内をしているところでございます。

○吉田委員 いつも音響式信号機についてはご意見をいただいているのですけれども、今回いただいたきっかけが、たしか視覚障害者の移動の自由を確保するためのアプリ導入の提案があって、それを知った知り合いの視覚障害者の方から、アプリ導入も結構だけれども、その前に、点字ブロックや音声式信号を十分整備してほしいというご意見をいただいたので、今日の質問となりました。

それで、今年の3月31日現在の品川区、大田区、目黒区、港区、世田谷区の音響式信号機の設置状況を、これも区議会事務局調査係にご協力をいただいて行いました。品川区の区内信号機設置数に対する音響式信号機の設置割合は23.51%、大田区、目黒区、港区、世田谷区、渋谷区の数も調査対象にしましたので調べたところ、港区の39.53%には及びませんが、それに次ぐ設置数ということが分かりました。当事者の方たちの意見をきちんとおっしゃったということも力になったと思いますが、品川区としても、ご協力をくださったのだというふうに思います。

10年前にも同じような調査をしておりますが、そのときに比べると、各区とも大変進んでいるということが分かりましたので、やはりこれ、当事者の方たちの力は大きいと思いますが、これからも品川区としてもきちんと進めていただきたいと思います。

それで、当事者の方、警察は若干やはりハードルが高いと思われるようなので、それは先ほどのご答弁を考えると、まず品川区に相談をすれば、品川区としても、どういう形か、そこをつないでくださるというか、そう考えてよろしいのでしょうか。もう一度確認させてください。

○山下交通安全担当課長 ぜひ私のところに言っていただければ、警察署のほうには、私も警察官でするので、積極的にご意見は、要望は伝えていきたいと思っております。

○吉田委員 分かりました。では、今度、視覚障害者の方からそういうご要望をいただいたときには、今回、課長がきちんとお答えくださったので、安心して意見を言うようにというふうにお伝えします。場合によっては、私も同行させていただくかもしれませんが、その節はよろしく願いいたします。

それで、音響式信号機については、警察としても、自分たちの管轄、所管というか、理解しているのですけれども、手話通訳者の手配については、自分たちの問題として認識していないように思える事例があったのですが、手話通訳者の手配についても、同様に考えてよろしいのでしょうか、確認させてください。

○山下交通安全担当課長 手話通訳につきましては、それぞれの警察署に常時配置しているわけではございませんので、やはり手配が必要になってくると思います。もしどうしても手配が必要であれば、後日聴取するという形にもなりますが、当日は、ある程度、一定の基礎的なところだけお話を聞いて、後日また手話の方と一緒にお話を深くまで聞いていくというような段取りでやっているというふうに認識しているところでございます。

○吉田委員 聴覚障害者の方たちの手話通訳者は、音響式信号より一段と、はっきり言えば、差別されているように私も感じました。聴覚障害者の方ですから、「電話して」ということが言えないではないですか。だから、私が代わりに電話したのですけれども、はっきり言って、たらい回しにされました。警視庁と、所轄というのでしょうか、最初は所轄に電話したら、いや、そういう問題は警視庁マターです。警視庁に電話をしたところ、ぐるぐるぐるぐるいろいろな所管を回された挙げ句、そういう問題については、ぜひ所轄のほうにお電話をくださいということでした。

課長は警察からいらしているということなので、その点について、やはりおっしゃったとおり、手話通訳者を常時配置しろということではないのです。交通事故に遭った聴覚障害者の方が、自分たちは被害者なのに、加害者のほうの意見ばかり警察官が聞いて、自分たちには筆談を求められた。皆さん、事故に遭ったときに、筆談できちんと冷静な意見が言えると思いますかというのは、そのときは手話通訳者を通じて聞かれたのですけれども、確かに動転しているときに、私たち、しゃべれる者であっても、本当に冷静にはしゃべれないような状況を、筆談でというのは、やはり私は差別だというふうに思います。その点について、ぜひしっかり、課長は、今、分かってくさったと思うのですけれども、どういう形で連絡しても、きちんと聴覚障害者の困難さも理解したような対応を、ぜひ警察の中に広めていっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○山下交通安全担当課長 貴重なご意見でございますので、私も警察署に立ち寄ったときですとか、また、警察署に戻ったときにでも、そういった話はぜひ広めていきたいと思っておりますし、私もそういう警察官が育つような環境で、しっかり部下を指導できるような人間になっていきたいと考えています。

○吉田委員 私が、はっきり言って、電話ですけれども、いろいろな所管をたらい回しにされたときは何年前でするので、そのときも、私、相当文句を言いましたので、少しは改善されているかなというふうに思うのですけれども、やはり同じ情報弱者という障害の方でも格差があるのかなと思いますので、常に警察としても主体的に、要望があったからだけではなくて、主体的にその辺のことをきちんと障害者への配慮ということを進めてほしいということをしっかりお伝えいただきたいと思います。これは強く要望しておきます。

もう1つが、治水対策推進助成事業です。

雨水タンク助成事業がここに含まれると伺いました。タンク助成の2023年度の実績を伺います。

○北原河川下水道課長 令和5年度の実績については、2件になります。

○吉田委員 2件ですか。実績がここで明記されてきたときから、そんなに数は上がっていなかったのですけれども、それでもコンスタントに実績は出してきているので、2件で少ないですけれども、ぜひ継続していただきたいと思います。

この実績が少ない理由として、チラシの書き方がまずいのではないのかということと、それから、チラシをどこに置いてあるのですかということをお伺いしてきました。チラシについては、この間見せていただいたのですけれども、私の感覚ですけれども、とても改善されたというふうに評価したいと思っておりますし、そもそも雨水タンクが治水対策になるのだということは評価したいと思っておりますが、私自身もこれを推進しているのですけれども、合流改善は治水対策になるのだよということを説明することがすごく難しいのです。なぜ雨水をためて使うことが、庭にまいたりすることが治水対策になり、川の合流改善につながるのかということをお説明することはとても難しいです。今ここでしたら、もう時間がなくなってしまうのでやめますけれども、やはりその点については、改善されたチラシであっても、浸水

被害を軽減するまちづくりというふうには書いてありますが、具体的にどうして浸水被害を軽減することに当たるのか、合流改善に当たるのかというところが、このチラシだけでは理解できないかなというふうに思っております。

チラシにまた詳しく書くと、今度、情報が多すぎて読まないというご意見は必ず来るし、私もそう思うのですけれども、例えば、私はすごくアナログ人間なのですけれども、チラシでも、詳しくはこちらのQRコードから読み取ってくださいというようなことがよくありますよね、紙のチラシでも。そういうことは考えられないのでしょうか。ぜひそれは検討していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○北原河川下水道課長 チラシの記載についてですけれども、現在は、できるだけ受け取った方にとってプラスに見えるような形で記載をしてきているところです。

ただ、どういった形がよいのかというところもございまして、いただいたご意見も踏まえて、よりよいチラシについても研究をして改善をしていきたいと考えております。

○吉田委員 この改善される前のチラシは、お財布にやさしいとか書いてあったのですけれども、雨水タンクの水を使ったからといって、水道代が激減するということはないです。なので、そういうことではなくて、あなたの生活にこれだけの利益になるのだと、今回のところでも、災害時、断水時への備え、生活用水としては十分使えますし、今は浄水する簡易な浄水の装置みたいなものも売られているので、いざとなったら飲み水にも使えると思います。そういうことと、それから、浸水被害の抑制が一番分かりにくいと思うのです。雨水を浸透させると、雨水を庭にまくと、なぜ浸水被害の抑制になるのかというところは、もう少し詳しい親切な説明があったほうが分かりやすいし、川の水が汚いのも、あなたの生活排水が川に流れ込んでしまう。だから、それを川に流れ込ませないために、雨水は地中に浸透させるような庭の水やりが役に立つのですよという、そういうことを簡単にというか、少し詳細に説明するような形を、もう少し別の形で考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○北原河川下水道課長 我々も、こういうものの普及に関しては、まずいろいろな方に知ってもらう。どういうふうに役立つか知ってもらうということが大事だと思っていますので、様々な啓発を考えてきているところです。

エコルとごしで、昨年度から展示を2週間程度やったり、様々な取組をやっておりますので、今後も皆さんに、こういった助成金を使っていただけるように、きちんと広報をやってまいりたいと思っています。

○吉田委員 目黒生活者ネットワークの議員に聞いたところ、目黒にも助成制度はあるのけれども、200リットル以上、大きいから少し使いにくいのです。品川区は、そういう制限がないので、本当に使いやすい助成事業だと思います。表現も、私の要望がだんだん浸透してきているようなので、もう一声、ぜひこれが目黒川の合流改善にもつながるのだと、みんなが取り組みれば、そういうことにつながるのだということを、もう少し分かりやすく表現をしていただきたいと思います。

もともと私も運動で進めてきたことでもありますので、私たちも協力したいと思いますので、ぜひこれからも合流改善という視点を入れたチラシの作成とか情報提供をよろしくお願いいたします。

○新妻委員長 次に、若林委員。

○若林委員 365ページの居住支援事業の中で、居住支援相談会についてお尋ねさせていただきます。

まず、居住支援相談会、令和5年、当該年度から初めてスタートいたしまして、年に2回行われまし

た。実績は3件というふうに事務事業評価シートで確認済みでございますので、少し項目がたくさんになりますが、この目的、相談者、どのような方が相談を、それから相談を受ける側はどのような、どのような相談内容であったか、また、相談会場、場所はどのようなところでやったか、それから決算状況、最後に、相談の結果の成果、こういった点をまずお聞きいたします。

○川原住宅課長 令和5年度の居住支援相談会の内容についてご説明いたします。

まず、年間2回実施した中で、実績は3件で少ない形ではあったのですが、高齢者の方が2名、障害者の方が1名いらっしゃいました。

うち障害者の方は軽度の精神疾患をお持ちでいらっしゃる方で、なかなかやはりお一人では家探しに難しいということでございましたので、受ける側は、不動産事業者という形になったのですが、その場では解決という形にはならなかったのですが、今後、個別の支援が必要ということをお判断いたしまして、個別のサポートを行って入居につながったという実績がございます。

高齢者お二人の方も、やはりいろいろな、お家賃の希望と住みたい場所と、なかなかマッチングが難しい方ではございますが、うち1名は90代の高齢者の方でございますが、結果的には地域の不動産会社と大家のサポートをいただきまして入居につながったという成果がございます。

相談を受けた者は、不動産事業者でございます。

そして場所は、区役所の第二庁舎の3階のロビーで行いました。

決算状況につきましては、不動産事業者への報償費の支払いという形でございます。

成果としては、やはり今後も、その方に寄り添った支援が必要であるというふうに認識をしております。

○若林委員 令和6年度、今年度も同様2回の予算が組まれております。そこで、今、様々、成果も含めてお聞きしましたが、昨年度から今年度、実施している中で、今年度は、2回、いつ行われるのかということが1つと、それから、昨年度経験して、何か今年度、これから工夫をしようとしていることがあるのかどうかについてお聞きします。

○川原住宅課長 まず、今年度の居住支援相談会の実施の予定でございます。年内に1回を予定してございまして、あとは翌年、令和7年に1回、2月までには実施をしたいというふうに考えているところでございます。

そして、工夫としましては、昨年の実績の状況も踏まえまして、やはり個別の支援というところでは、不動産事業者は、その方に沿った物件の情報提供のサポートはできるのですが、個人に合わせた支援は、特に高齢者の方は、書類の取得の状況であるとか、内覧の同行支援であるとか、転居のサポートが必要というふうに考えてございまして、今後は、介護事業者のご協力をいただく形で、高齢者の方に寄り添った支援の専門の有識のある介護事業者の方のサポートもいただきながら、居住支援相談会の開催を検討しているところでございます。

○若林委員 2年度にして様々な工夫の手が入っているということで評価いたします。

当初予算では、昨年同様の予算の措置といたしますか、内容というふうに私は認識をしております、今のような工夫は、大変ありがたい、喜ばしいことだとは思いますが、一方で、例えば、今のお話だと、当初予算とは違う予算的にも必要なのかなというふうに認識いたしましたので、予算的にきちんと、これから今年度、年2回やられるということなのですが、着実にその工夫を実行する、また、成果を生み出す、そのための予算措置について、どういうふうに担保されているのかお聞きします。

○川原住宅課長 予算措置についてでございますが、今、トータルの高齢者へのサポートが必要と

なっているというところで、介護事業者への委託料が必要というふうに判断してございます。この辺りは財政の担当のほうにも、協議をさせていただくところでございます。

そして、この介護事業者は、区内で初となる居住支援法人の申請を都に働きかけてくださっているところですので、これで今まで区内でいなかった初の居住支援法人ということに、年度内に認定が行われれば、来年度さらに居住支援の強化というところで、区の福祉サービスだけでは行えない個別の支援も拡充できるというふうに考えているところでございます。

○若林委員 私ども会派の同僚議員も、いわゆる居住支援については、様々、窓口のほうにご案内をして、個別の事例になりますけれども、本当に大変丁寧に寄り添って進めていただいております。ぜひ続けてほしいのですけれども、年内には1回ということで、予算措置も必要ということで、ぜひ柔軟に着実に実行できるように、これは、課長にも、また財政当局にもお願いしたいと思っておりますので、よろしく。速やかな予算措置を行っていただきたいというふうに要望させていただきます。

次に、341ページの河川管理費、目黒川の汚泥の浚渫についてお聞きします。

令和5年度は、この決算書で3,476万円という決裁がございました。先週の日曜日に、五反田のほうでも幾つかの神社のお祭りがありまして、大変にぎわっておりました。そういう中でまちを歩いていきますと、やはり目黒川が目に入りまして、今年の汚れ方は、私の印象と課長の印象、また、知っている方の印象が分かりませんが、スカムが雅叙園の方向から列をなしてというか、1列にずっと筋状に五反田リバーステーション、ちょうど今年の夏、魚が大量に死んでたまったところ、あそこは桁があるので、たまりやすいです。あそこでたまって、そこで固まったものがまた下流に行くと、そういう光景を写真に撮ってまいりました。スカムがあって、水の色も濃いというか、暗いどす黒い緑色になっておりましたし、私の感覚ですと、やはりいつもよりも悪臭を感じたということでございます。

そこで、今年の予算特別委員会で、今年度、予算が組めなかったということについては、もうお話を伺っていますので、そこは蒸し返さないで、今後、予算が組めなかったことについての原因の解消をどのような方策を考えておられるのか、また、来年度に向けて、どのような予算を組み浚渫を行うのか、ここは確認させていただきます。

○北原河川下水道課長 まず、来年度につきましては、東京都の浚渫が、実施するというふうに聞いておりますので、我々のほうの支障物処理と浚渫をやっていくというふうに考えてございます。

長期的にどうしていくかということで、都との役割分担の話等もお話しいただいておりますので、それも含めて、今後どうしていくかということは、今、検討しているところです。引き続きどういったやり方がいいのか考えてまいりたいと思っております。

○新妻委員長 次に、西本委員。

○西本委員 351ページの大井町駅周辺地区再開発事業についてお聞きします。

先日、JR東日本「OIMACHI TRACKS（大井町トラックス）」の全貌が少し見えてまいりました。この2026年3月に「まちびらき」があって、いよいよ創業という形になるようでございます。

その中で、すごいなと思ったことが幾つかありまして、このコンセプトの中に、今までにない大井町の体験価値（ライフ・バリュー）を創出するとか、まちとまちをつなぎ新たな価値をつくり、東京・日本・世界に向けてひろげる、そういう壮大なコンセプトがありました。すばらしいなと思うのです。

品川区も、この大井町駅周辺の再開発については、平成13年、基本方針ができて、それは平成23年には大井町駅周辺地区まちづくり構想ができております。令和2年には方針という形で策定されてい

るのです。その中で、当初は、この構想の中にJRが入っていなかったと思うのです。JRが話し合いの中に。ですから、途中、変わっているのですよね。今は、当然、JR東日本と一緒にやっていかないとというふうに思っているのですが、どういう関係性をもって、今、この再開発を進めていこうとしているか。ここの中には庁舎の建て替えも入っていますので、その辺をお聞きしたいと思います。

○中道都市開発課長 広町地区の開発についてでございます。

区とJR東日本によって土地区画整理事業を行うことで、駅近くの交通の利便性を生かした部分につきましては、多様なニーズに対応すべく、商業、ホテル、業務、住宅といった多機能な拠点整備を形成して、そこに対して新たなにぎわいを創出していきたいというところでございます。

また、現庁舎近くのエリアにおきましては、区民サービスの向上に資する新庁舎を建設、または生活サービス、公共エリアにおいては、区民サービスの向上に資するといったところで、そういった区民活動の活性化または交流促進によるにぎわいをというところで、JRと区では、役割は分担しつつ、そういった新たなにぎわいを創出していきたいというふうに考えてございます。

○西本委員 分担とは何ですか。どういう分担になるのでしょうか。

このプレス発表を見たときに、「ああ、やられてしまったな」という感じはしているのです。

なぜかという、やはりそれ以上のまちづくり、JRの、民間の力以上のことをやはり品川区は目指すべきではないかと思うのです。

やはり再開発する上で、役所なども入っていますから、Win-Winでやっていくような、そういう関係性づくり、それから、これからの再開発の考え方になっていかなければならないのではないかと。そうすると、今までの考えてきたことをもう少し広げていかないと、非常に難しいような状況だと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

○中道都市開発課長 分担ということでございますけれども、やはり民間会社が開発をやる上で、今回のプレスにあるように、柔軟な展開は1つ魅力というところでございます。

また、今回、土地区画整理事業で区のエリアの部分につきましては、また、区の行政サービスが集積されます。そういったところで区民活動をより活性化いたしまして、また、交流促進によるにぎわいを今まで以上にもたらすというところで、そういったところを分担といった形で表現をしたところでございます。

また、今回の土地区画整理事業につきましては、JRと区といった形で、委員が言われるようなWin-Winの関係で、まちづくりが進んでいるところでございます。

また、現在、区としましては、地域の町会、商店街、また、阪急、イトーヨーカドー、NPOまちづくり大井など、そういった方々と検討会を行ってございます。こういった新たなにぎわいを、既存の市街地にいかに波及させるか。また、新たに來られる多様な方々を、既存市街地にどうやって回遊させるかといったところで、地域全体で話し合いを行ってございます。やはりこういった新しい展開を地域の方々が受け入れる姿勢といったところを、区としては、今後生かして、まちづくりに努めたいと考えてございます。

○西本委員 もう少し希望のあるというか、希望はあるのですけれども、もう少し広がりのある、将来、では、どうするのだというところがもう少し欲しいなというふうに感じました。

それで、この令和6年7月に出された「品川区庁舎跡地等の利用に関する検討報告書」を見ました。この中に、区役所跡地と中央公園、中小企業センターを範囲に含めて考えられているというようなことが書かれてあるのです。けれど、ここの庁舎を含む広町地区は、東京都の広町地区計画が入っているの

です。それから、区が決定している広町二丁目土地区画整理事業というふうになっているわけです。そうすると、これらの地区計画、上位計画もあります。それらと関連すると、なかなか全体的にどうやって今後進めようとしているのか。片やJRの再開発もあり、そして、いろいろな縛りもあり、では、このにぎわいゾーン、今、いろいろ検討されておりますけれども、どういう方向に持っていこうとするのかをぜひお聞かせください。

○泉広町事業調整担当課長 現庁舎の跡地を含みます広町全体のまちづくりというところのご質問かと思えます。

今ございましたように、庁舎の跡地につきましては、昨年度から庁舎跡地等活用検討委員会、公募区民の方々と考えてまいりまして、活用のテーマですとか、活用に当たって重視する視点、そのようなところを導き出されてきたというところになってございます。

そうしたところを引き継ぎまして、今後、跡地に関しましては、活用の計画の策定に入っていくところになってございます。

策定に当たりましては、上位計画であるまちづくり方針などを鑑みまして、地域全体のにぎわいが創出されるような形でのまちづくりを目指していくというところで考えてございます。

○西本委員 ですから、先ほど言っているように、このJRの再開発とどうリンクしていくのですかという話です。にぎわいゾーンでいろいろやっているよということは分かっています。そうではなくて、これだけ全貌が見えてきているわけです。JRの跡地の将来像が、皆さんも含めて分かっています。それに対して、品川区はそのまま進めているのかということです。もっと広い意味で進めていかないと、せっかく再開発しているのが、少し違うものになりはしないかということを言っているのです。このコラボレーションの仕方とか、考え方をお聞かせください。

○泉広町事業調整担当課長 広町に関するJRとの関わりというところでございますけれども、かねてから広町のまちづくりにつきましては、JR東日本と連携しながら話を進めてきておりまして、例えば、駅からしながわ中央公園につながる歩行者の通路をつくりまして、そういったところで回遊性を目指していくですとか、そういうところはかねてからやってきたところでございます。

したがいまして、跡地の活用につきましても、JRの開発をしっかりと踏まえまして、どういったところが適切かというところを、引き続き段階的に検討してまいりたいと考えてございます。

○西本委員 それで、この中央公園、中小企業センターも含めて、にぎわいゾーンが考えに入っているわけです。その中で、皆さんに忘れてほしくないのは、今まで中央公園は、どういう人たちが利用されているのか、ここ、家族の人たちが非常にいっぱい来るのです。よい使い方をされています。テントを張ったりとかして憩いの場になっているのです。防災に関しての備蓄倉庫もあるし、それから、ヘリポートもあるということでは、それらのことをしっかりと継承しながら、含めて考える、当然考えていると思っておりますけれども、現状を含めて、どういうふうな方向性でにぎわいゾーンを創出していこうとしているのかお聞かせください。

○泉広町事業調整担当課長 しながわ中央公園も含めましたにぎわいの創出のご質問でございます。

今ございましたしながわ中央公園、非常に地域の方から親しまれているというところは、区としてもしっかり認識しているところでございます。

したがいまして、にぎわいという観点につきましては、しながわ中央公園につきましても、再編であるとか、減らすといったところは前提にせず事業を進めているところでございまして、一定、そういった公園の機能は担保しながら、にぎわいを創出したいと思っております。

○新妻委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後4時46分休憩

○午後5時00分再開

○新妻委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 よろしくお願ひします。365ページ、空き家等対策事業、337ページ、人孔蓋枠等整備工事、時間があれば、343ページ、治水対策推進助成についてお伺ひいたします。

最初に、365ページ、空き家等対策事業についてお伺ひいたします。

先ほど来、午前、午後も、ほかの委員からも質疑がございました。多少重複するところもあるかもしれませんが、質問をさせていただきます。

先ほど、課長のご説明ですと、空き家が540戸あって、そのうち特定空家が5件あり、除却が2件、そして1件が除却対象になっているというご答弁がございました。

まず、今のことは理解したのですけれども、空き家の540戸のうち、いわゆるごみ屋敷と呼ばれる戸数を教えてください。

○川原住宅課長 委員からご質問いただきました空き家の戸数のうちのごみ屋敷の戸数でございます。

実は今、申し上げたものに関しては、居住していない空き家のみの件数でございます、人が居住しているいわゆる非空き家、ごみ屋敷等の戸数については別でカウントしてございます。数として、8月末現在で約650戸弱でございます。不適正管理状態というものは、そのうち1割に満ちておりません。約59戸、改善も含めて、指導の上、適正管理に至ったものが590戸という形でございます。

○高橋（伸）委員 失礼しました。認識不足で申し訳ございません。

いわゆるごみ屋敷と言われるところが、今、59軒ということでしたね。そうすると、近隣に住んでいる方には、いわゆるごみ屋敷のごみに対しての臭いとか、あと小動物が来たりとか、恐らくそういった事案もあると思います。

そこで、例えば、同じ敷地内に4棟あって、1棟がまだご家族が暮らしていて、それも管理不全に値するところ。あと空き家が3軒あったときに、同じ敷地内に4棟あったときは、カウントとして、どういうカウントをとるのか教えてください。

○川原住宅課長 ご質問をいただきました。同じ敷地内にそれぞれ居住の家屋と空き家が存在している住宅についてのカウントということでございます。

先ほどの最初の答弁の補足を申し上げて、先ほど、ごみ屋敷が59戸というような申し上げ方をしてしまったのですが、この不適正管理状態にある居住家屋は、ごみ屋敷に至っていないものもあって、例えば、枝の越境であるとか、そういった緑のものが隣家に越えてしまったというものも含めさせていただいているものでございます。失礼いたしました。

2個目にご質問いただきましたものに関しましては、それは、それぞれの1棟ずつのカウントということでございますので、空き家であれば、空き家が3軒、非居住家屋であれば1軒という形で、別でカウントをしているところでございます。

○高橋（伸）委員 これ、いわゆる空き家等対策でも、区としては、いろいろ委託をされている業者がいらっしゃいますよね。日本郵便株式会社が、今のところ、4自治体で空き家の調査業務をやっている

るのです。それはいろいろと自治体によって当然やり方が違うのは私も理解しているのですけれども、やはり私が思っているのが、空き家、所有者が当然いるわけではないですか。そうすると、やはり個人情報があるわけだから、それは区の職員の方がやらなければいけないものなのかなど私はそういうふうに思っているのですけれども、それで間違いはないか確認をさせてください。

○川原住宅課長 委員のご質疑にありました個人情報に係る部分は区の職員の管理になるかというご質問でございます。

委員のご指摘のとおりでございます。

○高橋（伸）委員 この空き家というのは、所有者をたどるまでがすごく大変な作業だと、本当に大変だと思います。また、先ほども課長のご答弁があったとおり、職員の方のマンパワーも本当に重要だと思いますので、今後も調査業務を推し進めて、空き家を少なくしていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、337ページ、人孔蓋枠等整備工事についてお伺いいたします。

これは、人孔蓋、いわゆるマンホールなのですけれども、品川区でデザインマンホールが、現在、区内に8か所と私は認識しているのですが、まず、その確認と、それと併せて、今、マンホールカードも、道路課が所管なのだけれども、しながわ観光協会でマンホールカードは配布をしているかと思います。このマンホールカードは、全国でも一定以上のマンホールカードファンがいるのです。それに対して、今どれぐらいの、配布枚数はいいのですけれども、それに合わせてしながわ観光協会が、マンホールカードとデザインマンホールのツアーといいますか、品川区内を巡るツアーもやっておりますが、それに対しての現在の進捗というか、人気なのか、現在の進捗を教えてくださいたいと思います。

○森道路課長 デザインマンホールにつきましては、委員ご指摘のとおり、8種類を設置しております。そのうち2種類をマンホールカードとして配布しているところでございます。

マンホールカードにつきましては、昨年度が、配布をし始めてから一番配布枚数が多かったというところで、非常に人気なのだろうというふうに思っております。

デザインマンホールにつきましても、マンホールカードにつきましても、現地に行かないともらえない、現地に行かないと見られないというところがございますので、観光の面でも非常に寄与しているものではないかというふうに考えております。

ツアーについては、所管ではないので分かりませんが、そういうことを勘案しますと、非常に品川観光に資するものであるというふうに考えています。

○高橋（伸）委員 8か所の設置場所があるということで、その8か所が、大井町が2か所、八潮団地の近くのところと、ホッケー競技場のところ、あと、武蔵小山、大崎、天王洲、品川橋になっていましてけれども、そうすると、品川を巡るには、ほかの場所は、もう多分ないのか、設置場所ができれば、今のところ、マンホールを設置するところがあるのかどうか確認させてください。

○森道路課長 今、例を挙げていただきました箇所について設置をしております。具体的に、ここに設置をしようというところはございませんけれども、歩道上にどうしても設置をする必要がございますが、そういったところの適地があれば、積極的に整備をすることも考えていきたいと思っております。

○高橋（伸）委員 ぜひ、これは所管が違うのですけれども、これから新庁舎に向けて、いろいろこれをやると思うので、例えば、エントランスとか、マンホールに似たようなものを設置するとか、大井町のこれからに向けて、それも1つのにぎわいの創出にもなると思っておりますので、ぜひこれは要望とさせていただきます。よろしく願います。ありがとうございました。

○新妻委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしく申し上げます。333ページ、交通安全啓発費になるでしょうか。353ページ、公園・児童遊園費、357ページ、（仮称）勝島人道橋整備補足設計委託、373ページ、避難所管理費について。

まず、交通安全のほうで、区内の交差点の危険箇所にて区民の方からご要望をいただいて、それに対して素早い対応をしていただいています。道路の標示の塗り替えとか、巻き看板、ほかの看板設置など、大変ありがとうございます。

そこで、きゅりあんの裏の交差点で、三菱鉛筆ときゅりあんを結ぶ横断歩道ですが、歩行者用信号が短いのではないかという声がありました。足の不自由な方が青になったと同時に渡ったのですが、渡り終える前に赤になってしまったと。歩行者の青の時間延長をという声がありました。あるいは、高齢者等感応式信号機、いわゆる白ボタンというのでしょうか、設置をお願いします。

そして、区民公園の少年野球場ですが、三塁側のバックネットのところに、砂埃よけに黒いものがついています。それで観戦しにくいと、区長が区長杯で始球式を行ったときも少し見にくかったです。少し改善していただいたのですが、少し隙間が空いたので、さらなる改善を求めます。

それから、ベンチ裏のバットケースなのですが、ホームベースとベンチに向かう途中にあって、キャッチャーフライや、そういった動きのときに、水道もありまして、選手がぶつかってしまうので、そのバットケース、また水道に、けが防止のためのクッションカバーをつけてほしいというお声がありました。

それから、勝島人道橋は、先日、工事説明会がありましたが、様々な声、ご意見がありました。そこで花海道が併設される、そして学校通学路との関係、その辺りの安全対策を学校との連携をしっかりとっていただきたいのですが、いかがでしょうか。ここまでお願いします。

○山下交通安全担当課長 歩行者用信号機の秒数の関係でございますが、歩行者用信号機につきましては、基本的には横断歩道の距離に応じて一定の秒数が設定されているところでございます。

ただ、高齢者ですとか子ども、障害者の方が通る状況があるのであれば、それは所管する警察のほうで判断した上で秒数の調整を行っているところでございますので、私のほうで管轄する警察署のほうに連絡した上で対策をとってまいりたいと考えているところでございます。

○大友公園課長 しながわ区民公園野球場についてでございますけれども、目が細かいネットでございますけれども、委員ご指摘のとおり、こちらは野球場の砂が飛び散ることを防止する目的で設置しているものでございます。区といたしましても、このネットがあることで三塁側の観戦がしにくいという声があることを把握しております。

そのため、先月でございますけれども、防砂効果を損なわない範囲で、まずは隙間を設けたところでございます。引き続き、防砂効果を保ちながら、観戦がしやすい手法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、バットケース等が選手とぶつかる場所にあつて危ないというところにつきましてですが、野球場をより安全に使用していただくためにも、ボールを追った選手などがぶつかつてけがをするおそれのある施設につきましては、緩衝材を取り付けるなどの安全対策を行つてまいりたいと考えているところでございます。

○森道路課長 勝島人道橋の説明会は、9月26日に行いましたけれども、53名の方からご参加いただきましてご意見をいただきました。

その中でも、照明をつけてほしい、防犯カメラを設置してほしいというような安全対策の声をいただいております。鮫浜小学校に勝島のほうから通う子どもも出てくるだろうというお話でございます。

区といたしましては、現状をしっかりと確認しておりまして、照明の設置は必要だろうというふうに考えておりますので、しっかりと安全対策を進めていきたいというふうに思っております。

○高橋（し）委員 それぞれありがとうございました。今お話にあったように、それぞれよろしく願いいたします。

そして次は、避難所のほうですが、避難所のトイレですけれども、区民避難所において、大体50ぐらいあると思うのですが、バリアフリートイレがどれぐらい整備されているか、お願いします。

○羽鳥防災体制整備担当課長 区民避難所におけるバリアフリートイレの設備の状況についてでございますが、私のほうで把握している数字ですと、耐震化が済んでいるバリアフリートイレというところで数字を申し上げますと、52の区民避難所に対して20か所に設置されてございます。トイレの基数といたしましては74基ということで、令和5年度の数字になります。

○高橋（し）委員 区民避難所にバリアフリートイレが少ないということで、そのほかいろいろ、下水道の耐震化とか仮設トイレなど、トイレについては様々対応していただいているところですが、今のよう状況で、今年の6月の補正予算でトイレトラックを導入することになったということで、これは大変すばらしい施策で、早急に納車されるといいと思いますが、このトイレは、何室あって、バリアフリートイレはどれぐらいあるのでしょうか。

○羽鳥防災体制整備担当課長 トイレトラックについてのご質問でございます。

こちらは、来年の2月末に納車予定ということで、今、準備を進めているところでございます。トイレトラックにつきましては、個室のトイレが5部屋ついてございます。ほかの先行自治体が導入しているトイレトレーラーというものは、トイレの個室が4室ついておりまして、トイレトレーラーは、それぞれ単独の多目的トイレ、バリアフリートイレではないものが4室ついている状況でございますが、品川区が今回導入いたしますトイレトラックにつきましては、5部屋のうち1つがバリアフリートイレに対応してございます。車椅子の方でもご利用できるように電動リフターがついております。また、おむつ交換台であったり、オストメイト対応の設備等、そういったものが設置されているトイレトラックでございます。

○高橋（し）委員 1室バリアフリートイレがあるということですが、やはり5室あるので車自体が大きいサイズですけれども、バリアフリートイレが1つでトレーラー的なものがあるモバイルトイレというものがありまして、委員長の許可を得たので資料を提示します。

トヨタ自動車がつくったモバイルトイレです。これは車でも引けるし、普通免許でも牽引できるということです。こちらは非常にコンパクトで、そして機動性があるということでもあります。

先日、国際福祉機器展で、この実物が出ていたので見学させていただきました。その中で、このような形で、実際の、こういうふうになっていて、リフト式でなくても、この傾斜のところを車椅子の方が上がって行って行けると。この中は規格に応じきちんとなっていて、360度回転できるというような形になっています。

これは先ほどの区が導入するモバイルトラックと同じような形で、規格に通っていると思うのですが、中はこのような感じになっておりまして、このように車椅子の方が入っても、使用がしやすいというふうになっています。

そして、あとは、この後ろ側のところに、次の資料ですが、左側に水がたまって、右側に汚水がたま

るということで、これも恐らくトイレトラックと同じだと思うのですが、水洗はジェット式、新幹線のトイレと同じような形です。川の水や雨水も使えるという形になっています。

このようなものが能登で活躍して、小さいお子さん、足の不自由な方、そして車椅子の方がお使いになって大変役に立ったというふうなことを伺いました。2020のオリ・パラでも、あと、神戸世界陸上でもやったと。トイレトラックを導入するときに、災害時以外にもいろいろなところで使えるというふうなお話があったのですが、今年、豊田市などの10台、そして来年も4台、10台とありますが、このようなモバイルトイレ、機動性に富んでおりますので、このようなものを導入するということはいかがでしょうか。

○羽鳥防災体制整備担当課長 トイレトラックの様々な活用、様々な、世に出ているトイレトラックについてでございますけれど、今回、品川区で導入するものに関しましては、助けあいジャパンというNPO法人が運用しておりまして、トイレトラックのそのもの自体も特徴があって魅力的なのですけれど、一方で、全国各自治体で、トイレトレーラー、トラックの導入が進んでおります。現在は、22自治体で助けあいジャパンからトイレトラックを導入しているという状況です。

そういった災害派遣トイレネットワークを活用して、被災地に派遣、品川が被災したときは受援を受ける、そういった体制を組んでいるところでございます。

○新妻委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは、335ページ、道路維持費、337ページ、道路改良費、371ページ、貯水槽等維持管理費について順不同で伺います。

まず、貯水槽等維持管理費ですが、こちらは防火水槽の維持に関わる費用だと思います。能登半島の地震で、地震で火災が起きているのだけれども、断水によって消火栓が使用できなかったというふうなことが問題になっておりました。あらかじめ水をためている防火水槽が、今、注目されているというところかと思えます。

その中で、第2回定例会で、当区においても、一般質問でまつざわ委員から、防火水槽を活用した防災訓練の提言があり、私も大いに賛同するところです。ただ、そもそもの防火水槽自体にいろいろと課題もあるのかなというふうに思っておりますので、伺いたいと思います。

まつざわ委員からの質問に対して、区は、断水時においても初期消火に使用できる消防水利として重要であるというふうな認識をこの防火水槽に対してなされておりました。その上で、区内に1,800基以上の防火水槽があるというふうなご答弁をされています。区内にある防火水槽ですけれども、これは区が所有するものはどの程度あるのか、区が所有していないとしたら誰が所有しているのか、また、管理は誰がどのように行っているのか伺います。

○羽鳥防災体制整備担当課長 防火水槽についてのご質問でございます。

委員おっしゃられたとおり、区内に1,800基以上の防火水槽が設置してございます。品川区といたしまして所有管理しているものは、そのうちの約300基になってございます。それ以外のものは、消防であったり、民間が所有管理しているという状況でございます。

○松本委員 区のもの区が管理しているということになるということなのでいいんですね。

○羽鳥防災体制整備担当課長 約300基の防火水槽に関しては、区が管理しているということになります。

○松本委員 そういった状況で、結構民間が所有されていたり、消防が所有されていたりというところがあるかと思えます。その件で、委員長に許可をいただきましたので、写真を提示いたします。

2枚ありまして、1枚目のほうは、また次の質問で出てくる場所なので、2枚目のほうの防火水槽の標識というものを見ていただきたいのですけれども、これを見ていただいて、水槽がここにあるということが分かるでしょうかということなのです。これ、多分、木しか見えないと思うのです。この奥に防火水槽の赤い標識があるのですけれども、これがやはりなかなか見えないということです。拡大していただくと、ひょっとすると、少し赤く見えるかもしれないのですけれども、なぜこれに気づいたかといいますと、この地域のここにお住まいの方たちから、防火水槽が近くにないのだというふうなご相談を受けました。一方で、ウェブ版の「しながわMAP」を見たら、実は、この地域にもありそうということが分かって、でも、「ない」というふうに言われるのです。歩いて見てみると、こんなところにあったということに気づいたところです。しかも、ここは幼稚園なのですけれども、ふだんは開園時間以外はゲートが閉まっているのです。この中に入ろうとすると、ゲートを開けないといけないのですけれども、鍵が閉まっていると中に入れないというような状況なのです。

先ほど、区が保有されている防火水槽は300基程度で、管理もされているものもその程度ということなのですが、こういうものがあつてしまうと、実際は1,800基ありますと言っても、宝の持ち腐れになってしまうというふうな状況が起こり得るのではないかと思います。この点について、区としてどのようにお考えか伺います。

○羽鳥防災体制整備担当課長 今、委員からご案内がありましたこちらの防火水槽でございますけれども、私も現地を確認させていただきました。こちらの防火水槽に関しましては、東京消防庁が所有し、東京消防庁が管理しているものになります。幼稚園の私有地の中に設置させていただいているものということでございます。

このように植栽で隠れてしまつて見えないというお声をいただきまして、その後、消防署のほうにも情報共有させていただいて、その後、消防署のほうから施設管理者に、標識を覆っている植栽を剪定するようにということをお願いをしたというふうに伺っております。

後日、私、また現地を拝見させていただきました。そうしたら、きちんと剪定をされていて、標識が見えるように整備をさせていただいている状況です。

このように、ほかにも同じようなものがあるかもしれませんので、地域の方からお声をいただいたときは、消防署としっかり情報共有しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○松本委員 ありがとうございます。2回も見に行っていたということで、感謝申し上げます。今のところ、ゲートが閉まっている点については、どう考えればよいか伺えればと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長 ゲートが閉まっているというところでございますけれども、今回、私有地の中に防火水槽を設置しているという状況でございますので、そういったところは、東京消防庁と施設管理者のほうで、今後、どのような対応がいいかということ、また話を詰めていくのかなというふうに思っております。

○松本委員 東京消防庁が管理しているものもたくさんあると思うのですけれども、ただ一方で、区民の安全というところを考えると、区としてもやはり大きな責任があるかと思っておりますので、一番懸念しているのは、どちらも責任が曖昧になってしまうところを懸念しておりますので、その点、引き続きいろいろ連携していただければと思います。

防火水槽については、ほかにもいろいろ伺いたいことがございますので、また総括のほうで伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、道路管理なのですけれども、昨日の産業経済費で商店街の街路灯について伺いました。私のほ

うが時間切れになってしまったのですけれども、あくつ委員から、その後、重ねの質疑をしていただきまして、ありがとうございます。

やはり商店街が持っている街路灯は、とても貴重な財産だと思い、その役割を終えたというか、商店街のお金がなくなった場合には、区としても譲り受けていただきたいというふうな話を少しさせていただいたのですが、一方で、今、街路灯が、商店街がつくっているものと、区がつくっているものが重複してあるところがやはりあると思うのです。私が事務所を構えているエリアでも、この間初めて聞いてびっくりしたのですけれども、1 mぐらいの距離に、商店街の街路灯と区の街路灯があつて、両方点いているというのは、これはもったいないのではないかなというふうに思いまして、この辺り、商店街の街路灯のほうが、せっかくお金をかけて華やかなものをつくっておりますので、例えば、区のほうの街路灯を切ることによって電気代を抑えられるのではないかなというふうに思うのですが、この点はいかがでしょう。

○森道路課長 道路課でも、商店街灯と街路灯が近接してあるというところは幾つかあるというふうに認識しております。経緯はそれぞれの場所であると思うのですけれども、基本的には、後から商店街灯がつくられた。商店街灯については、正式名称を「装飾街路灯」と申しまして、その名のとおり、にぎわいであったりとか、まちの景観であったりとか、そういうためにつけているものでございます。

商店街灯の中には、例えば、深夜になると、2つ、3つ玉があるうちの1つしか点かないとかといったような運用をされているものもございます。そうしますと、深夜は少し明かりが足りなくなってしまう。例えば、委員のご提案のように、区の街路灯を消してしまうと足りなくなってしまうということもございますし、区は、基本的には平日の次の日には球切れがあるとすぐに交換させていただいておりますけれども、そういった部分がどこまで担保されるかということも懸念点としてはございます。区の街路灯は、やはり安全をしっかりと確保することが第一の目的でございますので、確かに見た感じはダブっているようには見えるかなと思いますけれども、それぞれの目的で進めていければと思っております。

○松本委員 そこは省エネの観点からも検討していただければなというふうに思います。ありがとうございます。

もう1個、道路の関係で、先ほど、委員長の許可を得て写真をアップロードさせていただきました1枚目のほうなのですけれども、時間がないので、最後は要望だけになってしまうかもしれませんが、1枚目の写真、これは区民の方からご提供いただいた写真でございます。かなり道路に水が溢れている状況を見ていただけるかと思えます。これは荏原南公園の付近です。下水道の関係の問題があるだけではなくて、恐らくこの側溝の部分と、あと、枡が、ひよっとすると足りないのかなというふうにも思えます。これまで都も区も1時間50mm程度というふうな対策だったと思うのですが、都もこれを引き上げていくというふうなところで、道路の側溝を含めて、これから区としても今後の対応についてもぜひお願いしたいと思い、終わります。

○新妻委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、367ページ、防災対策総合推進費についてお聞きします。

先ほどからお話が今も出ましたが、トイレトラック、これは太陽光発電を備え、1台に洋式トイレ、水洗トイレ4基、そしてバリアフリートイレ1基を備えて、トレーラーのタンクから給水し、トイレから排水された水をろ過し、またトイレ水に再利用するものです。夜間も明るく、清潔で、安全で、断水や停電に影響なく使用し続けられるものです。災害時に、このようなトイレトラックのような設備は必

要だと思うのですが、いかがでしょうか。

そして、実際、能登半島大地震で、避難者、被災者がこういうことを言っていました。普通、仮設トイレだと、暗くて、そして臭くて汚いなど、仮設トイレに対する不満がいっぱいあった。今、品川区でも様々な公園でトイレを使っておりますが、いざ、こういう被災を受けたときに、皆さんが使えるのか、使いやすいのかということをやはり考える時期に来たのではないかと。小さいお子さんは、仮設トイレでは嫌だ、学校にあるマンホールトイレでは嫌だ、そして、暗い、そこは電気を通せばなるのでしょうか、もうそういう時代ではないのではないのでしょうか。高齢者もたくさんいる中で、私は、考え直す時期に来たのではないかとと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○羽鳥防災体制整備担当課長 まず、トイレトラックの重要性についてでございますけれど、実際に能登半島地震でも、トイレトレーラーという形ですけれど、各自治体から支援に向かって、大分被災地を助けられたという声も伺っているところでございます。

実際に防災課の職員も含めて、被災地に派遣された職員からの声も、断水時における水洗トイレの重要性というところは再確認をしているところでございます。

やはりトイレの衛生環境が悪化すると、最悪の場合は、災害関連死につながることもございますので、トイレも含めて避難所の生活衛生環境の改善は重要な課題だというふうに認識してございます。

そういった重要性も含めて、そういった災害用のトイレ、様々な区は備蓄してございます。どのようなトイレがあるのかというところは、ぜひ若い世代の方にも、訓練を通じて、実際に見て、触れていただける、そういった機会を設けてまいりたいというふうに考えてございます。

○須貝委員 私としては、必要性を訴えているのですが、ただし、利用能力を考えると、1台では1,200回分ぐらいしかなく、すなわち、1,200人分しか利用できないというふうなうたわえています。仮にある避難所に1,200人が避難していたとします。1,200人が4基のトイレ、バリアフリートイレは除きますけれども、4基のトイレを利用すると、1基当たり300人ずつが利用できます。そこで、1つのトイレ当たり利用可能時間を見ると、300人が5分ずつ利用しますと、利用時間が1,500分、時間に換算すると25時間、ということは、次にトイレを使えるのは25時間後となるのです。これ、1基や2基あってもどうしようもない。そういうことも考えるべきだと思うのですが、その辺について、ご見解をお聞かせください。

○羽鳥防災体制整備担当課長 災害時の避難所のトイレというところでございますけれど、区といたしましては、まず、様々な形で災害用のトイレを用意しているということと、あと、避難所のトイレの耐震化も同時に進めているところでございます。

トイレトラックを区として導入するのは1台でございます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、全国の各自治体で、トイレトレーラーであったり、トイレトラック、こういうものの導入が進めば、自治体間の助け合いの輪が広がって、品川区が被災したときには、各自治体が助けに来てくれるというようなネットワークにも加入しているところでございます。

そういったところで、現状、各自治体、導入しているところも、それぞれ1台ずつということになっています。助け合いの輪が今後広がっていく、そういったことが重要なのかなというふうに考えてございます。

○須貝委員 実際、助けられるのですか。大災害が起きたら、道路、まず通行できませんよね。そして、品川区だけ集中して20基でも30基、いや、50基でも持ってきてくれるのですか。違うでしょう。品川区だけが被災するのではない。大田区、目黒区、様々な人がみんな連動して被災されてい

る。そうしたら、分散して、うまく持ってこられますか。私は、そういうものを机上の空論だと思うのです。やはりしっかりそこは考えていただいて、今これを使わないと、幼児から妊婦、それから高齢者、使えないと言っているのですから、私は、もう切替えて、こういうトイレトラックのような設備を持った施設を、設備を常設する時期に来たのではないかと思います。災害が起きています中で移動するなどというのは、それは机上の空論です。そのようなことができるのだったら大したものです。軽自動車だつてできない、バイクだつてできないでしょう。やはりそこが、品川区は、災害があつたらしっかり皆さんのために備えるのだと、そういう姿勢が大事ではないかと思います。

そして、先ほど課長も言っていましたけれども、被災地では上下水道の復旧ができず、きれいなトイレがないためにトイレを控え、脱水症状、感染症、災害関連死とつながり深刻な課題が出ています。こういうことを考えたら、品川区もしっかりそういうことを見据えて、被災民のまた強い要望でもあるこういうトイレトラックのような設備を備えて、なおかつ、1,200人分、1,200回分しか使えなかったら、そこでもう使えないのですよ、トイレトラック。それでは困るのです。今、ほかのもので、メーカーで1万人分も用意できるという、そういう設備もあります。1,200回、1,200人が使ったら、もう使えないようなトイレ、まして25時間かかって、ようやく自分の番が来る。このようなシステムではまずいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○羽鳥防災体制整備担当課長 一部繰り返しになって大変恐縮ですが、トイレトラックというのは、1台で避難者の方のトイレの回数を充足できるものではございません。申しあげましたとおり、災害派遣トイレネットワークに加入することで、各自治体からの支援を受けるという、そのネットワークに加入するというのが、今回、トイレトラックを導入することの1つの特徴になってございます。

また、実際に派遣ができるのか、輸送できるのかというところでございますけれど、まず、災害時、緊急輸送道路は優先的に道路計画がされます。緊急車両等、あと支援物資の輸送の車両等が通れるように対策はとられるものということで認識してございます。

実際、能登の今回の豪雨のときでも、22自治体に、助けあいジャパンから、支援に行けないかということで同報の連絡を出した際に、もう既に11自治体が豪雨の支援として入っているという状況も確認しているところでございます。実際に災害派遣トイレネットワークが実績を上げているところもございますので、今後、参加自治体が増えれば、さらに経験値が積み上がって、品川区の支援にもつながるものと期待してございます。

○須貝委員 私は、やはり現実を見て、本当にそのようなことが可能なら、防災対策はそんなに要らないのではないですか。道路は安全だ、そのような保証がないから防災課で様々なことをやっていると思います。それはぜひ考えてほしいと思います。

そして、エレベーター用防災チェアです。

これ、様々なところに品川区が無償で提供していますが、平成30年6月18日に発生した大阪北部地震、近畿2府3県で346台のエレベーターで閉じ込めが発生しました。そして、346台のうち139台に地震時管制運転装置がついていた。そして、87%は3時間以内に救出されたが、中には5時間以上かかったというケースもあります。そうすると、中に閉じ込められた。そこで防災チェア、これが生かされる。そうではないでしょう。まず、エレベーターが確実に次の階、上の階か下の階に止まる。そういうことを支援することが先ではないですか。いや、普及啓発でもよい。私は、閉じ込められて、では、この方たち、体は大丈夫なのですか。中に閉じ込められると酸欠が起きて、高温多湿による脱水症、長時間の閉じ込め、恐怖による精神的後遺症、そして、停電した場合は、すぐに換気ファン

が停止する。長時間の閉じ込めは命に関わる問題で、僅かな保存水で不安ですし、そして他人がいるエレベーター内で排泄行為ができますか。無理ではありませんか。防災チェア、これはこれで1つの方法としていいと思いますけれども、その前にやることはエレベーター、これだけの数が品川区内にある。それが確実にどこかで止まって、そして人を救出できるということを最優先にやるべきだと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○平原防災課長 委員ご指摘の、まさにその前にやることは、管理組合がやるべきことだと思っております。居住者がお住まいになっているところの安全性の確保といったところでございますので、まずは、ご自身のマンションがどういったような設備になっているのか、災害時にどうということになるのか、そういったところをしっかりとお考えいただいた上で対策をとっていただくことが第一義だと考えてございます。

○須貝委員 今、管理組合とおっしゃいましたけれども、地震時管制運転装置搭載助成を東京都でしていますよね。そうしたら、こういうことを積極的に教えるのは区ではないのですか。皆さんは、法律にのっとり、当時は何もこのような装置をつけていないから、そのまま現在に至っているのです。でも、その後は、やはり品川区で、そういう都から国からの、国土交通省の指示があったら、それをやはりきちんと明確に持ち主にまず教える、指導するということが、区としての立場だと思うのですが、いかがですか。

○平原防災課長 国や都からの指示というようなところではございません。それぞれの事業という形でやっているものだと思っておりますので、まず、東京都が事業を推進するに当たっては、東京都が積極的にまず周知広報すべきものというふうに考えてございます。

その上で、区といたしましては、マンション防災の在り方という点の中で、そういったものも含めて周知啓発するというような立場でございます。

○須貝委員 こうやってエレベーターが、例えば1,000台、2,000台止まったら、消防署も、それからエレベーター会社も対応できないのです。どうしようもないです。そこに救援に行くのですか。行く人もいない。それで、防災チェアがありますから安全ですよ。そうではないでしょう。やはりきちんと止まるように、身近な、区内にあるのです、区内にあるエレベーターです。そこには大勢の区民がいます。危険ですよ。それで、こういう助成制度もあります、皆さん、どうぞ使ってください、そうしないと、多くの方が命に関わります、何かあったら大変です。そういうことをやはりきちんと指導することが、私は防災課の義務だと思います。もう一度ご見解をお聞かせください。

○平原防災課長 まず、指導という形では考えてございません。あくまで普及啓発で、しっかりと考えてもらうという意識づけというようなところで私ども考えてございますが、エレベーターのチェアが、何もそれを置いたから全てが解決するというようなものとは私ども全く考えてございません。言わば最後の手段というふうに思っております。

そういう中で、マンション防災全体というもので、エレベーターだけではありません。ほかのものも多々ございます。そういったところをしっかりと考えていただくといったところが重要なというふうに区の立場では考えてございます。

○須貝委員 私は、しっかりやはり普及啓発を図って、こういう安全装置を一刻も早く皆さんにつけていただくように、普及啓発のために、推進、そして指導していただきたいと思っております。

○新妻委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田(ち)委員 私からは、353ページ、品川駅南地域周辺まちづくり事業について伺いたいと

思います。

この品川駅南地域周辺まちづくり事業、いわゆる再開発事業ですけれども、大変広大な範囲での再開発で、反対する住民もいますし、また、この計画を詳しく知らない住民も多くいる中で進んでいます。

まず、幾つかまとめて数字を伺いたいと思います。地権者数、土地所有権利者、借地権者、そして計画に関わる世帯数を伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長 品川浦周辺地区の再開発事業という形で、今ご質問をいただいたところでございます。

現在、地域では、地区を3地区に分けまして準備組合が設立されている状況でございます。今、お問合せがありました地権者数、土地所有者数、借地権者数でございますが、まず、北地区につきましては、権利者といたしましては70名、うち土地所有者が62名、借地権者といたしましては8名いるところでございます。また、西地区につきましては、権利者数といたしましては60名、そのうち土地所有者数といたしましては55名、借地権者数といたしましては5名となっております。また、最後、南地区でございますが、権利者数といたしましては91名、うち土地所有者数といたしましては39名、借地権者といたしましては52名となっております。

なお、宅地数については、現在、把握していないところでございます。

○石田（ち）委員 これだけの住民を巻き込んで進められていく計画になります。広大な範囲ですので、先ほど課長も言いました地区を分けて進められていまして、南街区、北街区、西街区となっておりますが、それぞれの事業面積を街区別で教えていただきたい。あと、合わせた総面積も教えてください。

また、準備組合も立ち上がっていますので、準備組合加入者数も教えてください。

○大石まちづくり立体化担当課長 今お問合せいただきました事業面積、いわゆる今検討している面積になりますが、まず、品川浦の北側、品川駅寄りの北地区につきましては、約6ヘクタールとなっております。また、北品川駅、旧東海道周辺の西地区と呼ばれていますけれども、こちらが約3.5ヘクタール、品川浦の南側の南地区でございますが、こちらは約4ヘクタールになってございます。3地区合計で、約13.5ヘクタールとなっております。

次に、準備組合の加入者数でございますが、こちらは各準備組合に確認したところ、いずれも非公表とのことでございます。

○石田（ち）委員 本当に13.5ヘクタールということで広範なのですけれども、街区別に開発協力企業も入っております。それぞれ、これも街区別に企業名を伺いたいと思います。

それと、総事業費、あと補助金がどれぐらい入るのか、見込みでも想定でもいいので教えてくださいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長 まちづくりに協力している、いわゆる事業協力者でございますが、こちらは公表されている資料でございますけれども、北地区につきましては、日鉄興和不動産、三菱地所、三菱地所レジデンス、旭化成不動産レジデンス、清水建設、大林組、京浜急行電鉄、住友不動産、中央日本土地建物、東急不動産、長谷工不動産となっております。

西地区につきましては、北地区と重複いたしますが、日鉄興和不動産、三菱地所、三菱地所レジデンス、旭化成不動産レジデンス、五洋建設、清水建設、京浜急行電鉄となっております。

また、南地区でございますが、こちら一部重複いたしますが、日鉄興和不動産、三菱地所、三菱地所レジデンス、旭化成不動産レジデンス、東京建物、五洋建設、大林組、東急不動産となっております。

また、次の総事業費、補助金額というご質問でございますが、現在、各準備組合により、まちづくり検討が行われている状況でございます。また事業化されている段階ではございませんので、このため、総事業費、補助金等も、見込みといえども現時点では未定でございます。

○石田（ち）委員 本当に今、皆さんもおっしゃっていましたが、群がっている、名立たる大企業がメモが取れないほど群がっているなという状況がすごく分かったと思います。

それで、委員長の許可を得て資料を出します。紙でアナログですけれども、これがパース図といいますかイメージ図、白くなっているところが新しく建つ、これだけでも超高層ビルが14棟ある状況です。それで、ここに人道橋、今は架かっていないですけれども、これができていることと、あと、この辺の道路の架け替えなどもあるのかなというように見てとれるのですけれども、この新たな人道橋の建設や道路の架け替えがあるのでしょうか。伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長 今、委員がお示しいただいたものは、恐らく地権者の方にお配りしている再開発ニュースだと思われま。まず1つ目の人道橋と言われる、今、品川浦のほうに架かっているものですが、こちらにつきましては、平成26年度に策定いたしました品川駅南地域まちづくりビジョンの中では、骨格的な公園、緑地の整備と歩行者ネットワークの延伸といたしまして、品川インターシティのほうから品川浦の南側まで続く歩行者ネットワーク構想として、こちらを示しているところでございます。

準備組合では、これらを踏まえまして、にぎわい創出や景観形成、水辺との触れ合いなど、様々な観点から都市基盤の検討を行っているものと認識しているところでございます。

また、都市計画道路の付け替えというか、再編というご質問でございますが、現在、検討が進められている地区内には、今、委員おっしゃられたとおり、補助149号線と、補助162号線という2本の都市計画道路がございます。準備組合では、現在、関連する上位計画に基づきまして、まちづくりの検討を進めております。その中で都市計画道路の在り方についても検討がなされているものと認識しています。

○石田（ち）委員 この13.5ヘクタール、そして、これだけの今言っていた企業が入り、そして道路も架け替えて、人道橋も新設されると、もう莫大な税金、1,000億円を超えるのではないかと私たちは思っておりますけれども、それだけの事業になります。

どの再開発の地域でも出ている声ですが、準備組合に入らないと情報がもらえない。これが大きな問題だと思っています。でも、入ると、まちづくりの機運が高まっていると区に判断されて都市計画決定に入る理由に使われるということで、反対する方や疑問に思っている方は、入るにも入れない。このやり方が本当に私はずるいと思うのです。ぜひ住民に、準備組合の情報を区から住民に情報を出していただきたいと思うのです。区の事業ですし、予算書にも決算書にも明記されている事業です。これまでの会合に区は参加もしています。準備組合に入っていない権利者に、区から情報を出すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長 準備組合に加入していない方への情報発信の在り方というご質問だと思いますけれども、市街地再開発事業、現在、検討されている情報につきましては、やはり準備組合の情報資産となつてございまして、最終的に準備組合が情報を発出するしないかというところは、判断はそちら側になると考えてございます。

一方で、準備組合に加入したくない方や、事業にやはり少し疑念を抱かれています方は、一定程度、私たちのほうにも声が届いていることは把握はしているところでございますので、そういった方につきま

しては、品川区のほうにお問合せいただきまして、ただ一方で、再開発準備組合との調整はございますけれども、そういった形で不安の解消に努めていきたいと考えているところでございます。

○石田（ち）委員 反対をしていますが地権者なのです。なので、平等に情報は入るべきだと思います。なので、この住民の皆さんも、行政の良識を見せてくださることを期待していますということで、とにかく情報が欲しいと。そして、反対する区民にも寄り添ってほしい、無視しないで、進めないでほしいという声が本当に強く届いておりますので、ぜひ区の事業である品川駅南地域のまちづくり事業の情報を、区から地権者に出すように強く求めたいと思います。

○新妻委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 お願いします。367ページの区内一斉防災訓練、333ページ、放置自転車対策事業で伺います。

一斉防災訓練に関連して、避難所のところで、一般質問で、避難者受付簿のデジタル化というところで質問させていただきました。区民の方の負担軽減というところで大事だなというところと、早期の受入れができるというところ、そういったところで検討をということで、ご答弁としては、災害マニュアルを検証するとともに、地域の方の負担軽減につながることから検討していくということでしたので、どのようなものが検討されているのかお知らせください。

放置自転車対策事業のほうですが、放置自転車が減っているというようにお話も先ほど来ありました。八潮の保管所の話も出て、活用というところでは、私もずっと不動前駅から徒歩数分のところにある保管所の活用は、しっかりと考えていったほうがよいと思っていますということでお伝えしておりましたので、ぜひそこも、今後、区民のニーズ、行政ニーズ等を考えて、様々活用していただきたいと思いますというところで、今後の放置自転車対策で、現在、放置自転車があったら貼って警告して、その後、またあれば収集して、管理して、返還みたいな流れがあると思うのですが、どのような流れになっているのか教えてください。

○平原防災課長 避難所の受付における電子化でございますけれども、現在、前回の定例会でご答弁させていただいたとおり、検討をしていくということで考えているところでございますが、具体的には、現状すぐできるところでは、スマートフォンアプリを活用した形での居場所の登録に近いような形から状況を把握する、それを避難所の受付で行うといったところを考えてございまして、SNSアプリなどを活用して、まずは導入することを検討しています。

また同時に、国のほうでもマイナンバーカードを活用した避難所のシステム開発も進んでございまして、そちらは国の動向を注視しているところでございます。

○山下交通安全担当課長 警告から撤去、返還までの流れについてでございますが、まず、放置されている自転車については、オレンジ色の札を貼りつけまして、撤去までの時間は、若干、一周、二周した上で、30分から1時間見た上で、まだ放置されているものについて撤去する。撤去しました自転車については、国道1号より西側が不動前、東側につきましては八潮北の保管所に保管する形となっております。

また、撤去された自転車を取りに来る方、すぐ取りに来る方もいれば、しばらく時間がたってから取りに来られる方もいますので、防犯登録が付いていれば、警察に所有者照会をして、取りに来ない方につきましては通知書を送りまして、それでさらに取りに来られなかった方については、最長で3か月ほど保管した上でリサイクルに回すという状況となっております。

○大倉委員 現在の区としては、スマホアプリ、SNSアプリを活用ということで進んでいるという

ことと、マイナンバー、今後、国を注視してということで、まずは進めるというところで非常に区民負担というところでいいかなと。

現在だと、そのデータの使い方としては、まずは登録するというところで、お話ししていく中で、こうした活用したものが電子化されて、より行政側の、把握する側の負担軽減とか、住基との突合というところでは、かなり難しいというお話を聞いたので、これはなかなか、国のほうで動いていかないとできないのだなというところで理解できました。

そういうところでは、改めて確認で、紙で書かれた方は、どのように入力されていくのかというところと、また、SNSアプリを活用して登録をされた方、具体的にどうやって登録されていくのかということと、検討中ということで、分かればということと、あとは、その確認の方法、登録しましたよという確認の方法をどうするのか教えてください。

放置自転車のほうですが、今、質問の仕方で、もう少し聞きたかったところが聞けなかったのですが、今、基本的には紙でやっているのかなというふうに思っていて、こういった紙媒体でやるよりも、デジタル化していったほうが、非常に効率的だし、コストも削減できるのではないかなというところがあります。様々そういった放置自転車の対策をデジタル化している業者もあるようで、少し調べてみたところ、何社かあるのですが、メリットとして、台帳記載の軽減とか、効率的な保管所の運営とか、事務作業の軽減とかができて、はがきとかメールとか、そういったところの返却時の対応で、それが進めば区民サービスの向上、また、早期な返還にもつながると思います。はがきも結構時間がかかるなと思っているので、そういった早期の返還にもつながるかなというところや、夜間の電話とかも、こういったものも対応しているところもあるようです。

ほかにも、区民の方から、この撤去された理由等の問合せが来たときに、データで一元化していて、それが携帯等で見られるようになれば、こういったところで、こうした理由で撤去されていますということが分かるようになれば、区民の皆様からの質問等も減っていくのかなというところが考えられますので、そうした取組について教えてください。

あと1点、放置自転車返却時の、バイクでもよいのですが、保管所での返却が、今、現金だけになっているかと思っています。こうしたところもキャッシュレスを進めていっていただきたいと思いますので、それについてもご答弁をお願いします。

○平原防災課長 まず、避難所の受付のところでございますが、紙で受け付けする、あるいはスマホで受け付けするというのは、いずれも避難所の受付の話でございまして、その後、登録するであるとか、あるいは、集約して把握するといったところは被災者台帳のほうでございまして、一義的には別物でございまして。そういったところを連動させようといったところが最終的なものなのですけれども、紙でいただいたものについては、まず、避難所受付では、それを集計いたしまして、避難所の割り振りというような形を行っていく形になります。これについては、アプリを使ったものについても同じでございます。単に紙で書く、その手間がなくなったといったところで、行列の縮減効果があるといったところでは、

被災者台帳に入力する際は、現状では、マイナンバーを使わない限りでは、最終的には手入力という形になるというふうに認識してございます。

○山下交通安全担当課長 現在、紙で行っているところのデジタル化につきましてでございますが、警告書につきましては紙で貼っておりまして、撤去する際に、タブレット等を使用して、そういったものを入力して、管理システムで運用しているところでございます。

ただ、タイムリーにできているかといいますと、若干のタイムロスがあるところもありますので、これは今後の研究材料というところがございます。

また、返却のシステム、現金ではなくキャッシュレスということでございますけれども、こちらのほうも、今はそういう時代になっております。自転車駐輪場の利用料金もキャッシュレス化しているところがございますので、こちらのほうも今後に向けて検討していく必要はあるのかなと考えているところがございます。

また、公開につきましては、個人情報等がありますので、そちらは慎重に判断してまいりたいと思います。

○大倉委員　ということで、避難所のほうは、まずはスマホのSNSアプリというところもやりつつ、国の動向を見ながら、より利便性というか、効率的なほうも検討をぜひしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

放置自転車のほう、もう既にDX化が進んでいるというところで、分かりました。今のご答弁だと、まだ工夫できるところがあるというようなお話もありましたので、ぜひ、より返還まで早くできるようにしていただければと思います。

キャッシュレスは、ぜひ進めていってください。お願いします。

○新妻委員長　次に、あくつ委員。

○あくつ委員　369ページ、防災体制整備費、そして339ページ、橋梁管理費から伺ってまいります。

災害時のトイレ問題について、本年3月の予算特別委員会、そして今回の歳入の款で繰り返し質問してまいりましたが、改めて本日も取り上げさせていただきます。

以前にも申し上げましたけれども、私ども公明党、本年1月1日の能登半島地震の発災時から現在まで、担当の国会議員20名を決めまして、毎週被災地に入り、避難所を回って実態と課題をつかみ、必要なことについて、国や他機関に働きかけを行っております。トイレトレーラーの派遣を行っている一般社団法人助けあいジャパンのディレクターの方と先日お目にかかった際も、この件について、具体的な議員の名前を挙げて感謝をされていきました。現地の首長たちも、国会議員が毎週被災地に入り続け、現地からの発信を続けてくれているのは公明党だけだとはっきりとおっしゃってくださっています。

私たちも被災地にボランティアで行きました。また、さっき、机上の空論という話がありましたけれども、現地を見ないで、そういう机上の空論はやはりよくないなと私も思います。

一方、品川区では、罹災証明の発行のために、区職員を交代で派遣されました。先週、協定を結ぶ行政書士向けの勉強会に私も参加させていただいて、派遣職員の方、また、熊本地震で実際に事業に従事をされました防災課長の具体的かつ説得力のある講演、質疑応答も拝聴しました。1月1日の能登半島地震で、輪島市へは5回、支援物資をトラックで搬送して、先日の豪雨で再び大きな被害を受けた輪島市へ、9月26日に毛布やトイレなどを乗せて出発した。真心からの地道な支援を続けていただいていることに、これは区民として非常に誇りと感謝を申し上げたいと思います。誇りを感じます。

災害時の劣悪なトイレ環境については、災害関連死のリスクを高める。その原因については何度も説明をしてまいりましたので、今日は省きます。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、そして能登半島地震と、同じようなトイレ問題の悲劇が繰り返されてまいりました。これも何度も申し上げていますが、災害時のトイレ問題は、命の問題であって、人間の尊厳の問題であると、これは実感を込めて、現地に通っている国会議員からも直接私も

聞きました。

教訓を踏まえて、この前、石井代表と、うちは代表が代わりましたけれども、その代表質問においては、これまで国会や地方議会において、TKB（トイレ・キッチン・ベッド）、この迅速配備など、避難所環境の大幅改善を政府に提言してまいりましたけれども、特にトイレ問題について、さらに備蓄計画を強化して、トイレトレーラーやトイレカーの配備を強く訴え、今後も直ちに全国の避難所の総点検を実施し、必要な資機材の確保や円滑な避難所運営のための支援など、国が前面に立って進めることを求めています。

そこで伺います。災害時のトイレ問題について、品川区はどう考えておられるのか、改めて教えてください。

○羽鳥防災体制整備担当課長 災害時のトイレ問題についてでございます。

劣悪なトイレ環境は、飲食やトイレを我慢することになりまして、体調不良を引き起こす原因となります。最悪の場合は、災害関連死につながってまいります。災害時のトイレ問題は非常に重要な課題であるというふうに認識してございます。

避難者の命や尊厳を守るためにも、災害時のトイレ対策について、品川区といたしましても取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○あくつ委員 同じ思いでありますけれども、この10月から品川区でもいよいよ携帯トイレの郵送が始まりました。私のところにも届いたよというご連絡とともに、ある高齢者からは、その方は広報しながらお等、一切そういう媒体を見ない方ですけれども、これも何人かの方から、これはあとで高額請求されるのではないかというような話がありまして、詐欺ではありませんよということはお伝えをしたのです。これは意見です。さらなる周知をお願いしたいということ、結構かさばるものが来るので、「なんだろう、これは」ということで、結構びっくりされる。

トイレ問題に備える意識啓蒙という点では、非常にこれは時宜を得た適切な事業であって、森澤区長はじめ、防災課の事業実施のご判断は評価をさせていただきます。

トイレ問題を重要視する国では、過去の震災での教訓を踏まえまして、内閣府が2016年、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」というものを公表しています。そこでは、自治体に対して災害時のトイレ確保・管理計画の策定が望ましい、努力義務ですけれども、そういうことを決めています。

しかし、これも言いましたけれども、やはりつくっている自治体は3割ぐらい。先日も申し上げましたが、23区では、策定済みなのが、墨田、荒川、世田谷、杉並、練馬、江戸川と、私が調べた限りでは6区になっております。

私は、防災区民組織の本部員として、NPO法人日本トイレ研究所の講演を2回、これは町会・自治会とか、品川第二地区主催で2回やったのですけれども、それを聞きました。そのときに私も質問させてもらったのですけれども、その際に、加藤篤さんという代表がおっしゃっていたのは、2016年の熊本地震の後に実施したアンケート調査では、地震発生後3時間で約4割、6時間で約7割の人がトイレに行きたくなったと。災害時に一番大切なのは、もちろんその場で命を守ることなのですが、急場をしのいだ後に安全な場所に避難して、やはりイメージするのは水や食料の確保と思われるのですが、実は最優先はトイレであったと。過去の調査で優先的に必要になったのはトイレだったということでした。

このトイレの教訓をどう生かすかというところについては、加藤代表は、まず2つ。1つは、まず平

時からトイレ対策の責任者を明確にすることが1つです。そして2番目に、これは行政です、2番目に計画をつくること。丸腰で対応できるほどトイレ対策は甘くない。軽んじていないか。どれくらいの人被災したら、どれくらいのトイレ物資が必要か、その段取りは、時間経過に応じた計画が必要です。予算特別委員会、そして今回の歳入の款でも伺いました。ご答弁の中では、策定は当然していませんけれども、地域防災計画の修正の中で、国のガイドラインに沿った形でうたっていくと、このようなご答弁だったと思います。

そして、トイレ対応の責任者については、防災体制整備担当課長が、ご自身がその責任者である、そのとおりだと思うのですけれども、実際、発災したら、トイレのみならず、課長は多分、他自治体とのやり取りとか、国とのやり取り、東京都とのやり取りに忙殺されると思うのです。私が申し上げているのは、実務的な責任者を決めていただきたい、こういうことを申し上げています。

繰り返しますけれども、トイレ問題というのは、人間の生理現象であり、発災から数時間で必ず発生します。初期対応を誤ると、これは今までの経験で何度もありました。その後のリカバリーがかなり難しくなってくる。命の問題、尊厳の問題であるということから、これをご理解していただけないでしょうかということ、繰り返しになります、改めて伺いますけれども、トイレ問題を設備の問題と捉えず、災害関連死を防ぎ、尊厳と公衆衛生を確保するための緊急事項として位置づけていただいて、品川区としての具体的な災害時のトイレ確保・管理計画を策定していただけないでしょうか。

併せて、実務的な意味でのトイレ対応の責任者の設置をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○羽鳥防災体制整備担当課長 トイレの確保・管理計画についてでございますが、国のガイドラインや他自治体の事例なども参考にさせていただきながら、また、トイレトラックの運用方法も整理をさせていただきながら、策定に向けて具体的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、災害時のトイレに対応する担当者についてでございますが、参集人員の状況など様々でございます。ただ、組織といたしましては、災害対策本部の物資調達課が対応することになってございます。その中で、しっかりトイレ対応ができるような体制はとってまいりたいというふうに考えてございます。

○あくつ委員 前向きなご答弁をいただきまして、ご理解いただいて、ありがとうございます。ぜひよろしく願います。

次に、青物横丁駅前交差点の歩道橋のバリアフリー化について、橋梁管理費から伺ってまいります。

これは長年の地元の悲願でありまして、これも何度も申し上げますが、2021年に衆議院の予算委員会で、公明党の高木美智代さんという、現在、勇退されましたが、この方をお願いして衆議院の国会で質問していただきました。それを契機にいたしまして、各機関合同の勉強会が設置され、バリアフリー化が検討されていると認識しております。

伺います。これまでの勉強会の実施状況について、まず、勉強会の名称、主催者、そして構成機関、これまでの実施回数と開催時期について教えてください。

また、本件の品川区の管轄部署は、これまで都市計画課であったと思うのですけれども、少し変わったというふうに伺っておりますが、その理由について教えてください。

○櫻木地域交通政策課長 私からは、青物横丁駅前交差点の歩道橋のバリアフリー化についてお答えいたします。

勉強会の名称ですが、「青物横丁交差点のバリアフリー化に関する勉強会」という名称でございます。

主催者は、国土交通省の東京国道事務所。

構成機関は、東京国道事務所、警察、東京都、品川区でございます。

開催回数は、これまで3回で、1回目は令和3年12月、2回目は令和5年2月、3回目は令和6年7月となります。

所管が変わった理由でございますが、これまで都市計画課が担当していました「やさしいまちづくり事業」というものがございます。それが当課に移管されて、開発が絡まない鉄道駅のバリアフリー化については、当課が対応しているものでございます。

○あくつ委員 直近で今年の7月に開かれていると。改めて、特に直近の7月の第3回の中身、非常に期待をしたいと思うのですが、具体的に、どのようなボリュームの報告があり、何が検討されたのか、そして、どのようなことが決まったのか教えてください。

また、所管が変わりまして、地域交通政策課長は、初めてこの勉強会に参加されたと思いますが、京急青物横丁駅交差点のバリアフリー化に向けての品川区の方針を教えてください。

そして、初めて勉強会に参加されて、この当該の歩道橋を所管する先ほどの構成機関、国、そして東京都、また警視庁、警察です、それぞれの思い、意気込み、つまり、バリアフリー化が具体的に前進している感触を得たのか教えてください。

○櫻木地域交通政策課長 3回目の内容ということでございます。3回目につきましては、国のほうから、可能性のある様々な案を、比較等なしに、可能性として提示を受けているところでございます。そして、関係施設などのヒアリングを行い、具体的な中身にしていきたいという意向を示されているところでございます。

勉強会への思いということですが、私も幾度となく現地を確認して、現状のままでは地域の皆様が非常に使いづらい不便な状況にあるという認識は改めて感じております。勉強会や意見書作成に関しては、きちんと地元区の立場から意見を申し上げて、早く対応が進むように、また、品川区としても必要な協力は積極的にさせていただくという態度で臨んでいるところでございます。

各機関の状況ですが、国は、少しでも前に進めたいという状況でございました。また、都においても必要な協力は行うということです。

ただ、やはり交通管理者である警察につきましては、別の観点、交通安全や円滑な交通の実現という観点から臨まれているところでして、ブレークスルーのポイントになるのかなという印象を持っております。

○あくつ委員 ありがとうございます。ご詳細に雰囲気も教えていただきました。ぜひ、数十年塩漬けになっていたこの課題が、今、動いているという実感も、私も今、課長のお話を聞いて感じました。

1点だけ心配があります。よくあることで、いろいろな調査をやって、データ、例えば通行人が何人いるとか、そういうものを基に、こういうふうに決定しましたということで、いきなり地域の方に案みたいなのが示されて、「いやいや、そうじゃないんだよ、そうじゃないんだよ、私もその地域に何十年も住んでいますから、いや、そういうことを言っていたら、何十年も言ってきたわけじゃないんだよ」という案が提示されても、これはもう本当にみんながっかりしてしまうということもあります。

具体的に言えば、南西地域、池上通りの海岸寺側というか、品川エトワール女子高等学校の向かい側、これは地元の人しか分らないと思いますけれども、そちら側のほうの、たくさんのニーズを、私もこの十何年聞いてきたのです。そのたびに頭を下げてきたのです。もう少しですからということで。

だから、もし全然違うところに何かそういうバリアフリーができてしまった場合に、これ、皆さん、

本当にがっかりされるので、本勉強会の中で、恐らくまだそういった地域の意見を聞くということはやっていないと思うのです。分かりませんが、やっているのかもしれませんが。ただ、地域の方に聞いたという話は、私、聞かないものですから、ぜひ、少なくとも複数の選択肢を示していただいた上で、地域の方たち、これは施設の方だけではなくて、町会の方、町会の方が中心になると思いますけれども、そういう方だけではなくて、地域の方の声をしっかり聞いてください。こういうことを国土交通省、また関係機関に対して品川区から強く主張していただきたいと思いますが、お願いですけれども、最後、ご意見をお願いいたします。

○櫻木地域交通政策課長 委員ご指摘のとおり、個別の施設の意見だけではなくて、地元の意見をまずはしっかりと聞いてほしい、説明してほしいということを区からは申し入れていきたいと思っております。

○あくつ委員 力強いご答弁をいただき、ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。期待しております。

○新妻委員長 最後に、まつざわ委員。

○まつざわ委員 私からは、成果報告書の41ページ、地域交通検討経費と、防災全般より、備蓄、そして防災組織についてお聞きしたいと思います。

地域交通検討経費につきましては、事務事業概要で、全体の執行率92%、効率的に予算が執行されたことは確認いたしました。その中で、コミュニティバスの利用者満足度、これは70%を超えて大変評価ができるという部分です。先ほど、見直しの話も少しありましたが、この見直しの判断基準が、周知率が50%以上です。そうすると、シルバーバスの利用を含めると、約54%。しかし、シルバーバスの利用を除くと、約30%になります。この数字をまずはどう評価しているのかお聞かせください。

○櫻木地域交通政策課長 コミュニティバスの収支率についてでございます。

区は、コミュニティバスの導入検討時に、コミュニティバスの導入計画を策定いたしまして、その中で収支率50%を評価指標として定めております。しかしながら、令和5年度の段階では、収支率は50%に届いていない状況と認識しております。

ただし、コミュニティバス導入計画で50%の指標設定後に、交通管理者の協議により、西大井循環ルートを外すなどのルート変更、コロナ禍の影響による外出控え、世界情勢の変化による燃料費の高騰、新しいモビリティの登場等、様々計画策定時とは想定と異なった状況になっていると認識しております。区といたしましては、そのような状況変化や、福祉的な観点を踏まえつつ、コミュニティバスの継続や収支率について総合的に判断してまいりたいと思っております。

○まつざわ委員 品川区の交通機関は、非常に利便性が高いですが、バスの本数が少ない地域があります。また、運転手不足、人件費、材料等の高騰によって運行経費の増加しています。多様なニーズに対応する新しいサービス、交通機関を総合的に配慮しながらコミュニティバスの本格運行を検討する必要があります、そういうふうを示されております。

このコミュニティバスの試行運行に加えて、A I オンデマンド交通、グリーンスローモビリティ、多様なニーズに対応する新しい交通サービスの導入、これは昨年度の令和5年度から検討していくという部分でありますけれども、これが一体どういう検討がなされているのかお聞きします。

また、A I オンデマンドの交通導入によって、一体品川区にどのような効果が期待できるのか、それを教えてください。

○櫻木地域交通政策課長 まず、グリーンスローモビリティについては、先週より、旧東海道の北品川から天王洲地区を結んで実証運行を開始したところでございます。まずは実証運行を通じて課題の洗い出しをしつつ、運行改善を図っていきたいと考えております。

A I オンデマンド交通につきましては、一般的には、おおむね1.5 kmから2 km四方の範囲をめどに運行区域を定めて導入することとなります。導入区域につきましては、交通サービス圏域外でコミュニティバスが運行されていない地区を念頭に、現在、交通管理者と協議を進めるところに、地域の交通事業者からお話を伺っているところです。

課題としましては、ミーティングポイントと呼ばれるデマンド交通の車両が停車することができ、乗客が乗降できるような場所について、構造上の交通を阻害しないような場所に設定することが、なかなか区内の狭隘な道路では難しいということが挙げられます。

ただ、効果としましては、比較的バスよりも近い場所にミーティングポイントを設定できる可能性があること、または人数が少ないモビリティですので、公共交通機関がなかなか使いつらいというご利用者の方も使いやすいような可能性があるのかなと考えております。

まだ検討がまとまった段階ではございませんが、まとまり次第、速やかにスケジュール等をお示できればと思っております。

○まつざわ委員 要は、A I オンデマンド交通は、コミュニティバス以外のところで考えていくと。課題の中には、コスト面などの課題がありました。そこは分かりました。認識しました。

先日、会派で、A I オンデマンド交通、m o b i という運用している会社の勉強会を行ったのです。m o b i が、都内でも、豊島区をはじめとして実証実験をしまして、今度、港区で正式にやるそうです。

これ、すごくよいなと思ったのが、ハイエースを導入しているというお話がありました。バスでは入れないような道も通ることができる、そしてまた、車椅子の対応もできるそうなのです。これがアプリとか電話で簡単に呼べて、そして相乗りしながら目的地に向かうサービス、これがオンデマンドなのですけれども、会派の勉強会の中でも、非常によいものだという意見が出てきました。このようなシステムは、区でも当たり前知っていると思いますが、コミュニティバスもそうですが、例えば、この先、検討するというお話の中で運行計画を立てていきますよね。でも、運行計画の中で、先ほど、石田しんご委員からもありました、コミュニティバスとオンデマンドなど、私も地域交通の全体を考えていただきたいです。個々の交通手段ではなくて、地域交通全体で検討するというのに私も共感しています。また、田中委員からもありましたけれども、地域住民主導で考えるということは私もとても大事だと思っております。

地域交通の課題は、やはり当たり前ですけれども、私たち地域に住んでいる住民が一番理解しているのです。行政とか、いろいろな会社もそうですが、行政や会社、その会社の課題という感覚と、私たちが住んでいる感覚は、絶対にイコールではないので、例えば、そういった先の運行計画を立てる際にも、やはり地域住民は必ず計画の中に入れていただきたいと思っておりますけれども、ご見解をお聞かせください。

○櫻木地域交通政策課長 運行を検討する際に、地域住民を含めて検討ということでございます。A I オンデマンド交通を進める際には、あらかじめ地域の皆様にご説明をさせていただくとともに、その際にミーティングポイントの設置等のご要望等も伺えればと考えております。なかなか法規制等で難しいご要望等もあるかと思っております。時には地域の方のご協力を仰ぎながら、一緒に地域の皆様が使いやすいような事業にできればとも考えております。

○まつざわ委員 ぜび地域と一緒に、すばらしいシステムを考えていきたいと思っています。

次に、防災の中の備蓄についてお聞きしたいです。

災害対策基本法によって、各自治体で地域防災に備蓄を増やしましょうと定められています。南海トラフ地震によって支援が受けられない。先ほどもありました、3日から7日間、1週間は備蓄をするようにしましょう。これによって備蓄の積み増しが多分起こってくると思うのですが、区における備蓄の状況、今後の計画をお示してください。

○羽鳥防災体制整備担当課長 区の備蓄物資の状況についてでございます。

東京都地域防災計画（震災編）では、都と区市町村は、発災後おおむね3日分の物資を備蓄することと書かれてございます。区が1日分、都が2日分ということで役割を分けて備蓄することと認識してございます。

今年の3月には、都が保有する21万食の食料を寄託物資として区の備蓄倉庫に受け入れるというような対応も行ってございます。区が保有していた食料50万食と合わせますと71万食、想定避難者数9万人に対して、2.6日分の食料を区の備蓄倉庫に、現在、確保しているという状況でございます。

そのような対策を行っているところでございますが、一方で、備蓄スペースには限りがございますので、なかなか備蓄量の拡大というところには限界があるのかなというふうに考えてございます。量的拡大の部分に関しまして、不足する部分は、区によるプッシュ型の支援であったり、民間事業者の協力などを得ながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

また一方で、区といたしましては、今後、女性や子ども視点の物資など、質的な充実についても対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○まつざわ委員 ご説明ありがとうございます。足りない部分は協力して、事業所などでやっていただきたい。

それでまた物資の話になりますと、先ほども出ました災害協定の中で、この災害協定も、結局、結ぶのは品川区だけではないですね。須貝委員からもありましたけれども、みんな広範囲に被災するので、結局、協定を結んでも、品川区は優先ですということは多分ないです。そうすると、災害協定は結んでいますけれども、品川区だけではないから、すぐに支援につながらない場合も考えられると思うのですが、そこら辺の見解をお聞かせください。

○平原防災課長 災害協定でございますけれども、例えば、複数の自治体と締結しているもの、あるいは、広域自治体である東京都と基礎的自治体である品川区と結んでいるもの、あるいは、協定事業者が被災している場合などが考えられまして、直ちに協力を求めることができない場合もございしますが、そのための対策といたしまして、例えば、同業の複数の事業者と協定を結ぶなど、そういった時点で得られる勢力を結集して災害対策を行うことを計画しているものでございます。

○まつざわ委員 複数の事業の計画を結んで協定を結ぶ、そういった協定をしっかりと結んでいることが分かって安心しております。

最後ですが、先日、MXテレビ「激論サミット」を拝見させていただきました。これ、森澤区長が出ていまして、戸越銀座町会、また戸越二丁目の町会の皆様が、地域防災の連携について議論を行っていました。

そこで、私は、その中ですごく感銘を受けたのが、新しい共助という考え方なのです。新しい共助は何かといいますと、例えば、商店街で防災をやる、例えば、戸越銀座が防災フェスタをやっています。それに近隣する町会も防災というのはやっているのです。ただ、ここが一緒になったことはないのです。

よね。これをつなぐ役がない。つなげる音頭をとることが相当難しい。ここの部分を新しい共助の部分で、つながりのないところをつなげる、これを新しい共助という言い方をされていて、この考え方に私はとても感銘を受けまして、やはり地域防災が少ないところに地域防災力がある人が助けてあげる、それは当たり前のことであって、それが町会同士でできないのだったら、その部分を行政が助けていただくということは、本当に大切だと思っています。

そこで、この新しい共助というものに対する区の考え方を教えていただきたい。

○平原防災課長 災害時の共助というものでございますけれども、災害が発生した後は公助が届きづらいということで、共助の役割が非常に重要だというふうに私ども認識しております。

ただ一方で、防災区民組織を中心としたこれまでの共助の枠組み自体は、頑張っていたいてはいるのですけれども、なかなか課題もあるといったところでございます。

そういった中で、例えば商店街やマンションなど、単体では防災の取組が進んできたものの、もう一歩広げるという意味では課題を感じているようなところを、まずは区が仲立ちをして、今、委員からもございましたけれども、それぞれをつなげるような場、つながりの場をつくっていきまして、顔を合わせて話し合っていていただく、そういったところが新しい共助の第一歩と考えてございます。

そういうような取組が進んでいくと、後々区が入らなくても、どんどんと災害時の助け合いの取組が広がっていくものというふうに考えているところでございます。

○まつざわ委員 ぜひ難しい、つながりとつながりのないところをつなげるきっかけ、これはぜひ行政でもまずやっていただきたいと思っております。

我々も行政に任せっきりすることではなく、やはり一緒にできることは全力で取り組んでいきたいと思えます。それを踏まえれば、新しい自助、また新しい共助、新しい公助、これをとともに考えていきたいと思えます。

本日は、長い時間お疲れさまでした。終わります。

○石田（し）委員 こんな時間なので手短にしますが、1点確認させてください。委員会運営についてです。前回の予算委員会でも問題となりました委員会の成立について、改めて確認させてください。

各会派、出席者は半数以上と聞いています。私の認識どおりで間違いがないかを確認させてください。

○新妻委員長 ただいま石田しんご委員からありました今回のこの決算特別委員会、各会派半数以上というふうに取り決めたところでございます。

○石田（し）委員 ありがとうございます。

○新妻委員長 よろしいでしょうか。

○石田（し）委員 はい。

○新妻委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月11日午前9時半から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後6時34分閉会

委員長 新妻 さえ子